

人口問題研究

第 67 号

貸
出
用

昭和 32 年 2 月刊行

調 査 研 究

東京都下の小・零細企業従業者に関する調査結果の概要(1).....	宮 川	実 1
平均余命曲線の型について(3).....	館	稔 19

資 料

地域社会の大きさと人口の実質的增加.....	上 田 正 夫	30
------------------------	---------	----

統 計

人口に関する主要指標——昭和30年国勢調査結果(2)——国際人口統計(3).....		49
--------------------------------------------	--	----

雑 報

実地調査の施行——財団法人・人口問題研究会 人口対策委員会の潜在失業対策に関する決議.....		72
----------------------------------------------------	--	----

厚生省人口問題研究所

調査研究

東京都下の小・零細企業従業員に関する調査結果報告 (1)

宮 川 実

目 次

は し が き	1
I 対象事業所の性格	2
A. 経営組織	2
B. 従業員の従業形態別構成	3
C. 被雇用者の就業手づる	4
II 年令別, 性別, 教育程度別構成	5
A. 年令別構成	5
B. 性別構成	7
C. 教育程度別構成	8
III 出身から現職への就労過程	9
A. 義務教育終了地別構成	9
B. 扶養者の職業別構成	11
C. 現職への就労過程	12
イ. 現職就労前の前職経験回数	12
ロ. 有前職者の主要前職就労地	13
ハ. 有前職者の主要前職業域	14
ニ. 最初の就労年令	15
ホ. 現職従業年数	16
IV 世帯構成	} 次 号
V ま と め	

は し が き

戦後10年を経過した我が国の経済は、戦前を上廻る規模と内容において再建されつつあるが、人口の増加とそれに伴う労働力の増大傾向も又戦時中の停滞を埋め上昇の一途を辿っている。戦前より我が国産業構造の中において資本に対する労働力の過剰、或いは労働力に見合う資本の発展の立ち遅れが、既に指摘されていたが、戦後経済再建の面においてかかる労働力の消化が人口問題の一環として大きく浮び上つて来た。そしてこのような過剰労働力は低賃銀労働力として産業の各部門にわたつて押込められて来たのであるが、殊に我が国近代資本主義発達の中で保存され、生産力の低い産業部門として据置かれて来た中小企業及び第一次産業においては、必然的に一層低賃銀化した

労働力を大きく吸収して来ている。更に戦後の大資本生産の拡大と高度化を中心とする経済再建は、中、小、零細企業の立場を更に苦しいものとし、労働力の激増と相俟つて、その中に吸収されている労働力の潜在失業的色彩を決定的に濃いものとしつつある。そして今日の日本の人口問題は、このような人口層の存在に集約されているといつてよいであろう。

人口問題研究所は、農村、近代産業従業員等にわたつて、昭和30年に人口学的総合調査を施行したが、本調査はその一環として、以上のような視点から、かかる人口層が人口学的に如何なる性格と構造を有しているかを解明する一つの手がかりとして行われた最初の実験的調査で、東京都に集積する小・零細企業従業員を対象とし、主として年齢構成、出身地構成、就労過程、及び従業員形態等の分析のための資料獲得に主眼が置かれている。

なお調査対象及び調査方法について述べれば、中・小・零細企業の中でも、更に低賃銀労働力の停滞していると思われる小・零細企業をえらび、その製造業、卸、小売業に限つて調査をした。又製造業においては、従業員規模30人未満、卸売、小売業（以下商業とする）においては20人未満の事業所の従業員を対象とした。そして製造業事業所、商業事業所の各集積地区である墨田区、及び台東区の中から計約500の事業所を任意抽出し、その事業所に含まれる従業員を、経営者、家族従業員被雇用者の区別なく全部調査対象とした。調査は昭和31年2月1日現在で、配票自計によつて行われたものである。この結果実際に調査対象となつた事業所数、その全従業員数、及び集計に用いられた従業員調査票数は上の通りである。

	事業所数	従業員数	集計票数
製造業	192	1,495	1,251
商業	273	1,411	1,163

なお、対象事業所の標準産業中分類別構成と従業員規模について附言すれば、製造業については、煙草、石油石炭製品工業を除くすべて、商業についてはすべての中分類産業が含まれているが、対象地域の特性から製造業では、化学工業(10.9%)、金属(19.8%)、機械(9.9%)、商業では、パン及び菓子とその他の食料品(15.4%)、呉服衣服及び身廻品(15.4%)、各種商品(12.1%)、金物、荒物、家庭用品(9.2%)が比較的大きな割合を占めている。従業員規模の内訳は次表の通りで、一事業所辺り平均従業員は、製造業で7.8人、商業で5.1人であつた。

	1人～3人	4人～5人	8人～10人	11人～21人	22人～29人	計
製造業	24.0%	21.3%	32.8%	19.4%	2.5%	100.0%
商業	36.6	30.8	25.8	6.8		100.0

I 対象事業所の性格

A 経営組織

本調査では、従業員の調査に並行して簡単に対象事業所の経営組織、従業員の地位別構成、経営者の住居と事業所の近接度について調査をし、対象事業所の性格の指標としたのであるが、先づ経営組織から見て行くと第1表の如く、製造業においては50%、商業においては、38.1%が個人経営で他は大体会社組織形態をとつている。大資本経営と異つて、小・零細企業経営は、経営主の資本というより、労働に頼るところが大であり、寧ろ、労働を中心とした生計的営みとして家内工業的、或いは生業的色彩が強く、僅かの施設を得る小資本を調達して企業を成立させるのであつて

第1表 経営組織別事業所割合(%)

	製造業	商業
個人経営	50.0	38.1
株式会社	21.9	33.3
合資会社	5.2	2.2
合名会社	1.6	1.1
有限会社	20.3	23.8
その他	0.5	0.4
不明	0.5	1.1
計	100.0	100.0

経営主は常に、労働力の中心として、営業して行かなければならないものが多い。従つて資本が小さいだけにその提供は少人数に限られ、中でも経営主個人が個人的に調達する場合が多くなつて来る。それ故、小・零細企業では、会社組織といつても、その実際的内容は個人経営に近く、資金は事業主個人のものが、或いはその血縁関係者の名儀のものが多いのである。

第2表 住居及び事業所の近接度別
事業所数 (%)

	製造業	商業	計
同じ	72.9	78.8	76.3
隣り合つてる	12.5	4.4	7.7
歩いて行ける	4.7	4.0	4.3
遠い	8.3	10.6	9.7
不明	1.6	2.2	1.9
計	100.0	100.0	100.0

小・零細企業が以上の様に経営主の小資本と労働を中心にしている関係から、第一に施設は出来るだけ切りつめられ、従つて労働の場は、経営主個人の生活の場と一致して来る可能性が多い。この調査において、経営主の住居と事業所の一致度を見ると、第2表の如く、「同じ」「隣り合っている」ものが製造業では85.4%、商業では83.2%といづれも85%近くのもので生活の場を労働

の場として提供し、或いは直結させているものであつた。

B 従業員の仕事形態別構成

このような生活と企業的一致の中に、われわれは、小、零細企業が持つている家族主義的傾向の基盤を見ることが出来る。即ち、これらの事業所は、日本の近代資本主義の中において、その経営を維持するため、常に低賃銀労働力を必要としており、経営主は自己の労働力と、その家族の労働力を中心に、その中へ被雇用労働力を住みこみという形で引き入れることによつてそれを確保して来たのである。即ち、これらの事業所においては、労働力を出来るだけ生活の場の中に組入れることによつて、第一に共同生活的な節約をし、低賃銀を補つて行くことが出来るし、第二には、労働時間の調達を最大限に可能とすることが出来る。そしてこうした労働を経営主の生活の場の中に構成し、維持するために、労働力相互の結びつきは、たとえ通勤者であろうとも家族主義的な雰囲気と人間関係の中にひたされて来るのである。更に云えば、小、零細企業は、近代資本主義の発達の中で、大資本の支配の下において、前近代的な、親方徒弟関係、店主、年期雇といつた主従関係の伝統を残し、それを利用することによつて、以上の様な低賃銀労働力を確保し、生きて来たといえるであろう。

今、これを本調査の対象となつた事業所の全従業員に対して、経営主、家族従業員、住み込み従業員、通勤者の四つの仕事形態構成から見ると、第3表のように、製造業においては、22.4%が自家労働力、25.4%が住み込み従業員、52.2%が通勤者となつており、又商業においては、それぞれ、39.8%、37.2%、23.0%の割合になつている。如何に小、零細企業が、低賃銀労働力を獲得するために、家族をその労働力に繰入れ、更に住み込みという形態で家族化した労働力を確保しているかが分ろう。そしてこれを従業員規模別に眺める時、製造業と商業では、各該当する従業員規模の事業所で商業における通勤者の割合が製造業の通勤者の割合に比して小さいことから、商業の方がこうした傾向が強いと云える。更に、1人～5人の事業所では、製造業において72.8%、

第3表 従業員規模別従業員上の形態別従業員割合 (%)

従業員規模	従業員上の形態				計
	経営者	経営者の家族	住み込み従業員	通勤者	
製造業					
1～5人	30.6	25.7	16.5	27.1	100.0
6～10人	12.6	9.8	33.8	43.8	100.0
11～15人	7.9	2.2	36.2	53.7	100.0
16～29人	5.0	3.3	16.6	75.1	100.0
1～29人	12.8	9.6	25.4	52.2	100.0
商業					
1～5人	27.8	28.1	29.4	14.8	100.0
6～10人	14.4	18.8	40.3	26.4	100.0
11～15人	6.9	7.5	47.5	38.1	100.0
16～19人	5.9	8.8	52.9	32.4	100.0
1～19人	18.9	20.9	37.2	23.0	100.0

更に、1人～5人の事業所では、製造業において72.8%、

商業において85.3%を自家労働力及び住み込み労働力で賄い、その余を通勤者で補っているのに対し、従業員規模が拡大するに従い、住み込み従業員の比重を高め、更には、通勤者に依存して行く傾向が見られる。しかも商業においては、企業が大きくなつても通勤者に依存するよりは、住み込みに重点を置いて自家労働力以外の補充を行つていることが分る。

又、第4表のように、これらの従業形態の組み合わせ別事業所割合を見ても、全体で労働力を通勤者のみに依存している事業所は製造業で13.5%、商業で8.1%に過ぎず、家族従業員の存在している事業所は製造業で43.7%、商業で66.7%に達し、住み込み従業員を置いているものは、製造業で61.4%、商業で66.4%となつていて、小、零細企業の多くが、家族従業員住み込み従業員という家族主義的労働力に依存していることを如実に物語っている。しかも従業員規模の大きい事業所においてなお、製造業では70%以上の、商業では60%以上の事業所が、こうした労働力を存在せしめていることは、如何に、小、零細企業の家族主義的傾向が根深いものであるかを感じないわけには行かない。

第4表 従業員規模別従業形態組合せ別事業所割合 (%) (経は経営者家は家族従業員住は住み込み通は通勤者2欄以下は経を省略)

	経のみ	家	家・住	家・通	家・住・通	住	住・通	通	計	
製 造 業										
1 ~ 5人	11.5	27.6		8.0	9.2	3.4	8.0	17.2	14.9	100.0
6 ~ 10人				4.8	4.8	42.8	4.8	34.9	7.9	100.0
11 ~ 15人					5.6	11.1		83.3		100.0
16 ~ 29人					8.3	16.7		41.7	33.3	100.0
1 ~ 29人	5.2	12.5		5.2	7.3	18.7	5.2	32.3	13.5	100.0
商 業										
1 ~ 5人	12.7	27.2		26.6	4.9	7.1	14.7	7.6	9.2	100.0
6 ~ 10人		1.4		35.7	5.7	27.1	5.7	17.1	7.1	100.0
11 ~ 15人				7.7	7.7	46.2			39.5	100.0
16 ~ 19人						66.7			33.3	100.0
1 ~ 19人	1.8	18.7		27.5	5.1	15.4	11.4	12.1	8.1	100.0

因みに住み込み従業員が家族主義的待遇を受けていることは、第5表に見られるようにその賃銀支払い形態において、「賃銀を貰つて、その中から食費と間代を払う」という。自己の独立した生活圏を有するものが製造業で6.5%、商業で3.6%という割合の低さからも察せられることである。

第5表 賃銀支払い形態別住み込み従業員割合 (%)

	製 造 業	商 業
食べさせて貰つて居るが、賃銀は貰わない	0.7	0.9
食べさせて貰つて、その他に賃銀を貰う	42.2	60.1
賃銀を貰つて、その中から食費を払う	37.3	22.4
賃銀を貰つて、その中から食費と間代を払う	6.5	3.6
その他	2.9	6.3
不 明	10.5	6.8
計	100.0	100.0

又こうした小、零細企業の家族主義的傾向が見られるのは、単に家族、住み込みといった従業員の生活と労働の場の同一化からばかりでなく、次に述べるように、被雇用者の就業手づると経営者との関係を見ることによつて、更にこれを明らかにすることが出来る。

C 被雇用者の就業手づる

被雇用者がどうの手づるによつて、現在の企業の従業員となつたかを、第6表の如く「経営者を直接知つているから」「経営者の知人の紹介で」「募集広告を見て自分で」「職安を通して」「学校の紹介で」「その他」と分けて、観察すると、製造業、商業共に住み込み従業員では20%近くが、通

勤者では30%近くが、経営者を直接知っていて就業し、又、住み込み従業員の約60%、通勤者の約

第6表 就業手づる別被雇用者割合 (%)

	製 造 業		商 業	
	住みこみ	通 勤 者	住みこみ	通 勤 者
経営者を直接知っているから	18.7	31.8	20.5	33.7
経営者の知人の紹介で	67.0	41.8	58.9	40.7
募集広告を見て見分	3.6	12.6	6.1	7.1
職完を通して	5.9	7.1	7.0	13.0
学校の紹介で	1.6	1.8	2.5	1.2
その他	2.0	3.7	4.1	2.8
不 明	1.3	1.2	0.9	1.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0

40%が経営者と自己の共通の知人の世話で就職している。これに対して、募集広告とか、職業安定所を通してとか、学校の紹介で就業したものは、住み込みで15%以下、通勤者で約21%にしか満たない。即ち、被雇用者と

経営者は、就業以前から極めて近い関係にあるものが多いといえるのであつて、この様な所謂縁故に重点を置いた労働調達方法によつて、被雇用者と経営主との家族主義的關係の維持が行われているということが出来よう。更に被雇用者の中、経営主と血縁關係を有するものの割合を調べると17%あつて如何に小、零細企業において、低賃銀確保のための家族主義的雇用關係が、實質的なものを物語っている。

II 年令別、性別、教育程度別構成

A 年令別構成

1章に見られた小・零細企業の家族主義的性格は、当然、従業員の年令その他、各面の構成を規定して来るものと考えられる。先づ第1に小零細企業の労働内容は、機械化された部分が少く、主に手労働に依存して、高度の技術を必要としないため、未熟練労働力を受け入れることが可能であり、このことが低賃銀確保という必然的要請と相俟つて、高年令の熟練労働力を排し、低年令の労働力を要求する傾向を有すること、第2に労働力を家族主義的なものとして、経営者の生活圏の中に組入れるためには、自己の生活圏を確立する必要のある高年令労働力は不向きであること、これと関連して家族従業員という自家労働力の調達を行つていること。更に小、零細企業は、あの程度の熟練度に達した労働力が、小資本をくめんすることによつて、容易に独立可能であること。以上の様な労働内容の未熟練性、低賃銀確保、家族主義的形態での労働力保存、企業主としての独立可能の容易さ等の諸条件から、従業員の年令別構成は全体に低年令労働力の比重を大きくして来る。特にこの傾向は、家族従業員と住み込み従業員において著しいといわなければならない。以上を本調査対象によつて見ると、先づ全体的には、第7表の如く製造業において19才以下が23.9%、20代と30代合せて53.9%、40代以上が22.2%、商業では19才以下が20.8%、20代30代合せて52.3%、40代以上が26.9%となつていて、これを同期の昭和31年2月の総理府統計局労働調査報告における全国就業労働力人口の19才以下10.6%、20~39才49.4%、40才以

第7表 全従業員の年令構成 (%)

	男	女	計
製 造 業			
19才以下	20.9	37.6	23.9
20~29才	36.7	34.5	36.3
30~39才	18.9	11.5	17.6
40~49才	10.5	11.5	10.7
50~59才	9.1	3.5	8.1
60才以上	3.9	1.3	3.4
計	100.0	100.0	100.0
商 業			
19才以下	20.4	22.0	20.8
20~29才	38.1	38.4	38.2
30~39才	14.0	14.2	14.1
40~49才	13.1	14.6	13.5
50~59才	9.4	7.7	8.9
60才以上	5.0	3.1	4.5
計	100.0	100.0	100.0

上40.0%と比較する時、低年令労働力の割合が高いことが認められる。次にこれを従業形態別に見

第8表 経営主の年令構成 (%)

	製造業	商業
19才以下	—	—
20~29才	8.0	3.5
30~39才	25.6	24.1
40~49才	28.0	32.5
50~59才	26.2	27.7
60才以上	12.2	12.1
計	100.0	100.0

ると、第一に経営者では、第8表の如く、製造業、商業共に40代の夫々が28.0%、32.5%最大の割合を占めるが、30代もそれぞれ25.0%、24.1%を占めていて、現在の企業への就業年限を考慮すると、小、零細企業主としての独立がかなり低年令において可能であることを示している。これについては、経営主の就労過程を見る場合後述するところであるが、ただ20代の割合が製造業において、商業に比しやや高いことは、製造業が商業に比して、より零細な資本及び、より自己の技術と労働に依存して独立し得る分野のあることから来るものであろう。(経営主については女性の実数が極めて少ないので男女合計して扱った)

第二に家族従業員の男女別の年令構成を見ると第9表の如く20代が製造業で52.0%、商業で42.8%となっており、男女共に、又製造業、商業共に20代の占める割合が大きく、殊に男子家族従業員においてこの傾向が強い。これは家族従業員として、経営主の卑族が労働力の中に組入れられる結果で、又、その家族労働力としての年令的限界を示している。しかし一方30代以上のものが製造業で32.6%、商業で51.0%あることは、経営主の相続人として、又、経営者及び家族の配遇者として企業の中に最後まで留まる家族労働力の大きさを示しているといえよう。換言すれば小、零細企業においては、家族内における可動労働力が常に調達される位置にあり、家族内に留まる限り、家族従業員として経営に参加して行く可能性が大きいということである。そして、女性の場合、商業における30才以上の割合63.3%が示すように、製造業と商業とでは労働の内容から、商業の方がより強くその可能性をもっているといえる。

第9表 家族従業員の年令構成 (%)

	男	女	計
製造業			
19才以下	18.5	9.5	15.5
20~29才	54.3	47.6	52.0
30~39才	17.3	21.4	18.7
40~49才	2.5	9.5	4.9
50~59才	2.5	7.1	4.1
60才以上	4.9	4.8	4.9
計	100.0	100.0	100.0
商業			
19才以下	5.4	6.7	6.2
20~29才	63.4	30.0	42.8
30~39才	14.0	22.0	18.9
40~49才	5.4	23.3	16.4
50~59才	3.2	13.3	9.5
60才以上	8.6	4.7	6.2
計	100.0	100.0	100.0

第三に、住み込み従業員について見ると第10表の如く、製造業においては、48.4%、商業におい

第10表 住み込み従業員の年令構成 (%)

	男	女	計
製造業			
19才以下	45.1	79.3	48.4
20~29才	47.7	13.8	44.4
30~39才	4.3	3.5	4.3
40~49才	0.7	3.5	1.0
50~59才	0.7	—	0.7
60才以上	1.4	—	1.3
計	100.0	100.0	100.0
商業			
19才以下	40.9	52.3	43.1
20~29才	54.1	43.0	51.9
30~39才	2.5	2.3	2.5
40~49才	0.8	—	0.7
50~59才	1.1	1.2	1.1
60才以上	0.6	1.2	0.7
計	100.0	100.0	100.0

ては43.4%までが19才以下の低年令労働力であり、20代を合せると製造業では92.8%、商業では95.0%と、大部分の割合が占めることになる。この点、家族従業員の場合よりも、経営者との関係が薄く、経営者の生活圏の中に留ることが出来ないだけに、一層、家族主義的労働力の低年令性を表現しているといえよう。この点同じ家族主義的労働力といつても、飽くまで被雇用者としての性格を有する住み込み従業員の厳しさが如実に物語られていると思われる。即ち、住み込み従業員は20代を過ぎると、自己の生活を抱えて、小、零細企業主としての道を切りひらくか、通勤者として同じ企業体、乃至は他の企業体の中に、低賃銀労働力として停滞する外はない。いづれにせよ、余裕の少ない住み込み従業員にとつては、極めて苦しい道が残されているだけである。

最後に、通勤者についてであるが、通勤者には、二つの型があると考えられる。即ち一つの、通勤者として、就業したものであり、一つは、家族或いは住み込みとして長く企業内に留まり、独立

第11表 通勤者の年齢構成 (%)

	男	女	計
製造業			
19才以下	14.6	38.7	20.1
20～29才	36.8	36.0	36.6
30～39才	24.8	10.6	21.6
40～49才	12.0	12.0	12.0
50～59才	9.2	2.6	7.7
60才以上	2.6	—	2.0
計	100.0	100.0	100.0
商業			
19才以下	11.0	22.5	14.2
20～29才	32.9	59.2	40.3
30～39才	24.1	12.7	20.9
40～49才	20.3	5.6	16.2
50～59才	7.7	—	5.6
60才以上	3.8	—	2.8
計	100.0	100.0	100.0

した生活圏をもつて通勤者に転化したものである。従つて後者の場合には、かなり高年令の労働力として、通勤者の中に残留して来ることになる。しかし前者の場合には、経営乃至は技術の面で、特種技能とか、熟練といつた稀少価値を有する労働力において始めて高年令者が採用されるのであつて、こうした高度の労働力の必要度が極めて低い小・零細企業にあつては、低賃銀労働力の要請等から、低年令者が需要されるという原則が主として働いて来る。本調査対象においては、第11表の如く、製造業においては56.7%、商業において54.5%が29才以下であり、30才以上の通勤者の殆んどが男子である。女子の場合、家族とか住み込み従業員から転化するものは殆んどなく、又結婚で止めるものが多いため、高年令労働力は少いと考えられる。

以上、各従業員の年齢構成を形態別に眺めた結果は、経営者を除いて、常に低年令の労働力確保が小・零細企業の原則として働いていることを示しており、この原則の上に立つて家族従業員としては、経営者の生活圏の中に残留して行くもの、通勤者としては、家族住み込みの形態から転化したもの、あるいはそれと共通の要素をもつもの及び特別に稀少価値をもつものが、高年令において吸収されているということが出来る。

B 性別構成

既に前節において、男女別に年齢構成を見たので、これと並行して従業員形態別の男女比についてのみ観察することにする。

小・零細企業労働力として女子を考える時、低賃銀＝女子労働力という関係は、一義性をもつて云うことは出来ない。確かに低賃銀、未熟練労働力という点から考慮するならば、女子労働力は、その条件を満たす可能性を現在の日本では持っていると言える。そして小・零細企業は、機械化され、組織化された仕事の部分が少く、作業過程の中の単純な軽労働に対して、女子労働力の充当され得る部分も産業によつてはかなり大きな場合がある。こうした部分は、一般的には商業の方が製造業の方よりも大きいことは云うまでもない。

しかし、一方、仕事は合理化されていないだけに、全体にわたつて相互関連性が強く、寧ろあらゆる作業がからみあつて、一つの仕事を構成している。そして個々の労働力は、こうした仕事全体を並行的に、或いは一人で受けもつことになつて、その仕事の内容は、総合性を帯び、機械的な単純作業と異つて、肉体の全体的行動を必要として来る。即ち労働内容は、極めて過重なものとなり男子労働力に適應したものとなる訳である。従つてこうした仕事の中で、女子労働力の受けもつ分野は、特別に女子特有の繊細な労働力を必要とする産業でない限り、補助的なものであり、中心労働力として要請されることは少いのである。ここに小・零細企業における女子家族従業員の労働調達の可能性があると同時に男子従業員が、特別な産業を除いては、小・零細企業において中心労働力を形成する基盤があるといえよう。今、本調査における製造業、及

第12表 産業別従業員男女比

	男	女	計
製造業	81.9	18.1	100.0
商業	72.2	26.8	100.0
計	77.3	22.7	100.0

び商業の従業員男女比を見ると第12表の通りで、製造業においては81.9%、商業においては72.2%という男子の割合の高さを示している、これを調査時の昭和31年2月の総理府統計局労働力調査報告における全国就業労働力人口の男女比、男61.3%対女38.7%に比較する時、女子労働力の割合の少いことが分る。女子労働力の受け持つ仕事の分野が製造業よりも広範であると考えられる商業にお

第13表 従業員形態別男女比

	男	女	計
製造業			
経営主	97.0	3.0	100.0
家族従業員	65.9	34.1	100.0
住み込み従業員	90.5	9.5	100.0
通勤者	77.2	22.8	100.0
計	81.9	18.1	100.0
商業			
経営主	92.9	7.1	100.0
家族従業員	38.3	61.7	100.0
住み込み従業員	80.6	19.4	100.0
通勤者	71.9	27.1	100.0
計	72.2	26.8	100.0

いても女子は26.8%の割合で、全国における女子就業労働力の割合より10%低い。

次に従業員の従業員形態別の男女比を見ると第13表の通りで、あらゆる従業員形態において、商業の方が女子労働力の割合を大きくしているが、中でも特に、家族従業員では、男子労働力の割合を凌駕して61.7%、住み込み従業員では19.4%と製造業におけるそれぞれ31.4%、9.5%を大きく引き離している。このことは商業主の家族の中で女子労働力を調達する可能性の大きいこと、又住みこみ従業員としても要求される可能性の大きいことを示している。

C 教育程度別構成

低年齢、未熟練の労働力の吸収を可能にし、しかも耐過重労働力を必要とするという小・零細企業の労働内容及び低賃銀労働力確保の要求は、従業員の高度の教育程度を要求しないし、寧ろ排斥する傾向を持つことは当然考えられることである。又、小・零細企業のこのような低賃銀労働市場は高度の教育を身につけた労働力にとつとは、魅力にとほしいものといわなければならない。従つて、小・零細企業の大部分の労働力は、教育程度の低い人口層から供給される傾向を持つて来ることは確かであろう。しかし国民経済の中において、労働市場が人口に比して狭く、しかもその労働市場の中で、極めて大きな労働条件の違いを有する我が国においては、有利な条件の労働市場に進出するために、高い教育を身につけようとする努力が一般的に見られて来るのであつて、その結果、高度教育を修得した労働力が労働条件の悪い市場に沈滞するものも少なくなつて来る。以上のような観点から本調査対象従業員の教育程度別構成を見ると、第14表の如く対象全従業員の61.7%が現在の義務教育程度（小

第14表 全従業員の年齢階級別教育程度 (%)

	義務教育	旧中・新高	旧高・専大	不明	計
19才以下	86.3	11.5	0.4	1.9	100.0
20~29才	51.8	35.5	9.2	3.5	100.0
30~39才	50.8	29.9	14.6	4.7	100.0
40~49才	58.8	29.2	7.2	4.8	100.0
50才以上	64.1	17.9	8.3	9.6	100.0
計	61.7	26.3	7.7	4.2	100.0

小学校、高等小学校、新制中学校)終了のもの

備考 製造業、商業の男女全従業員を含む

で、対象事業所労働力の基盤をなしており、中等教育程度（旧制中学校、新制高等学校）終了が26.3%、高等教育程度（旧制専門学校、旧制高等学校、大学校）終了のものが7.7%と続いている。年齢別には、19才以下は、高等教育を卒業出来る年齢に達しておらず、中等教育終了後も直ぐ20代になるので、高等及び中等教育終了者の夫々0.4%、11.5%という割合の低さは当然のことであるが、30才で高等教育程度終了者の割合が14.6%と最も高率を示しているのは、この30代の労働力の高等教育を終了する時期が戦時中から戦後5年の経済混乱期であることを考える時、この時期に高等教育労働力の小・零細企業への沈滞が

行われたためと考えられる。この点 20 代における中等程度教育終了者の 35.5% という割合の大きさについても同様なことが加味されていると云えるであろう。しかし 20 代の中等程度教育終了者の割合の大きさは、寧ろ 50 代から 40 代、30 代、20 代と中等程度教育終了者の割合が、それぞれ 17.9%、29.2%、29.9%、35.5% と増大している事実が示すように、時代の下るに従って、小・零細企業労働力として、この程度の教育が要求される度合が大きくなつて来た結果であると考えられる。

又、教育程度を従業員の従業形態別に見た場合は、第 15 表の如く、家族従業員において、中等、高等教育終了者の割合が、それぞれ 42.9%、14.2% と大きく、逆に住み込み従業員では、義務教育

第 15 表 従業形態別教育程度別従業員割合 (%)

	義務教育	旧中・新高	旧高・専大	不 明	計
経営主	54.9	27.1	11.4	6.7	100.0
家族従業員	38.5	42.9	14.2	4.4	100.0
住みこみ	78.5	17.2	2.7	1.7	100.0
通勤者	60.3	26.8	7.8	5.1	100.0

備考 製造業、商業の男女全従業員を含む

終了者が 78.5 と高い率を示している。そして同じ被雇用者でも住み込み従業員よりは、通勤者の方が中等、高等教育程度終了者の割合がかなり

高いことが、住みこみ従業員でそれぞれ 17.2%、2.7%、通勤者でそれぞれ 26.8%、7.8% という割合の比較から指摘出来るであろう。家族従業員の教育程度が他の形態に比して高いことは、小・零細企業とはいえ、経営主として自立している者の家族として、経済的にも、中等教育或いは高等教育修得の可能性が大きいからであり、逆に「住みこみ」という形態がそれ自体物語るように住み込み従業員は、「口べらし」として自分の家から押し出されるものであつて、経済的に、上級学校への進学は困難なものが多く、従つて義務教育終了者の%が高くなつていといえよう。通勤者においては、後に見るように、その出身が住みこみ従業員に比して、都市的性格が強く、経済的にも中等、高等教育を身につける可能性も大きいことがら住みこみ従業員より教育程度が、高くなつて来るものと思われる。

以上、小・零細企業の労働力の教育程度について結論的に次の様に云うことが出来よう、即ち、小・零細企業では原則的には低賃銀労働力に見合う教育程度の低い労働力が集積しているが、その水準は高まつて来ており、中等程度教育終了の労働力が次第に多くなつて来ている。そして更には若干の高等教育終了労働力もこの中に沈滞し、これらの傾向は住みこみ従業員よりも通勤者の中により強く見られ、それは通勤者の出身が住み込みに比して都市的であることから結果している。

更に家族従業員では、その経済的背景によつて最も中等、高等教育修得の可能性が大であり、従つてそうした水準の労働力として沈滞する度合も大きいのである。

Ⅲ 出身から現職への就労過程

それでは一体、現在の日本の産業機構の中で下積みの地位にある小・零細企業のこのような低賃銀労働力は、何処において再生産され、どういう過程を経て現在の職場に潜入停滞するに至つたのであろうか、次にこれを地域面及び職業的の面から検討して行くことにする。

A 義務教育終了地別構成

1 章 3 節の就業手づるにおいて述べたように、小・零細企業の被雇用員は、経営者と血縁その他の縁故関係によつて結ばれており、この関係の上に立つて雇用関係が成立している。一方、小・零細企業の経営主も、かつては家族従業員としてあるいは同様の被雇用者として、こうした伝統的な家族主義的雇用関係の中から発生したものが多し。従つて、小・零細企業労働力は、こうした血縁

その他の縁故関係を絆にして、排出すべき労働力を抱えた地域とか職域から調達され、逆に労働力の側から云つて潜入し、積み重ねられて来たものと見ることが出来る。いいかえれば小・零細企業という質の低い労働市場の中に、過剰労働力として押し出されたものが、何かと縁故を頼ることによつて潜入し経営主となつては、それした労働力をその絆によつて調達して来ているのである。ここから小・零細企業がその経営の性格からして狭い地元的な性格を有するにもかかわらず、地元以外の労働力を可成り吸収する傾向を生じて来る。

本調査においては、従業員の出身を労働力として第一歩をふみ出す義務教育終了時において捉えたが、その地域的構成を地方別に見ると第16表の如く、地元の東京出身者が製造業において42.4%

第16表 従業形態別地方別出身地割合 (%)

	製 造 業							商 業							神奈川の 大工場 従業東
	経営者	家族	住こ み 通 勤 者	計	家族を除 く 合計	経営者	家族	住こ み 通 勤 者	計	家族を除 く 合計					
東京都	45.7	72.4	12.8	49.8	42.4	39.2	42.0	65.0	9.5	47.8	35.7	27.9	16.3	} 19.2	
神奈川県	—	0.8	1.6	0.6	0.8	0.8	2.2	1.2	1.8	2.8	2.0	2.2	2.9		
群馬県	2.4	0.8	4.9	2.1	2.7	2.9	1.3	0.8	3.8	2.0	2.3	2.7	—	2.0	
千葉県	3.1	1.6	6.5	7.0	5.8	6.3	4.9	3.3	5.4	4.3	4.6	4.7	—	2.3	
埼玉県	3.1	1.6	2.9	6.4	4.6	5.0	9.8	6.6	8.1	4.0	7.2	7.4	—	2.9	
茨城県	5.5	4.9	10.5	5.8	6.8	7.0	4.5	4.5	6.8	3.2	5.1	5.2	—	2.9	
栃木県	4.9	0.8	8.5	4.1	5.0	5.4	1.3	0.4	7.2	5.5	4.3	5.3	—	—	
東京都以外の 関東地方	19.0	10.5	34.9	26.0	25.7	27.4	24.1	16.9	33.2	21.7	25.5	27.8	—	—	
東北地方	14.0	4.9	22.8	8.0	12.2	13.0	3.1	1.2	13.3	5.9	7.2	8.8	—	10.3	
甲信越地区	5.5	4.1	15.3	6.1	8.1	8.5	11.2	6.2	16.7	7.1	11.3	12.7	—	9.6	
東海地方	1.8	—	0.7	1.4	1.1	3.6	7.1	4.5	8.1	5.5	6.6	7.5	—	} 6.8	
北陸地方	4.9	—	1.9	2.1	2.3	2.5	3.1	0.4	4.7	2.4	3.0	3.7	—		
近畿地方	4.9	3.3	4.6	3.0	3.7	1.1	4.5	2.1	5.0	3.6	4.0	4.5	—		
四国,中国,九州	1.2	2.4	1.0	1.1	1.2	1.9	2.7	2.5	7.9	2.0	4.5	5.0	—	—	
北海道	—	—	4.3	1.2	1.7	1.2	—	—	0.2	1.2	0.3	0.4	—	—	
外地	0.6	0.8	1.0	0.5	0.6	0.6	0.4	—	0.5	1.6	0.6	0.8	—	0.3	
不明	2.4	1.6	0.7	0.9	1.1	1.0	1.8	1.2	1.0	1.2	1.2	1.2	—	0.8	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

商業において35.7%を占めるが、東京を除く関東地方出身者は製造業で25.7%、商業で25.5%、東北、甲信越出身者は合せて、製造業で20.3%、商業で21.5%、それ以外の地域出身者は、製造業で10.6%、商業で19.0%となつている。(この中から小・零細企業の労働力としては確立度の低い家族労働力を際くと、東京出身者は製造業で39.2%、商業で27.9%と少くなり、地方出身者は多くなつている)。大体、京浜地帯以外に有力な労働市場をもたない東日本からの出身者が多いことが分るが今これを、人口問題研究所で同じ総合調査の一環として行われた、神奈川県の工場男子従業員調査の結果と比較すると、大工場男子従業員では、神奈川県と東京都出身者を合せて59.2%、それ以外の関東地方出身者が13%、東北、甲信越出身者が19.9%、その他地域出身者が5.4%で、小・零細企業労働力に比して東京都及び神奈川県出身者が多く、(本調査では東京都、神奈川県出身者は合せて、製造業で43.2%、商業で37.7%、その他の関東地方出身者は、製造業で24.9%、商業で23.5%)その他の関東、東北甲信越及びそれ以外の地域の割合がそれぞれ少なくなつていることが指摘出来よう。即ち東京都の小、零細企業の労働力が如何に、他産業よりも全国的拡がりをもつて、縁故関係

を辿つて流れこんで来ているかが分るのである。

更に出身地を従業員形態別に見ると、通勤者に東京都出身のものが製造業において49.8%、商業において47.8%と多く、逆に住みこみにおいて、地方出身者が製造業において86.5%、商業において82.6%と多いのが目につくが、これは、住みこみ従業員が極めて零細な地方の発生源から供給されているため、「住みこみ」という形を取らざるを得ないこと、云いかえれば、逆に小・零細企業が、住みこみという形で、地方の零細な家の子弟を集め、低賃銀労働力を確保しなければならないことを示していると見ることが出来る。

B 扶養者の職業別構成

次に、義務教育終了時において、従業員を扶養していたものの職業を見ることによつて、対象従業員が如何なる職業人口層の中から再生産されて来たのかを見るために、その扶養者の職業別を別掲の如く分類して、その構成を見ると、第17表の通りで製造業においては30.1%が、商業においては

職業分類表

- 農林漁業従事者
- 従業員規模30人以下の小・零細企業従業員
- 製造業
- 商業
- その他(交通、通信、金融、保険、病院、公務、文化団体の関係を除く)
- 従業員規模30人以上の製造業生産工程従事者(所謂工場労働者)
- 工員を除く従業員規模30人以上の企業労働者(事務的労働者を除く)
- 事務労働者(所謂俸給生活者)
- その他
- 無業
- 不明

第17表 扶養者の職業別従業員割合(%)

	経営者	家族	住みこみ	通勤者	計	家族を除く計
製造業						
農林漁業	30.5	9.8	53.6	22.9	30.1	32.4
小・零細企業	47.0	72.4	23.2	42.1	41.1	37.7
製造業	22.0	58.5	7.5	18.7	20.3	16.1
商業	17.7	4.1	8.8	12.0	11.2	12.0
その他	7.3	9.8	6.9	11.4	9.6	9.7
従業員30人以上工員者	3.0	1.6	2.0	8.1	5.3	5.5
単体労働者	—	—	3.0	1.3	1.4	1.6
事務労働者	9.2	8.1	6.2	14.7	11.2	11.5
その他	3.0	0.8	2.0	2.2	2.1	2.3
無業	1.8	0.8	3.3	3.3	2.9	3.1
不明	5.5	6.5	6.9	5.6	6.0	5.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業						
農林漁業	31.7	15.2	43.8	17.8	29.8	33.7
小・零細企業	56.6	69.1	30.8	44.3	46.7	40.8
製造業	7.1	6.2	9.3	6.7	7.6	8.0
商業	41.5	57.2	14.5	28.9	31.7	25.0
その他	8.0	5.3	7.0	8.7	7.3	7.7
従業員30人以上工員者	—	0.4	2.7	1.6	1.5	1.8
単体労働者	0.4	0.4	0.9	0.8	0.9	0.8
俸給生活者	6.2	5.3	14.2	24.5	13.1	15.1
その他	0.9	0.8	1.8	2.0	1.3	1.4
無業	1.8	2.9	3.2	6.3	3.4	3.7
不明	2.7	5.8	2.7	2.8	3.3	2.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

29.8%が農林漁業従事者、製造業においては41.1%が、商業においては46.7%が小・零細企業従業者で、合せて製造業で71.2%が、商業で76.5%が、第一次産業及び小・零細企業であることが分る。又、小・零細企業出身者の中製造業では20.3%が小・零細製造業、商業では31.7%が小・零細商業であつて、産業別にそれぞれ現在の従業員の職業と扶養者の職業に関連が見られる。

即ち、小・零細企業の労働力の供給は、主として第一次産業と小・零細企業から行われ、しかも、扶養者の職業がら再生産されたものが多いということが出来よう。従つてここにも地域別出身において見られた家族主義的雇用関係と低賃銀労働市場としての魅力の乏しさという小・零細企業の性格の影響が表われているのであつて、縁故関係を辿つて需給される低賃銀労働力は同質的色彩を濃くし、或いは第一次産業という低賃銀労働に甘んじて提身しなければならぬ停滞人口層をかかえた産業から供給されるという結果になつている。

以上を各従業形態別に見ると、住みこみでは先に見たように地方出身者が多いだけに第一次産業の割合が製造業で53.6%、商業で43.8%とかなり大きく、逆に地元出身の多い通勤者では製造者で42.1%、商業で44.3%と小・零細企業の割合が大きい。又、通勤者で俸給生活者からの出身のものが製造業で14.7%、商業で24.5%と高い割合を占めているのも目につく。これは通勤者に地元の東京出身のものが多く、高度教育を身につけた俸給生活者の子弟が事務、会計的労働力として需要されている場合の多いことが加味されているからである。同様製造業より商業に一般的に都市的性格の強いこと、従つて都市的職業からの出身者が多いことが、商業の労働内容に事務的、経営的作業の多いことと関連していることを指摘することが出来よう。

因みに、1節の出身地域と2節の出身職業とを、東京、東京以外、第一次産業、第二次産業以外とに分けて、その関係を見ておくと第18表の如く、東京以外においても農林漁業以外のものが製造業で42.2%、商業で51.8%あり、地方出身者で小・零細企業出身者のかなり多いことも分る。この点商業の方がその傾向が強いといえよう。

第18表 東京、その他の出身地別、農業・農外・別扶養者職業 (%)

	製 造 業				商 業			
	農林漁業	農林漁業以外	不 明	計	農林漁業	農林漁業以外	不 明	計
東 京	2.1	92.7	5.2	100.0	2.4	93.7	3.9	100.0
東京以外	51.5	42.2	6.2	100.0	45.5	51.8	2.7	100.0

C 現職への就労過程

このようにして東京の小・零細企業の労働力が主として、東京、関東を中心とした東日本の第一次産業及び小・零細企業人口層から再生産され、需給されていることが分るが、これらの労働力は、現在の職場に就業するには、どういう地域的、職業的過程を経るのであろうか、

イ. 現職就労前の前職業経験回数

先づ現在の職場に達するまでに辿つた過程を自分の家以外の最初の就労、

第19表 従業形態別前職回数別従業員割合 (%)

	現職を最初の就	1回の前職を	2回以上の前	計
	業とするもの	有するもの	職するもの	
経営 主	44.3	43.3	12.4	100.0
家 族	76.2	18.0	5.7	100.0
住みこみ	66.1	26.8	7.1	100.0
通勤者	40.9	40.0	19.1	100.0
通 勤 計	54.6	33.1	14.3	100.0

主な前職から見て行くと、第19表の通り、現在の職業を最初の職業とするものは、全体の54.6%と半数以上が現企業に最初の就労を行つており、現企業に就

労する以前に就労した経験のあるものも33.1%が1回の経験を有するもので、2回以上の前職経験者は12.3%となつている。即ち全体の87.7%までが、1回以下の前職回数で現企業への就労を行つてことになる。殊に家族従業員は現企業内への就労が76.2%という大きな割合を占めているが、これは家族内で再生産される労働力が多いことからいつて当然であろう。ただ前職を有する家族従業員が23.7%あるが、家族従業員の中に配偶者、あるいは親族として家族化する前に既に現企業以外で就業していたものがあることを考慮するとしても、農村における所謂帰家現象が見られる訳である。しかし、小・零細企業では「口べらし」として他出する以外に「見習」的な意味のものもあるので、全部が農村的潜在失業の形である「帰家」を意味するとは云えないであろう。

住み込み従業員については出身地は東京以外のものが多いが、年齢構成において見られた如く20代までが殆んどなので、前職を有するものは家族従業員と同様少く、前職なきものが66.1%を占めていて過半数が一次的に東京への就労を行つてることが分る。これに対して通勤者と経営主とでは、高年齢者も多くなるので前職経験者が59.1%、55.7%と多くなつている。経営主が殆んど高年齢層にもかかわらず、前職経験者の割合の通勤者より少いのは、経営主の中には家族従業員として育ち相続したものが含まれている関係からである。

以上、小・零細企業では、全般的に低年齢の未経験な労働力を多く吸収していて労働市場と労働力供給源とか直結している部分の大きいことが分るが、一面、通勤者の前職2回以上のものは、ここでは表としてあげないが高年齢層に多く、又、後述するようにその前職は現在と同質的な不安定なもの多く、通勤者の中には不安定な労働市場を通つて現企業に辿りつく高年齢労働力が1割近く含まれていることを見逃してはならない。

ロ. 有前職者の主要前職就労地

次に過半数を占める無前職経験者は別にして有前職経験者のみの主な前職について、その就労地

を見ると、第20表の如く、その中の70.6%までが東京都内に就労しており、これを出身地別に見ても、東京都出身者では91%、東京以外の関東出身者では63.9%、その他の地域出身者でも54.4%と東京という大都市へ直接に就労を行つてることが分る。

即ち地元出身者の9割、その他関東出身者の6割、地方出身者の5割までが、東京都内の労働市場の中で職業移動を行つてことになる。そして、東京以外の労働市場を通過して来ているものも、その大部分が出身地の近辺の労働市場の

第20表 出身地別主な前職の就労地別前職者割合 (%)

出身地	主な前職地				計
	東京	東京以外の関東	その他地域	不明	
経営者					
東京	96.0	—	2.7	1.3	100.0
東京以外の関東	85.4	9.1	5.5	—	100.0
その他地域	78.6	—	21.4	—	100.0
計	86.6	2.3	10.6	0.5	100.0
家族					
東京	87.5	6.3	2.1	6.3	100.0
東京以外の関東	53.8	17.9	12.8	28.2	100.0
計	72.4	11.5	6.9	16.1	100.0
住みこみ					
東京	83.3	10.0	6.7	—	100.0
東京以外の関東	50.6	43.0	6.3	—	100.0
その他地域	36.6	4.8	58.6	—	100.0
計	46.5	17.3	36.2	—	100.0
通勤者					
東京	91.6	4.8	3.6	—	100.0
東京以外の関東	94.4	31.8	3.8	—	100.0
その他地域	57.9	5.3	36.2	0.6	100.0
計	66.6	11.5	12.8	0.4	100.0
計					
東京	91.3	4.5	4.0	0.2	100.0
東京以外の関東	63.9	30.9	5.3	—	100.0
その他地域	54.4	3.7	41.6	0.3	100.0
計	70.6	11.1	18.1	0.3	100.0

中で動き、そうした出身地の労働市場から東京の労働市場へ直行しているものが多いことが、関東出身者の主な前職地が関東のもの30.9%、その他地域出身者の主な前職地が、その他地域のもの41.6%という数字から察せられよう。(ここでは省くが、東京以外の地域の県別分類を見るとこのことは更にはつきりしている)。

又、従業形態別には、住みこみ従業員で出身地の如何にかかわらず、東京以外の地域を通過している有前職者の割合が他の形態の従業員に比較して高いことが読みとれるが、これは、住みこみ形態をとらなければならない労働力は、低年齢層で一人身のものも多く他の形態のものに比して、住みこみという条件さえ揃えば遠く移動出来る可能性が多いことと、逆に東京で住みこみという条件での働き口がなく、しかし就労の必要がある場合には、地元において就業する可能性が強いために考えられる。この点通勤者とか家族従業員は、東京での就労条件が揃っているし、経営主に至つては出身地の如何にかかわらず、企業主として独立する条件として地元での経験の長いものが必要となつてくるから、勢い、東京で最初から所謂「たたきあげ」地盤を作つて来たものが多くなるのは当然といわなければならない。

第21表 扶養者の職業別主な前職業別前有職者割合 (%)

扶養者の職業	主な前職									
	農漁	林業	小・零細企業	従業員30人以上	単紀肉俵給	労働者	生活者	その他	不明	計
経営者										
農小工	1.4	75.6	10.8	1.4	9.4	1.4	—	—	—	100.0
林業	—	74.3	5.7	1.9	14.3	1.9	—	1.9	—	100.0
漁業	—	80.0	—	—	20.0	—	—	—	—	100.0
小・零細企業	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	100.0
従業員30人以上	—	53.3	6.7	—	33.3	—	—	6.7	—	100.0
単紀肉俵給	—	77.8	—	—	22.2	—	—	—	—	100.0
労働者	—	73.6	7.4	1.8	13.9	—	—	1.4	—	100.0
生活者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
家族										
農小工	6.7	60.0	6.7	6.7	20.0	—	—	—	—	100.0
林業	—	52.7	9.1	—	27.3	—	—	9.1	1.8	100.0
漁業	—	42.9	—	—	57.1	—	—	—	—	100.0
小・零細企業	—	50.0	12.5	—	37.5	—	—	—	—	100.0
従業員30人以上	—	52.9	9.2	1.1	28.7	—	—	—	—	100.0
単紀肉俵給	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
労働者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住みこみ										
農小工	12.6	62.1	15.3	1.8	6.3	0.9	—	—	—	100.0
林業	1.4	64.3	14.3	7.1	7.1	5.7	—	—	—	100.0
漁業	—	62.5	37.5	—	—	—	—	—	—	100.0
小・零細企業	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	100.0
従業員30人以上	—	57.6	24.2	—	18.2	—	—	—	—	100.0
単紀肉俵給	—	77.7	5.6	—	11.1	—	—	—	—	100.0
労働者	—	77.7	5.6	—	11.1	—	—	—	—	100.0
生活者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	6.3	64.2	15.4	3.1	7.9	2.8	—	0.3	—	100.0
通勤者										
農小工	4.2	58.8	25.2	2.5	5.9	3.4	—	—	—	100.0
林業	0.4	61.0	21.6	2.5	11.6	2.5	—	0.4	—	100.0
漁業	—	50.0	43.8	—	6.3	—	—	—	—	100.0
小・零細企業	—	87.5	—	—	—	—	—	12.5	—	100.0
従業員30人以上	—	45.6	20.0	2.2	24.4	7.8	—	—	—	100.0
単紀肉俵給	—	36.7	36.7	—	23.3	—	—	—	—	100.0
労働者	—	36.7	36.7	—	23.3	—	—	—	—	100.0
生活者	—	56.3	23.6	2.0	13.2	3.3	—	0.2	—	100.0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計										
農小工	6.6	63.9	17.6	2.2	7.5	1.9	—	0.3	—	100.0
林業	0.4	63.5	15.5	2.8	13.4	3.6	—	0.8	—	100.0
漁業	—	56.2	37.5	—	6.2	—	—	—	—	100.0
小・零細企業	—	91.7	—	—	—	—	—	8.3	—	100.0
従業員30人以上	—	49.0	18.6	1.4	25.5	4.8	—	0.7	—	100.0
単紀肉俵給	—	54.8	19.4	—	22.6	1.6	—	—	—	100.0
労働者	—	54.8	19.4	—	22.6	1.6	—	—	—	100.0
生活者	—	61.3	17.4	2.2	13.3	3.0	—	0.5	—	100.0
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	2.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—

考えれば、小・零細企業に残つて行く労働力は、今後共移動するとしても沈滞的同質職域移動の可

能性が大きいことを物語っているといふ。

しかし、出身職域、従業形態の相違が全く前職の種類に関係してないとは云えない。出身職域については、単純肉体労働者出身のもの91.7%、農林漁業出身のもの63.9%、小・零細企業出身のもの63.2%という数字が示すように、これらの職業出身者の前職業には、大企業製造工員出身者(56.2%)、俸給生活者出身のもの(49.0%)に比して、現職と同質のものが多く、その職業的出身が現在の職業までの就労過程を規制していることが伺える。云い換えれば、単純肉体労働者、農林漁業、小・零細企業から再生産された労働力が小・零細企業の中に吸収される場合にはその就労過程において出身職域から全く異質的な、又、ある程度上級職域とも思われる大企業工員とか、俸給生活者となる可能性は少く、逆に大企業工員、俸給生活者から再生産された労働力の場合には全く異質的であるにせよ、ある程度下級職域と思われる小零細企業への就労までは、大企業工員とか俸給生活者になる可能性が、より大きいといえるのである。そして工員出身で前職が工員であるもの37.5%、俸給生活者出身で前職が、俸給生活者であるもの25.5%という他に比して著しく高い割合は、こうした異質的上級職域からの小・零細企業への就労過程において、出身と同じ職域を踏む可能性の多いことも物語っているといえよう。

従業形態から見れば、以上のことは各形態について同様にいえるのであるが、家族従業員とか通勤者という形の労働力では、各出身職域にわたって一般に異質的上級の職域を前職としているものが多く、逆に住みこみの形の労働力においては、各出身職域にわたって一般に現在と同質的職域を前職としているものが多いのは、家族従業員とか通勤者の中には、住みこみ従業員より高い技術や教育を身につける機会に恵まれたものが多い結果から来るものと思われる。

以上を総合していえば、小・零細企業従業員は、全般的に出身職域の如何を問わず、現在と同じ職域内での沈滞的職業移動を行つて来たものが多く、異質的過程を辿つたものは、異質的上級職域出身のものが多いこと、そしてそれは又、家族従業員と通勤者においてその可能性が強かつたということである。

二. 最初の就業年齢

小・零細企業労働力は以上から全般に低年齢層に重点があり、地域的にも職域的にも現在の職業と同質的出身、同質的移動の下に現職場に就労して来たものであることが分るが、こうした労働力は、自家以外(家族従業員は自家においても)に労働力とし活動し始めたのは、何才からであろうか、この点最初の就労年齢について、次に見て行くと、第22表における如く、全体としては14才、15才、で就労したものが37.2%を占め、義務教育終了後、直ちに就労するものが多いことが分り、19才までには、全体の72.2%までが就労して小・零細企業労働力が、如何に低年齢から労働市場に送り出される必要のあつた労働力を含んでいるかを読みとることが出来る。

殊に住みこみ従業員は15才以下才46.9%、19以下と96.6%という低年齢就労率の高さを示し、「口べ

第22表 最初の就労年齢(%)

	14才以下	15才	16才	17才	18才	19才	20~24才	25才以上	不明	計
終 営 主	24.2	6.4	5.2	8.0	5.2	6.4	16.8	18.6	9.3	100.0
家 族	8.5	6.8	9.0	9.0	15.3	8.7	25.1	13.9	3.6	100.0
住 み こ み	12.1	34.8	15.2	6.8	11.9	7.1	8.9	2.1	6.9	100.0
通 勤 者	20.4	19.3	10.2	8.1	8.9	5.3	13.9	9.3	4.5	100.0
計	16.7	20.2	10.8	7.8	10.2	6.5	14.5	9.3	4.0	100.0

らし」として出来るだけ早く扶養家族を減らす必要に迫られている世帯からはき出された労働力としての特徴を示している、これに対して、高等教育を受ける可能性のある通勤者や家族従業員では20才以上の就労者が25.1%、13.9%と割合を高めているが、家族従業員では、配偶者など他から家族化して、家族労働力になつて始めて就業するようになったものも加味されている。更に経営主で14才以下から就労したものの24.2%、20才以上で就労したものの35.4%と最低年令就業者と最高年令就業者が多いことは、この形態の労働力が、家族、住みこみ、通勤者の全ての集中的形態であり、所謂「相続者として育てられて」来た層と「たたきあげられて」来た層と「落ちこんで」来た層との集大成であるからであろう。

ホ. 現職従事年数

更にイロハで見て来た小・零細企業労働力の出身から現職までの就労過程で、前職回数が少く同質的移動であるということは、そのまま職場の安定性を物語るものであると云えないことに注意すべきである。今まで全体的に見て来た結果は、低年令層の労働力を主体とした小・零細企業労働力の面からであり、又、ある程度の年令に達すると、家族労働力の一部（配偶者）は別として、労働力から非労働化して行く可能性の多い女子労働力を含んだものであつた。従つて前職経験回数が多いのは当然で寧ろその低年令労働力が多いことが、次に述べる如く職場の不安定なことを物語っていると云わなければならない。そして既に経営主や通勤者といつた高年令層を多く含んだ労働力においては前職経験のあるものが多いという事実にも、小・零細企業における職場の不安定性を物語るものが見えていたといえる。

小・零細企業は、日本の資本主義の中で自己を保存して行くためには必然的に低賃銀労働力の確保の必要があり、そのため、それに見合う低年令労働力を需要して来たことは前述したが、これは更に低年令労働力の常なる新陳代謝を必要としていることを意味するのであつて、これはある一定年令に達した高賃銀労働力を排出する条件として働くものである。一方小・零細企業は、低賃銀条件なるが故に企業内に留まろうとする魅力は、労働力の側から云つて少いといわなければならない。従つて小・零細企業労働力は、通勤者として低賃銀に甘んじてその企業に留まるか、他の企業に移動するか、或いは自立して経営主となるか、他のより条件のよい産業に移行して行くかということになり、一定職場における長い期間の就労は少くなつて来る。しかもこうした移動の可能性の中、労働力の側から云つて他の産業への移行は難かしく、自立への努力が唯一の許された道であるということになる。そして寧ろそれが小・零細企業労働力の生きて行くための希望でしかないとも云えるであろう。従つて、低年令労働力として吸収されていた労働力は、家族労働力の一部が相続して企業主になる外は小資本を工面し、自己の修得技術と労働とを頼りにして自立への道へと追いやられる結果になる。ここにおいては自立は確かに低賃銀高年令労働力としての通勤者、或いは住みこみ従業員となるよりはましな場合が多いとしても決して、経営主という名称が想像させる様な明るいものではない。小・零細企業主は、成功したものは別として大部分が一日一日を生活のために切り拓かねばならない労働者であるということを見逃すことは出来ない。ただ自分の身につけた技術を元手として生活して行くために、自立という形態をとることを迫られている側面が強いのである。しかも経営主ともなつても小資本なるが故に、常に資本主義経済の中で脅かされる性格を有していることも注意しなければならない。

こうして小・零細企業の労働力は同質的職域の中に沈滞せざるを得ない故に、寧ろ不安定な職場に就労しているというべきであろう。

今、本調査対象の男子従業員の現職従事年数を現在の年令別に観察すると、第23表の通りで、30

才代で31.4%、40才代で22.9%、50才代で22.1%という現職従業年数2年以内のものの割合が示されているが、これに3年～6年までのそれぞれ25.2%、18.0%、20.7%を加えると、30才代で56.1%、40才代で48.1%、50才代で40.1%が6年以内に現職場に就労したことが分る。これによつても如何に小・零細企業という労働市場が高年齢者にとつて不安定なものであるかが分るであろう。

第23表 男子従業員年令別現職従業年数 (%)

現職就業年限	2年以下	3年～6年	7年～9年	10年～16年	17年以上	不明	計
現在の年令							
経営主							
19才以下							
20才～29才	33.3	38.1	19.0	9.5			100.0
30才～39才	19.1	25.5	31.9	13.8	7.4	2.1	100.0
40才～49才	10.2	21.3	17.6	13.0	28.0		100.0
50才～59才	8.0	13.0	18.0	7.0	49.0	5.0	100.0
90才以上	2.3	18.2	13.6	4.5	56.8	4.5	100.0
計	12.3	20.7	21.0	10.4	33.2	2.5	100.0
家族							
19才以下	85.0	15.0					100.0
20才～29才	32.0	44.7	16.5	6.8			100.0
30才～39才	11.1	22.2	29.6	33.3	3.7		100.0
40才～49才	28.6			42.9	14.3	14.3	100.0
50才～59才	—		—			—	100.0
60才以上	8.3	16.7		8.3	50.0	16.7	100.0
計	33.9	32.8	14.9	11.5	4.6	2.3	100.0
住みこみ							
19才以下	88.6	10.7	0.4			0.4	100.0
20才～29才	51.1	42.8	5.2	0.3		0.6	100.0
30才～39才	38.1	42.9	4.8	4.8		9.5	100.0
40才～49才	—	—	—	—	—	—	100.0
50才～59才	—	—	—	—	—	—	100.0
69才以上	—	—	—	33.3			100.0
計	66.2	28.7	3.3	0.8	0.2	0.8	100.0
通勤者							
19才以下	85.1	12.8	1.1		1.1		100.0
20才～29才	57.1	28.7	9.3	4.5		0.4	100.0
30才～39才	40.6	22.4	16.5	12.9	7.1	0.6	100.0
40才～49才	35.7	31.6	17.3	5.1	8.2	2.0	100.0
50才～59才	41.0	26.2	18.0	3.3	6.6	4.9	100.0
60才以上	30.0	25.0	20.0	10.0	10.0	5.0	100.0
計							100.0
計							
19才以下	87.5	11.4	0.5			0.5	100.0
20才～29才	49.9	37.9	8.8	3.0		0.4	100.0
30才～39才	31.4	24.7	21.5	14.4	6.4	1.6	100.0
40才～49才	22.9	25.2	16.5	10.6	23.4	1.4	100.0
50才～59才	22.1	18.0	18.6	5.2	30.8	5.2	100.0
60才以上	12.2	20.7	12.2	8.5	40.2	6.1	100.0
計	47.2	26.2	11.2	5.6	8.4	1.4	100.0

(注) —は少数観察になるので省略する

更に従業員形態別に見ると、住みこみ従業員と通勤者における30才代以上の年令層で60%から70%のものが6年以内の現職経験年数しか持つてないものであり、永く現企業に勤めているものは非常に少いのが目につく。これに対して、家族従業員では高年齢になるに従つて現企業従業年数の長いものの割合も増加していて、家族労働力として企業の中に残るものの安定というよりも寧ろ結びつけられた労働力としての特徴を示している。又、経営主ではやはり現企業を始めて2年以内、6年以内のものが、30代以上の各年令代で20%から40%まで含まれていて、小・零細企業経営の不安定

さが伺えるが、一方、40代からは、17年以上の継続従業者も、40代で28.0%、50代で49.0%、60代で56.8%と比重を高めているのは、相続したものと自立したものの両者を含めて、経営主という地位が他の形態の従業員に比して、一応安定したものであることを意味していると考えられる。

それでは一体、こうした不安定な職域の中で、少くとも最低の向上として行き着くことの出来る経営主という地位は、何時獲得出来るのであろうか。或いは、高年令労働力として、被雇用者の地位から労働条件その他の圧迫を感じて自立しなければならないのは何時からであらうか、この一つの指標として今経営主の相続したものを除き、自己の力で独立したものについて、現企業開始年令を現在の年令別に調べて見ると第24表の如く、製造業においても、商業においても、既に20代にお

第24表 自立経営者の現企業開始年令 (%)

現在の年令	開始年令							計
	19才以上	20才代	30才代	40才代	50才代	60才以上	不明	
製 造 業								
20才代	20.0	80.0						100.0
30才代	3.1	50.0	43.5				3.1	100.0
40才代	5.4	21.6	43.2	27.0			2.7	100.0
50才代	2.4	21.4	14.3	40.5	9.5		11.9	100.0
60才以上		30.0	10.0	15.0	30.0	10.0	5.0	100.0
計	3.7	31.6	27.9	22.1	7.4	1.5	5.8	100.0
商 業								
20才代		100.0						100.0
30才代		69.0	31.0					100.0
40才代	2.1	29.2	43.7	25.0				100.0
50才代	4.2	22.9	14.6	37.5	20.8			100.0
60才以上		36.4	13.6	4.5	27.3	13.6	4.5	100.0
計	2.0	38.2	26.3	20.4	10.5	2.0	0.6	100.0

いて35%以上が自立し、30代までに、製造業において63.2%、商業において66.5%が自立したものとあることが分る。そしてこれを現在の年令との関係で眺めれば、各現在の年令に該当する現企業開始年令が、多くなっていることから、小・零細企業では、低年令層において自立するものの割合が多いと同時に常に、各年代において自立の要求を感じ、又それが可能であることを示しているといえよう。(以下次号)

第66号正誤表

(カッコ内は誤植)

近代的労働者階級のデモグラフィ的観察

p. 2, 下ヨリ14行, 見出し(集図) 集団; p. 6, 第6表表題(年降別) 年齢別; p. 9, 第9表表題(世帯別) トル;
p. 18, 第19表表頭最右欄(累合計備) 累加合計; p. 19, 16行見出し(集図) 集団

労働力人口の推移傾向について

p. 51, 第7表「日本(1955) 15—19才労働力化率男(43.0) 54.3, 女(41.5) 50.1

p. 53, 18行(低所得就業者) 低所得就業者; p. 54, 追記中の表, ≧昭和25年及び30年の労働力化率の比較≦男の14~19才の昭和30年(43.0) 44.9

平均余命曲線の型について” (3)

館 稔

6. 最大平均余命年齢の都道府県別分布

前2回の拙稿において²⁾、わが国を中心として、世界のおもな国々について最大平均余命年齢を求め、その時間的推移と地域的差異の概要を概観した。

今回は、わが国における最大平均余命年齢の都道府県別分布と戦前と戦後におけるその変化について略述する。

(1) 方法

(A) 戦前の状態を物語るものとして、昭和6—10年の事実に基づき、Kingの方法によつて水島治夫教授等が作成された府県別生命表³⁾をとり、戦後については、(B) 昭和22年4月から同23年3月に至る期間の事実に基づき、Kingの方法を中心として作成された同教授の都道府県別生命表⁴⁾と、(C) 昭和25年について、Grevilleの方法を中心として作成された水島教授指導、馬島雄二郎氏の都道府県別生命表⁵⁾とによつた。

最大平均余命年齢を求めるには、前回略説した⁶⁾平均余命曲線を2次の放物線で補間し、その極値を求めるという簡略な方法によつた。計算は女子人口のみについてこれを行つた⁷⁾。

(2) 結果

以上、(A)、(B)および(C)の3つの年次について都道府県別に求めた女子人口の最大平均余命年齢と戦前水準ともいふべき昭和6—10年を基準として同22—23年と同25年について指数を計算し、両者をあわせて表示したものが表16である。

さらにこれを1歳型、2歳型および3歳型に分ち、各歳型の中をそれぞれ前後に2分して都道府県別の分布を表わしたものが表17である。

各都道府県間における最大平均余命年齢の差異と、戦前に対する戦後最近の変動を明らかにするために、昭和6—10年と昭和25年とについて、最大平均余命年齢を6階級に分ち、同一の階級をもつてそれを分布図としたのが図11と図12とである。図13は、昭和6—10年の最大平均余命年齢を100とする指数の昭和25年における都道府県別分布を描いたものである。

1) 今回のこの稿の資料については、九州大学教授水島治夫博士の御配慮を煩わしたところ少なからず、記して深く感謝の意を表す。

2) 本誌第64号、昭和31年5月および第66号、昭和31年12月。

3) 水島治夫、細上恒雄、原藤周衛：『第2回府県別生命表（昭和6—10年）』—朝鮮医学会雑誌、第29巻第9号、昭和14年9月。

4) 水島治夫、楠川晃、藤本隆：『第3回府県別生命表』—衛生統計、第4巻第1号、昭和26年1月。

所掲の結果表中、滅字によつて、兵庫県、女、1歳の平均余命が明らかでなかつたので【原論文 p.25】、水島教授を煩わし原稿について特に調べて頂いた。その数値は54.14であつて、ここでは、これによつて計算した。

5) 馬島雄二郎(水島治夫指導)：『1950年府県別生命表』—医学研究、第26巻第1号、昭和31年1月。

6) 本誌第66号、昭和31年12月、p.29。

7) 本誌第64号、昭和31年5月、p.4。

表 16. 都道府県別最大平均余命年齢 (女)

都道府県	実 数		指 数 (昭和6—11年=100)		
	昭和6—10年	昭和22—23年	昭 和 25 年	昭和22—23年	昭 和 25 年
総 数	(2.81)歳A)	2.53歳B)	(1.46)歳C)	90.0	(52.0)
北海道	2.54	2.56	1.46	100.8	57.5
青森	2.74	2.98	2.13	108.8	77.7
岩手	3.13	2.56	2.26	81.8	72.2
宮城	2.65	2.58	1.48	97.4	55.8
秋田	2.46	2.56	1.49	104.1	60.6
山形	2.67	2.47	1.49	92.5	55.8
福島	3.00	2.72	1.60	90.7	53.3
茨城	3.22	2.64	1.47	82.0	45.7
栃木	3.46	2.87	1.50	82.9	43.4
群馬	3.33	2.82	1.45	84.7	43.5
埼玉県	3.82	2.78	1.67	72.8	43.7
千葉県	2.97	2.39	1.44	80.5	48.5
東京都	2.80	2.61	1.30	93.2	46.4
神奈川県	2.75	2.22	1.26	80.7	45.8
新潟県	2.99	2.40	1.50	80.3	50.2
富山県	3.08	2.91	2.44	94.5	79.2
石川県	3.13	2.70	2.00	86.3	63.9
福井県	3.33	3.31	2.28	99.4	68.5
山梨県	2.50	2.31	1.66	92.4	66.4
長野県	2.43	2.26	1.38	93.0	56.8
岐阜県	2.75	2.48	1.80	90.2	65.5
静岡県	2.95	2.39	1.44	81.0	48.8
愛知県	3.25	2.38	1.43	73.2	44.0
三重県	2.81	2.44	1.42	86.8	50.5
滋賀県	2.74	2.85	1.67	104.0	60.9
京都府	2.46	2.44	1.34	99.2	54.5
大阪府	2.76	2.48	1.46	89.9	52.9
兵庫県	2.89	2.48	1.47	85.8	50.9
奈良県	2.52	2.50	1.49	99.2	59.1
和歌山県	2.30	2.23	1.44	97.0	62.6
鳥取県	2.68	2.59	1.43	96.6	53.4
島根県	2.97	2.36	1.47	79.5	49.5
岡山県	2.44	2.60	1.42	106.6	58.2
広島県	2.47	2.30	1.45	93.1	58.7
山口県	2.50	2.46	1.40	98.4	56.0
徳島県	3.02	2.38	2.13	78.8	70.5
香川県	2.76	2.13	1.55	77.2	56.2
愛媛県	2.48	2.45	1.41	98.8	56.9
高知県	2.30	2.36	1.43	102.6	62.2
福岡県	2.94	2.72	1.45	92.5	49.3
佐賀県	2.91	2.43	1.48	83.5	50.9
長門県	2.63	2.90	1.57	110.3	59.7
熊本県	3.17	2.68	1.47	84.5	46.4
大分県	3.09	2.72	1.49	88.0	48.2
宮崎県	2.78	2.94	1.48	105.8	53.2
鹿児島県	2.65	3.00	1.85	113.2	69.8

- A) 第6回生命表 (昭和10—11年) による本稿第5表の数値。
- B) 水島教授等原資料全国による。
- C) 人口問題研究所第4回簡速生命表 (昭和25—26年) による同上。

表 17. 最大平均余命年齢の型による都道府県の分布 (女)

型	昭和 6 年 ~ 10 年	昭和 22 年 ~ 23 年	昭和 25 年
1 歳 型	1.00 ~ 1.50 歳 該当なし.	該当なし.	神奈川, 東京, 京都, 長野, 山口, 愛媛, 三重, 岡山, 鳥取, 愛知, 高知, 千葉, 静岡, 和歌山, 群馬, 広島, 福岡, 北海道, 大阪, 茨城, 兵庫, 島根, 熊本, 宮城, 佐賀, 宮崎, 秋田, 山形, 奈良, 大分 (以上30地域)
	1.50 ~ 2.00 歳 該当なし.	該当なし.	栃木, 新潟, 香川, 長崎, 福島, 山梨, 埼玉, 滋賀, 岐阜, 鹿児島 (以上10地域)
2 歳 型	2.00 ~ 2.50 歳 和歌山, 高知, 長野, 岡山, 京都, 秋田, 広島, 愛媛, 山口, 山梨 (以上10地域)	香川, 神奈川, 和歌山, 長野, 広島, 山梨, 島根, 高知, 愛知, 徳島, 千葉, 静岡, 新潟, 佐賀, 京都, 三重, 愛媛, 山口, 山形, 兵庫, 大阪, 岐阜 (以上22地域)	石川, 徳島, 青森, 岩手, 福井, 富山 (以上6地域)
	2.50 ~ 3.00 歳 奈良, 北海道, 長崎, 鹿児島, 宮城, 山形, 鳥取, 滋賀, 青森, 岐阜, 神奈川, 香川, 大阪, 宮崎, 東京, 三重, 兵庫, 佐賀, 福岡, 静岡, 千葉, 島根, 新潟 (以上23地域)	奈良, 北海道, 岩手, 秋田, 宮城, 鳥取, 岡山, 東京, 茨城, 熊本, 石川, 福島, 福岡, 大分, 埼玉, 群馬, 滋賀, 栃木, 長崎, 富山, 宮崎, 青森 (以上22地域)	該当なし.
3 歳 型	3.00 ~ 3.50 歳 福島, 徳島, 富山, 大分, 石川, 岩手, 熊本, 茨城, 愛知, 福井, 群馬, 栃木 (以上12地域)	鹿児島, 福井 (以上2地域)	該当なし.
	3.50 ~ 4.00 歳 埼玉 (以上1地域)	該当なし.	該当なし.

表16による。都道府県名は低いものから高いものへの順位による。

図 11. 昭和6—10年道府県別最大平均余命年齢分布図 (女)

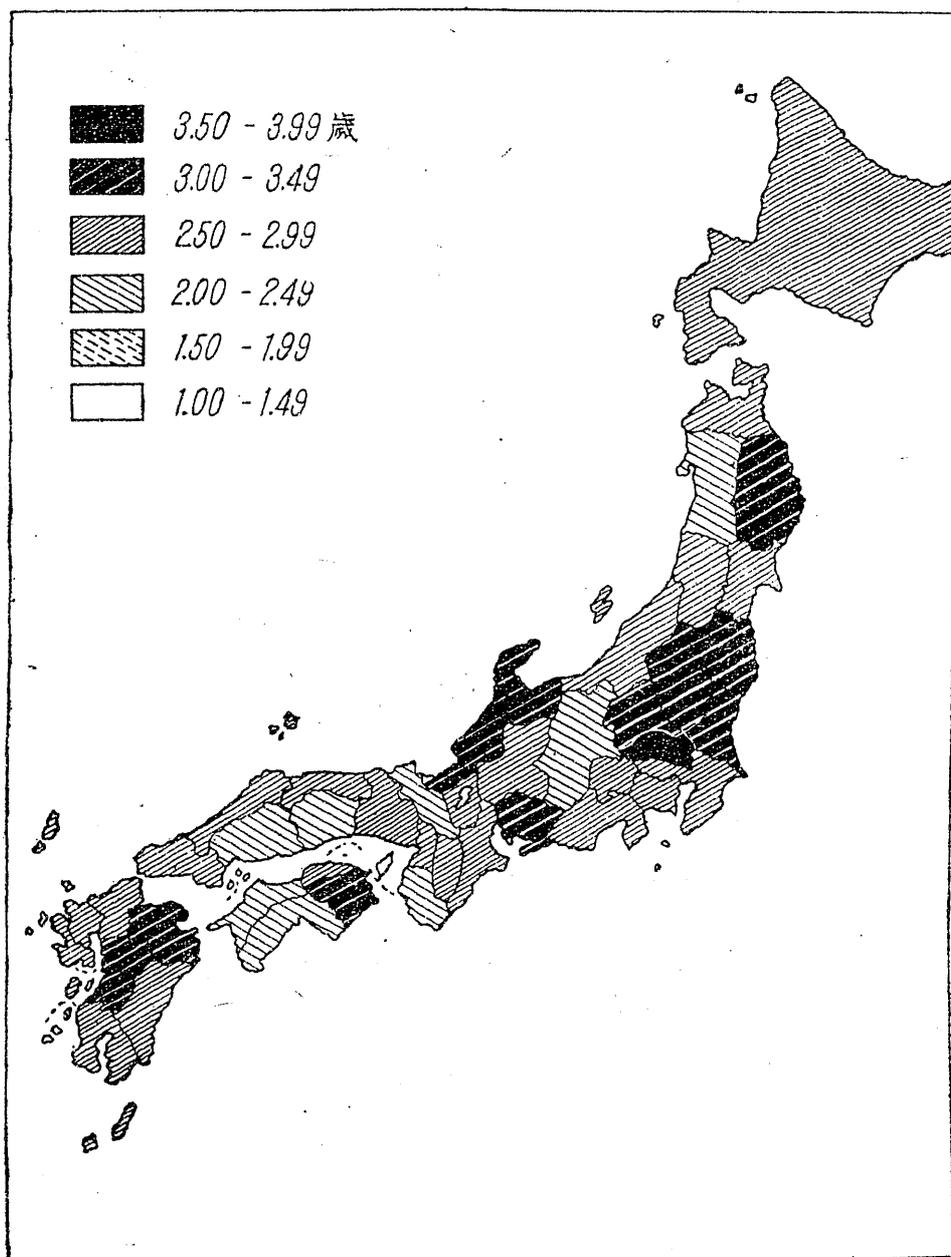


表 16 による。

(A) 戦前の昭和6—10年についてみると、

(a) 局6表の全国女子人口の最大平均余命年齢は2.81歳で、高い方からの府県別順位第21番の三重県と同値である。局6表の期間は昭和10—11年であつて、昭和6—10年に比べて死亡率はわずかではあるが改善されているとみられる。また、局5表〔大正15—昭和5年〕による最大平均余命年齢は3.08歳であつた⁸⁾。したがつて、昭和6—10年における全国の最大平均余命年齢は、おそらく、2.81歳と3.08歳の間にあつたものと推定される。

(b) 道府県間に、最大平均余命年齢は、最低値の和歌山の2.30歳から、最高値の埼玉の3.82歳

8) 本誌第66号, p.31.

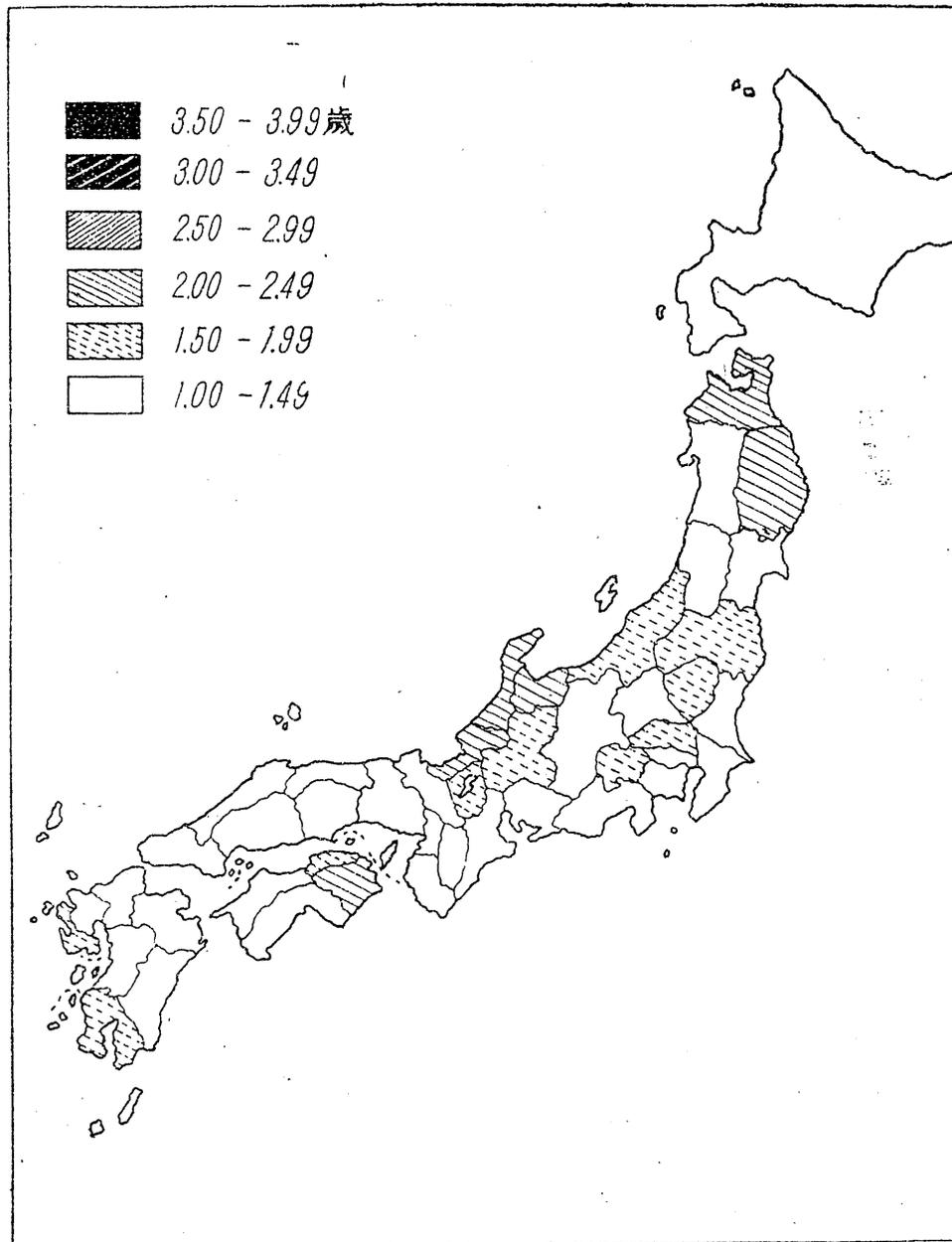


表 16 による。

に至るまで、1.25歳の間分布している [→表16]。したがって、各道府県の最大平均余命年齢は2歳型と3歳型とのいずれかに属し、1歳型に属するものはなかつた [→表17]。

(c) 最大平均余命年齢の低い府県は、表 17 のように、近畿で和歌山と京都、岡山、広島および山口の中国3県、四国の高知と愛媛、その他、長野、山梨および秋田、以上の10府県であつて、2歳型の前半に属している。

(d) 最大平均余命年齢の高い地域は、埼玉をはじめ栃木、群馬および茨城の関東4県、福井、石川および富山の北陸3県、東北で岩手と福島、四国で徳島、九州で熊本と大分、愛知がこれに属していることが注目をひく。以上13地域は、埼玉が3歳型の後半に属するほか、ことごとく、

図 13. 昭和 25 年都道府県別最大平均余命年齢指数分布図 (女)
(昭和6—10年=100)

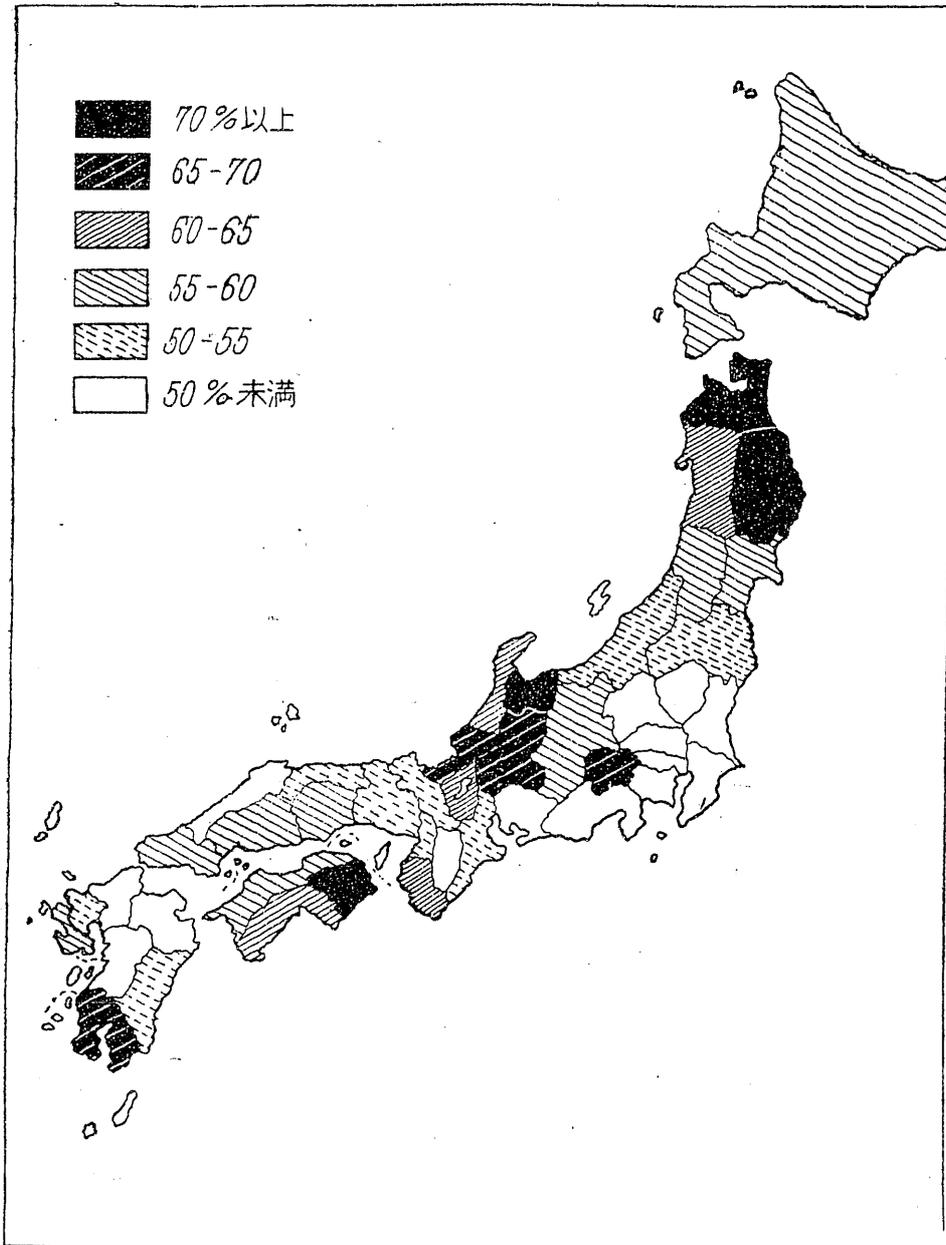


表 16 による。

3 歳型の前半に属している。

(B) 戦後の昭和 22—23 年についてみると、

(a) 水島教授の同一の資料による全国の最大平均余命年齢は 2.53 歳で、戦前昭和 6—10 年に比べて 10% の縮少をみせている。全国最大平均余命年齢は高い方からの都道府県別順位第 21 番の北海道とこれに次ぐ奈良との中間にある。

(b) 都道府県間に、最大平均余命年齢は、最低値の香川の 2.13 歳から、最高値の福井の 3.31 歳に至るまで、1.18 歳の間に分布し、昭和 6—10 年の分布の幅、1.52 歳に比べて 0.34 歳の縮少を示し

ている。最低値においては、昭和6—10年の和歌山の2.30歳に比べて0.17歳の縮少であるが、最大値においては、戦前の埼玉の3.82歳に比べて0.51歳の縮少である。すなわち、昭和22—23年には、戦前に比べて、最大平均余命年齢の分布の幅がやや縮少したが、それはおもに最大値の縮少によつてゐる〔→表16〕。

各都道府県の最大平均余命年齢は、戦前と同様、2歳型と3歳型とに属し、1歳型に属するものはまだ現われていないが、2歳型の前半に属するものが2倍余に増加し、3歳型後半に属するものもわずかに2県に減少し、46県中、44県が2歳型の前半と後半とに2分して属していることは、戦前に比べて大きな変化である〔→表17〕。

(c) 2歳型の前半に属する府県が増加したこと上述のごとくであるが、戦前に2歳型の前半に属したもののうち、岡山と秋田2県が2歳型の後半に落層したほかは同一階層にとどまり、戦前に3歳型後半に属したもののうち、香川、神奈川、島根、千葉、静岡、新潟、佐賀、三重、山形、兵庫、大阪および岐阜の12県が2歳型前半に上昇し、愛知および徳島2県は3歳型前半から2歳型前半へ飛躍した〔→表17〕。

(d) 昭和22—23年においては、3歳型の前半に残留するものは、わずかに鹿児島、福井の2県に過ぎないが、福井は戦前と同一の階層にとどまり、鹿児島は戦前の2歳型後半から落層したものである。

22地域の多きが2歳型後半に集中したが、戦前、2歳型後半に属したもののうちの上述12県が2歳型前半に上昇し、鹿児島が落層して10地域が同一階層に属するに至つたことも上述のごとくである。岩手、茨城、熊本、石川、福島、大分、群馬、栃木および富山の9県が戦前の3歳型前半から上昇し、埼玉が3歳型後半から飛躍してここに属するようになった〔→表17〕。

(e) 表16によつて、昭和6—10年の各都道府県をそれぞれ100とする昭和22—23年の指数をみると、最大平均余命年齢が、戦前に比べて20%以上前進低下した地域は、埼玉、愛知、香川、徳島、島根、新潟、千葉および神奈川の8地域に上り、逆に、鹿児島、長崎、青森、岡山、宮崎、秋田、滋賀、高知および北海道の9地域が指数100を超え、この間、最大平均余命年齢をやや後退せしめた。

(C)昭和25年についてみると。

(a) 人口問題研究所簡速4表〔昭和25—26年〕による全国の最大平均余命年齢は1.46歳で戦前に比べて大略半分に縮少している。この最大平均余命年齢は昭和26年の最初の部分を含んでいるから、原資料から得られるものよりもやや低いとみられる。この全国最大平均余命年齢は高い方からの都道府県順位第18番の北海道および大阪と同値である。

(b) 都道府県間に、最大平均余命年齢は、最低値の神奈川の1.26歳から、最高値の富山の2.44歳に至るまで1.18歳の間分布し、分布の幅は昭和22—23年と全く同様である。しかし、最低値においては、昭和22—23年の香川の2.13歳に比べて0.87歳という著しい縮少であり、最大値においても、昭和22—23年の福井の3.31歳に比べて0.87歳の縮少であつて、昭和22—25年の間における死亡率の急速度の改善のあとを示している〔→表16〕。

各都道府県の最大平均余命年齢の型による分布は正に空前の一大変化をみせた。すなわち、46地域中30地域が1歳型の前半に集中し、10地域が1歳型の後半に、わずかに6地域が2歳型の前半に属し、2歳型後半以後に属するものは絶無となつた。

昭和22—23年において、2歳型前半に属していた22地域の中、徳島が同一の階層にとどまり、香川、山梨、新潟および岐阜の4県が1歳型後半に上昇したほかは、ことごとく1歳型前半に躍進した。

また、戦前2歳型後半に属した22地域の中、岩手、石川、富山および青森の4地域が2歳型前半に上昇し、福島、埼玉、滋賀、栃木および長野の5地域が1歳型後半に、福井は2歳型前半に飛躍した〔→表17〕。

(c) 6大都市を含む府県と福岡県について、戦前から昭和22—23年および昭和25年に至る地位の変化をみると、戦前には、京都のみが2歳型前半に属し、愛知が3歳型前半にとどまり、その他の5地域は2歳型後半に属していた。昭和22—23年には、東京と福岡の2地域が2歳型後半にとどまり、他の5地域は2歳型前半に属するに至った。昭和25年にはこれ等7地域はことごとく1歳型前半に移行した。中でも、神奈川、東京および京都は最低の部に属している。

(d) 戦前に対する最大平均余命年齢の指数をみると、全国においては52%に低下しているが、都道府県中、栃木、群馬、埼玉、愛知、茨城、神奈川、東京、熊本、大分、千葉、静岡、福島および島根の13地域が戦前の1/2以下に著しい低下をみせている。昭和25年の最大平均余命年齢が戦前の70%以上にとどまるものは、香川の89%を最高とし、徳島、岩手、青森および富山の5地域に過ぎない〔→表16〕。

(e) 以上の最大平均余命年齢低下の著しい13地域中、8地域は戦前において3歳型に属し、その他の5地域も2歳型後半に属し、いずれも、かつて最大平均余命年齢が最も高かった地域である。この事実は、最大平均余命年齢の低下にも『高さとの法則⁹⁾』が働いていることを暗示しているかのごとくである。

今、試みに、昭和6—10年の最大平均余命年齢の分布と同期間を基準とする昭和25年の指数の分布との間にSpearmanの順位相関係数 ρ を求めると、

$$\rho = +0.45$$

となる。戦前において最大平均余命年齢の値が大きく、かつ、昭和25年までに縮少の程度が小さい地域は、石川、福井および富山の3県である。そこで、この北陸3県を除いて、 ρ を求めると、

$$\rho = +0.65$$

に高まり、さらに、北陸3県に類似の特徴をもつ、岩手と徳島の2県を除けば、

$$\rho = +0.81$$

となる。

すなわち、北陸3県と岩手および徳島のごとき例外はあるが、大体において、ここにも『高さとの法則』を認めることができる。

(D) 最大平均余命年齢の地域的分布は、以上のごとく、大分著しく変化したが、それにもかかわらず、戦前に最大平均余命年齢が相対的に高かった地域は、戦後においても高く、反対に、低かった地域は、今なお低いという戦前の地域分布の特徴が、わずかながら残存しているという印象を受ける〔→図11:12〕。そこで、

(a) 昭和6—10年の最大平均余命年齢の分布と昭和22—23年のそれとの間に順位相関係数を求めると、

$$\rho = +0.38$$

となつて正の弱相関関係の存在を認めることができる。

(b) 昭和6—10年の最大平均余命年齢の分布と昭和25年のそれとの間に順位相関係数を求めると、

9) 本誌第66号, pp. 37—38.

$$\rho = +0.40$$

となつて、この号 (a) とほとんど同様である。

(c) また、昭和22—23年の最大平均余命年齢の分布と同25年のそれとの間に、

$$\rho = +0.49$$

を得た。

(E) 戦前戦後における最大平均余命年齢の地域的分布と二三の demographic な要因の地域的分布との間に直線相関係数, r , を求めた。

生命表関数としては (a) 女子出生時の平均余命と (b) 女子乳児死亡率, $q(0)$ とを採つた。

(a), (b) とともにこの稿で用いた水島教授の同一の生命表から採つた。

人口再生産要因としては、(c) 普通死亡率, (d) 標準化死亡率, (e) 普通出生率および (f) 標準化出生率を採つた。これ等は、材料の便宜上、人口総数についてのものを用いた。普通動態率は人口動態統計により、標準化動態率は、大正14年全国人口構造を標準人口とし任意標準人口標準化法によつて、かつて、われわれが求めたものを使つた。昭和6—10年については、昭和10年の動態率を、昭和22—23年については、昭和22年の動態率を、昭和25年については同年次の動態率を用いた。

人口基本構造については、(g) 女子人口の平均年齢, (h) 女子総人口中60歳以上人口の割合, すなわち、女子人口の老年化係数, (i) 女子総人口中15歳未満人口の割合, すなわち、少年人口係数, (j) 女子15歳未満人口に対する女子60歳以上人口の比率, すなわち、老年化指数および (k) 女子生産年齢 [15—59歳] 人口に対する15歳未満人口および60歳以上人口の比率, すなわち、従属人口指数 [『扶養負担指数』 der Belastungskoeffizient] を採つた。(g) — (k) は国勢調査結果報告によつてこれ等を計算した。昭和6—10年については、昭和10年国勢調査結果, 昭和22—23年については、昭和22年の臨時国勢調査結果, 昭和25年については同年の国勢調査結果を用いた。

求めた直線相関係数の値を一括して表示したものが表18である。表18によつてみると、最大平均余命年齢の地域分布と (a) 出生時の平均余命と (b) 乳児死亡率との生命表基礎関数の地域的分布との間には、直線相関関係の存在を認めることができる。ただし、昭和25年のほかは弱相関である。

(c) と (d) との死亡率についてもこれを認めることができるが、これまた、昭和25年以外の期間については微弱である。(e) と (f) の出生率については、弱相関関係がわずかに認められる。出生率と乳児死亡率との関係を反映するともみられるが、これだけでは明らかでない。

最大平均余命年齢の分布と (g) — (k) の基本構造の分布との間にはほとんど相関関係を認めることができない。

(F) 戦前戦後における最大平均余命年齢の地域的分布と二三の社会的、経済的要因の地域的分布との間に直線相関係数を求めた。

人口都市化の指標として、はなはだ不十分ではあるが、差し当り、(l) 人口1万以上の市町村にある人口の総人口に対する比率, すなわち、都市人口率と (m) 市政を実施している地域にある人口の総人口に対する比率, すなわち、市部人口率とを採つた。これ等はいずれも国勢調査結果によつたが、昭和6—10年については昭和10年のそれ, 昭和22—23年については昭和22年のそれ, 昭和25年については同年の国勢調査結果によつた。直線相関係数の値は、表18の通り、ここに採つた限り、最大平均余命年齢の分布と人口都市化のそれとの間には昭和25年において微弱な逆相関があるの外、明確な相関関係の存在を認めることができない。

経済的指標としては、これまた極めて不十分であるが、(n) 就業人口中第1次産業に所属する人口の割合, すなわち、第1次産業人口率, (o) 第1次産業人口中、農業人口を取り出し、農業人口

率とし、(p) 就業人口中(n) に準じて第2次産業人口率、(q) 第2次産業人口中、製造業人口を取り出し製造業人口率とし、(r) 就業人口中第3次産業人口率を求めてこれ等の指標を採つた。これ等はいずれも国勢調査結果により、昭和6—10年の期間については昭和5年国勢調査、昭和22—23年については、昭和22年臨時国勢調査、昭和25年については同年の国勢調査結果によつた。直線相関係数計算の結果は、表18の通り、最大平均余命年齢の分布とこれ等の指標との間にも明確な相関関係の存在を認めることはできなかつた。

(G) 都道府県別の最大平均余命年齢変動の程度と人口都市化および二三の経済的要因との間に直線相関係数を求めた。(s) 都市人口率は上述の(1)と(t)、市部人口率は上述の(m)と全く同一の指標を用いた。(u) 第1次産業人口率、(v) 第2次産業人口率および(w) 第3次産業人口率はそれぞれ上述の(n)(p)および(r)と同一の指標を用いた。直線相関係数計算の結果は表18の通りであるが、昭和25年に微弱な相関関係があるほか、ここにも明確な相関関係の存在を認めることができなかつた。

(3) 括 要

(A) 戦前水準に比べて戦後における急速な死亡率の改善は、わが国最大平均余命年齢を著しく縮小したが、これを都道府県別にみてもその傾向はまことに著しく、平均余命曲線の型の地域的分布は急激な変動を現わしている。

(B) 戦前昭和6—10年においては、1歳型に該当するものは全くなく、大多数の府県は2歳型後半に属し、3歳型前半に属するものも少くなかつた。戦後の昭和22—23年においては、戦前水準に比べて最大平均余命年齢の地域的開差は明らかに縮小したが、依然として、1歳型に属するものなく、2歳型前半と後半とに均等に集中した。しかるに、昭和25年においては、最早、大多数の府県が1歳型、しかもその前半に集中し、3歳型はいうまでもなく2歳型後半に属するものも全く跡を断ち、少数の地域が2歳型前半にとどまるに過ぎない状態となつた。平均余命曲線の変動、最大平均余命年齢の地域的変動によつても、昭和22年から昭和25年に至る極めて短期間における急激な死

表 18. 最大平均余命年齢およびその指数の地域的分布と若干の demography 的, 社会的, 経済的要因の地域的分布との間における直線相関係数

Y=	昭6—10	昭22—23	昭 25
X=最大平均余命年齢			
(a) 女子出生時の平均余命	-0.38	-0.49	-0.70
(b) 女子乳児死亡率	+0.22	+0.35	+0.79
(c) 普通死亡率	+0.29	+0.26	+0.66
(d) 標準化死亡率	+0.27	+0.41	+0.66
(e) 普通出生率	+0.21	+0.33	+0.31
(f) 標準化出生率	+0.28	+0.31	+0.13
(g) 女子人口平均年齢	-0.00	—	-0.10
(h) 女子人口老年化係数	-0.04	-0.08	+0.09
(i) 女子少年人口係数	+0.11	+0.16	+0.24
(j) 女子人口老年化指数	-0.08	-0.11	-0.01
(k) 従属人口指数	+0.08	+0.17	+0.31
(l) 都市人口率	-0.12	+0.09	-0.29
(m) 市部人口率	-0.15	-0.17	-0.30
(n) 第1次産業人口率	+0.09	+0.19	+0.30
(o) 農業人口率	+0.17	+0.20	+0.32
(p) 第2次産業人口率	-0.04	-0.15	-0.23
(q) 製造業人口率	-0.02	-0.20	-0.19
(r) 第3次産業人口率	-0.11	-0.22	-0.34
X=最大平均余命年齢指数 (昭6—10=100)			
(s) 都市人口率	—	+0.33	+0.41
(t) 市部人口率	—	+0.00	-0.28
(u) 第1次産業人口率	—	+0.10	+0.29
(v) 第2次産業人口率	—	-0.19	-0.30
(w) 第3次産業人口率	—	-0.00	-0.30

Xは表16による。Yについては本文参照。

亡率改善の跡は全く驚異というに値する。

(C) 最大平均余命年齢縮少の速度は、かつて戦前において最大平均余命年齢の高かつた地域ほど急角度であるかにみられる。こうして『高さと勾配の法則』が、わが国最大平均余命年齢の地域別考察においても、経験的事実として存在するといつてよい。しかし、もとより少なからぬ例外がある。その中、かつて最大平均余命年齢が高かつた地域であつて、なおかつ低下の速度がそれほど急速でない北陸3県と岩手および徳島が注目をひく。

(D) 最大平均余命年齢の地域的分布は戦前水準に対しても、戦後の昭和22年頃に対しても、著しい変動を遂げたこと上述のごとくであるが、それにもかかわらず、昭和25年においても、遠く戦前からの地域的特徴が依然として残像していることを見逃すわけにはゆかない。すなわち、最大平均余命年齢は近畿地方から西南日本において低く、中部地方から東北日本において概して高いということ、太平洋岸地域に比べて日本海岸地域においてやや高い傾きがあるということ、本州においては、青森、岩手、北陸3県とこれに隣接する新潟、岐阜および滋賀、東京を圍繞する埼玉、栃木および福島に高いということ、四国は東部、九州は南部において比較的高いということ等。

(E) 直線相関としてみる限り、最大平均余命年齢の地域的分布は人口の自己再生産要因のそれと相関関係をもっている。出生時の平均余命や乳児死亡確率の生命表基礎関数のそれとの間に相関関係をもつことは当然であるとしても、死亡率の分布との間にもこれを認めることができる。しかし、出生率の分布との間にはそれほど明確な相関関係は存在しないもののごとくである。特に最近においては。

また、最大平均余命年齢の地域的分布と人口年齢構造、あるいは、人口学的基本構造の分布との間に相関関係はほとんど認められない。時として、老年化係数や老年化指数が比較的大きい地域は、『寿命』の長い地域であると予断される。世上『長寿村』等といわれているものがこれである。上述の事実は、老年化係数や老年化指数で『長寿村』を定めることが、いかに危険であるかということをも傍証するものといつてよい。

(F) かつて、わたくしは、あらゆる意味における出生率に比べて、死亡率は、少くとも、直線相関に関する限り、社会的経済的諸指標との間に明確な相関関係の存在を示さないことを明らかにした¹⁰⁾。最大平均余命年齢の地域的分布についても、それは例外ではないとみられる。

(G) 最大平均余命年齢の地域的変動の程度と社会的経済的諸指標との間にも、少くともここに採り上げた限り、明確な相関関係はこれを認めることが困難である。

(H) 前回の考察によつても、わが国最大平均余命年齢はさらに0歳型に進展すると推測することができるし、これを期待するものであるが、これに伴つて、最大平均余命年齢の地域的分布の型にも当然変化が現われてくるであろう。どのような地域が、いかに多く、先んじて、1歳型の境界線を破つて0歳型に突入するか興味ある課題である。しかし、それは、将来、この稿で考察したような短かい時間で実現するものでないことはほぼ確実である。また、それが、従来程度の公衆衛生活動によつてよく推進され得るか否か、量的にも質的にも、公衆衛生活動の格段の地域的、階層的浸透に期待しなければならないであろう。なお、年次によつて資料の方法が異つているから、資料の吟味が必要であることというまでもないが、多大の時間と労力とを要するから、他日にこれを期するのほかはない [昭和32年2月6日稿]。

10) 館 稔：『人口再配分計画の基礎として見た人口増殖力の地域的特性』—人口問題研究，第3巻第2号，昭和17年2月，p. 24.

地域社会の大きさと人口の実質的增加

上 田 正 夫

I 目 的¹⁾

人口の地域的研究において、その地域的移動の実態をとらえることは、再生産力過程と関連させて人口の増加や構造との関係を分析する上において、重要な鍵であることはあらためていうまでもないが、さらにこれを促すその地域の自然的・社会的・経済的諸条件との関連を明らかにすることが国土総合開発や人口の地域的再配分を考える場合の重要な基本的研究ともなる。

一般に、近代社会における国内人口移動の主流は人口再生産力の高い農村地域からその低い都市地域への移動であり、さらにその根幹をなすものが原始的産業から都市的産業への労働力の移動である。新しい雇用の場を求めてのこのよう労働力人口の移動のほか、縁事・就学等種々の原因によるものを含めての流出人口によつて各地域の人口の大きさや構造が、従つてまた人口再生産力が多かれ少なかれ影響を受け、因となり果となつて人口の移動の条件をも形成する。

ところが人口移動に関する資料は人口統計資料の中で最も不十分であつて、demographic な研究の面においても、実践的な要請の面においても、部分的な資料・調査結果やそれに基づく特殊研究を除いては、そうした不十分な資料に基づいた推計の範囲を出ないままでとり残されている。

しかし、資料が不十分であればそれだけ種々な角度からの approach を試みて実体を少しづつでも明らかにすることが重要であろう。厳密な意味のデモグラフィックな分析の要求を緩和して移動人口の絶対量や構造の解明をあきらめるならば、特定期間の人口増加と自然増加とを対比して移動による net の増減をみる方法も効果はあるであろう。さらに退いて最小限の要求として人口の増加そのものだけを比較した結果から人口の移動の規模なり方向なりを類推することも、わが国にみられるような人口の都市集中激化の様相を明らかにしようとする場合には許されるであろう。

このような意味において、本稿は、わが国における近代化の進展にともなつて各地域の都市および農村の人口の増加が、どのような規模と程度に行われていつたかを、現在人口または常住人口の増減数あるいはその割合によつて考察しようとするものである。すなわち、これまで行つてきたように各市町村を単位的な地域社会とみなしてこれを人口の大きさによつてグループし、農村的な地域社会から都市的地域社会に至る人口の増加を明らかにしようとする。考察期間としては日本の人口現象が近代的様相を明らかにしはじめた大正 9 年から昭和 15 年までの各センサス間、戦時を含み戦後にまたがる昭和 15—22 年間、および昭和 22—25 年の各センサス間について行つた。

ただ、ここで新しく行つたことはあくまで人口の実質的な増加を明確にするために各市町村の境界を固定したことである。すなわち、各地域社会は不断の人口増減によつてセンサスごとに人口階

1) 本稿は経済企画庁の雇用問題研究会資料の 1 部として報告した“都市農村における戦前戦後人口増加の傾向——昭和 10 年基準による人口階級別市町村人口増加の分析(大正 9 年——昭和 25 年)”に若干加筆したものである。

級に所属変更が生ずるので、人口の実質的な増加を測定するには境域の統一が前提条件であるがその境域の基準を考察期間の前におくか後におくかはそれぞれに意味がある。²⁾ わが国のように市町村の合併が盛んな場合には新しい境域に合わせる方法が比較的容易でありしばしばとられるのに対し、より古い境域に合わせる方法は多少の推計をとめない作業も比較的に大きい。本稿において、あえて後者の方法により、しかも基準を戦前都市集中が進展し準戦時体制に入る直前の一応ノルマルな昭和10年センサス当時の境域に固定し、かつその時の人口の大きさによつて昭和10年以前および以後の人口の増加を比較することとした。昭和10年に定めたのは都市地域と農村地域のデモグラフィックな対照が比較的明瞭であり、同時に戦時中から戦後へかけての人口交流の激化や人口増加の地域的な混乱の様相がまだ終息しおわらぬ昭和25年によることを避けるためである。

なお、昭和28年以後新市の大量誕生や町村の合併がかつてないほど行われて地域単位に著しい変容があるため、昭和25—30年のセンサス間における地域社会の大きさによる人口現象の分析や戦前との比較はより一層困難となつたので昭和25年以後についてはここでは一切ふれない。

このように、あくまで実質的に人口増加の規模や地域的特性を明らかにすることによつて、戦前から戦後へかけて30年にわたるわが国の農村的地域から都市的地域への人口の移動をつかむための足がかりとし、複雑なわが国人口の地域的特性の実体解明の資料としようというのが本稿の意図するところである。

Ⅱ 方 法

以上の目的の下に、近代化の進展にともなつて著しさを加えた農村的地域から都市的地域への人口移動を最もよく推察できるように、都市と農村との区別の基準を何にとるかは問題であるが、前に最小行政区劃である市町村を単元的な地域社会とみなしての“地域社会の大きさと人口現象”の研究において行つたように人口現象の中で最も外形的、形式的、単純でしかも最も包括的で広く用いられている市町村の“人口の大きさ”をとる。³⁾ すなわち市町村をその人口の大きさによつて人口10万以上、5—10万、4—5万、3—4万、2—3万、1—2万、5千—1万、5千未満の8階級に区分すると、すでにわれわれが分析したように人的側面からみた産業構造、人口の再生産などにおいて、人口1万未満の町村は農村的性格が濃厚であり、人口1万以上の市町村になると都市的性格を現わし、人口が大きくなるにつれてその特色をますます鮮明にしてくる。そこで、本稿でもこの8区分の人口階級によつて所属市町村の人口の増減を都市農村の対照に主眼をおきつつ比較することとする。

次に、前項でふれたように人口階級別市町村を各センサス当時の境域によると、市町村の廃置分合、人口の増減によつて階級間に所属が移動する結果、正確な増減量が判らない。そこで、ここでは準戦時体制に入る前の比較的ノルマルな時代であつた昭和10年のセンサス当時の市町村の境域を一応規準として採つて、大正9—昭和5年間、昭和15—25年間の各センサスにおける市町村の人口を組替えて比較することとした。その方法の概要は次のとおりである。⁴⁾

2) 戦前このように市町村の境域を統一されて、その人口階級別増加を大正9—昭和5年間について分析されたものに次の文献がある。

林恵海：“本邦都鄙人口の権衡と増加力”——人口問題，第3巻第1号，昭13.10.

3) 箱 稔・上田正夫：“地域社会の大きさと人口現象”——人口問題研究，第8巻第2号，昭27.10.

箱 稔・上田正夫：“社会の大きさによる基本的人口現象の変化に関する人口統計学的研究”——日本人口学会記要，第1号，昭27.7. pp.71—85.

4) 昭和19年2月22日，昭和20年11月1日，昭和21年4月26日の各人口調査時については，人口の範囲や組替作業に問題点が少くないから，これを除外することとした。

(イ) 大正9—昭和10年間に境域に変更のあつた市町村については内閣統計局が昭和10年の境域に組替えた人口を、内閣統計局“昭和10年国勢調査結果報告第3巻市町村別人口”昭11.11.によつて昭和10年センサス時の人口による人口階級(8区分)別にグループした。

(ロ) 昭和10—25年間に境域に変更のあつた市町村については、合併の場合は、合併前の最も近いセンサス時の人口によつて合併後のセンサス人口を按分して昭和10年の境域によるその市町村の人口を推計し、分離の場合には、分離後のセンサス人口を合計して昭和10年の境域による市町村の人口を算出し、同じく昭和10年センサスの人口の大きさによつて、人口階級(8区分)別にグループした。⁵⁾

(ハ) 全国の境域を戦前戦後統一するため、戦後昭和22年、25年にセンサスの行われていない

(i) 北海道の千島(根室支庁管内泊村、留夜別村、色丹村、紗那村、留別村、薬取村、得撫郡、新知郡、占守郡……ただし花咲郡歯舞村は含めてある)

(ii) 東京都小笠原支庁管内全域、八丈支庁管内の島島

(iii) 鹿児島県大島郡(ただしこのうち、十島村はその一部が調査されているが、その境域による戦前の人口が不明のため、やはり除いてある)

(iv) 沖縄島全域

の各地域については戦前からその所属市町村の人口を除いた。

(ニ) 厳密にいうと昭和25年センサス人口のみは常住人口で、昭和22年以前各年次のセンサス人口はすべて現在人口であるが、昭和25年における常住人口と、これに一時現在人口を加え一時不在人口を減じた現在人口との差はきわめて少いから、昭和22年以前の各センサス人口とそのまま比較しても支障ないものと思われる。

(ホ) 以上による人口階級別市町村人口のグループは都道府県ごとに集計し、さらにこれを集計して全国の結果を求めた。従つて集計結果の表章も、全国と、各都道府県別とに人口階級(8区分)別に行つた。ただし、都市・農村区分の1つのメルクマールとして人口1万の線をとり、人口1万以上、1万未満とに2大区分別にも表章した。

次に、結果は人口階級別所属市町村の(i)人口実数、(ii)その人口階級別割合を各年次について、(iii)増加人口実数、(iv)人口増加率を全期間(30年間)、毎15年間、毎10年間、各センサス年次間につき算定して掲げた。

Ⅲ 結果の概要

(1) 地域社会の大きさと所属人口との関係

前項に記した対象地域において、基準としてとつた昭和10年センサス当時の人口階級別市町村数は

表1 地域社会の数

人口階級	総数	市	町村
総数	11,445	125	11,320
10万 \leq	34	34	—
5—10万	53	52	1
4—5万	16	13	3
3—4万	44	24	20
2—3万	83	2	81
1—2万	436	—	436
5千—1万	1,923	—	1,923
5千 $>$	8,856	—	8,856

全国の範囲は本文のとおり。

は表1のとおり、総数11,445のうち8割近くが人口5千未満の町村、17%が5千—1万の町村で、残りの6%足らずが1万以上の市町村数であり、4—5万の都市数は最も少く16にすぎない。このうち、5千未満の町村は他市町村に合併されたり、人口増加の結果上の階級へとび上つたりしたために、大正9年以後その数はほとんど常に減少をつづけ昭和10年以後も同様であつた。5千以上の市町村数は昭和5—10年間に4—5万、5—10万の市町村が東京市

5) 境域に変更のあつた町村は“昭和25年国勢調査報告、第7巻、都道府県編”，総理府統計局、昭和27年11月—昭和29年5月により、“第1表、市町村面積、人口の註”により、一部編入または分離の場合の人口もこれに記載されたものによつた。

への隣接町村の合併のため激減したのをはじめ、時として減少を示してはいるものの概ね増加を示している。特に大都市の数は昭和10年には大正9年の倍となり、その後も人口集中の結果、この階級へ押し上げられた都市の多いことを反映して昭和25年にはさらに倍加している。

そこで、市町村の境域を昭和10年に固定した場合の所属階級別人口と、各センサス当時の境域による人口に基づき所属階級別人口とを各センサス年次ごとに比較すると表2のとおりである。

表2 地域社会の大きさによる人口の所属変更による差異

(単位 万)

人口階級	昭和10年の境域による人口		各調査時の境域による人口		B-A C	C/A %	昭和10年の境域による人口		各調査時の境域による人口		B-A C	C/A %
	A	B	A	B			A	B				
昭和25年												
総数	8,320	8,320	—	—	—	—	6,364	6,364	—	—	—	—
10万 ≤	1,636	2,133	497	—	30	—	1,498	1,148	—	350	—	23
5—10万	445	631	186	—	42	—	324	434	—	110	—	34
4—5万	102	227	125	—	122	—	67	119	—	52	—	77
3—4万	201	256	55	—	28	—	135	129	—	6	—	5
2—3万	278	284	6	—	2	—	179	212	—	32	—	18
1—2万	820	960	140	—	17	—	537	535	—	2	—	0
5千—1万	1,701	1,762	61	—	4	—	1,207	1,224	—	17	—	1
5千 >	3,137	2,067	—	1,070	—	34	2,415	2,562	—	147	—	6
1万 ≤	3,482	4,491	1,009	—	29	—	2,742	2,578	—	164	—	6
1万 >	4,838	3,829	—	1,009	—	21	3,622	3,786	—	164	—	5
昭和22年												
総数	7,810	7,810	—	—	—	—	5,895	5,895	—	—	—	—
10万 ≤	1,360	1,679	319	—	23	—	1,278	874	—	404	—	32
5—10万	401	615	214	—	53	—	285	339	—	54	—	19
4—5万	95	221	126	—	134	—	60	138	—	78	—	129
3—4万	187	213	26	—	14	—	122	125	—	3	—	2
2—3万	260	274	14	—	5	—	161	174	—	13	—	8
1—2万	776	939	163	—	21	—	489	486	—	4	—	1
5千—1万	1,645	1,764	119	—	7	—	1,144	1,124	—	20	—	2
5千 >	3,086	2,105	—	981	—	32	2,355	2,635	—	280	—	12
1万 ≤	3,079	3,941	862	—	28	—	2,396	2,136	—	260	—	11
1万 >	4,731	3,869	—	862	—	18	3,499	3,759	—	260	—	7
昭和15年												
総数	7,233	7,233	—	—	—	—	5,516	5,516	—	—	—	—
10万 ≤	1,949	2,129	180	—	9	—	1,079	675	—	404	—	37
5—10万	387	379	—	8	—	2	245	205	—	40	—	16
4—5万	81	122	—	41	—	50	52	89	—	36	—	70
3—4万	160	205	—	45	—	28	108	141	—	33	—	30
2—3万	218	209	—	9	—	4	145	171	—	26	—	18
1—2万	633	600	—	32	—	5	457	470	—	13	—	3
5千—1万	1,318	1,244	—	74	—	6	1,096	1,059	—	37	—	3
5千 >	2,487	2,344	—	143	—	6	2,332	2,705	—	373	—	16
1万 ≤	3,428	3,645	—	217	—	6	2,088	1,752	—	336	—	16
1万 >	3,805	3,588	—	217	—	6	3,428	3,764	—	336	—	10
大正14年												
総数	5,895	5,895	—	—	—	—	5,895	5,895	—	—	—	—
10万 ≤	1,278	874	—	404	—	32	—	—	—	—	—	—
5—10万	285	339	—	54	—	19	—	—	—	—	—	—
4—5万	60	138	—	78	—	129	—	—	—	—	—	—
3—4万	122	125	—	3	—	2	—	—	—	—	—	—
2—3万	161	174	—	13	—	8	—	—	—	—	—	—
1—2万	489	486	—	4	—	1	—	—	—	—	—	—
5千—1万	1,144	1,124	—	20	—	2	—	—	—	—	—	—
5千 >	2,355	2,635	—	280	—	12	—	—	—	—	—	—
1万 ≤	2,396	2,136	—	260	—	11	—	—	—	—	—	—
1万 >	3,499	3,759	—	260	—	7	—	—	—	—	—	—
大正9年												
総数	5,516	5,516	—	—	—	—	5,516	5,516	—	—	—	—
10万 ≤	1,079	675	—	404	—	37	—	—	—	—	—	—
5—10万	245	205	—	40	—	16	—	—	—	—	—	—
4—5万	52	89	—	36	—	70	—	—	—	—	—	—
3—4万	108	141	—	33	—	30	—	—	—	—	—	—
2—3万	145	171	—	26	—	18	—	—	—	—	—	—
1—2万	457	470	—	13	—	3	—	—	—	—	—	—
5千—1万	1,096	1,059	—	37	—	3	—	—	—	—	—	—
5千 >	2,332	2,705	—	373	—	16	—	—	—	—	—	—
1万 ≤	2,088	1,752	—	336	—	16	—	—	—	—	—	—
1万 >	3,428	3,764	—	336	—	10	—	—	—	—	—	—

昭和10年の境域による人口と比較して差の少いのは、いうまでもなく最も近い年次の昭和5年と昭和15年とであるが、中でも後者との開きが少い。各人口階級の中で昭和10年との差を最も著しくしているのは戦後における5千未満の町村で昭和10年当時の境域の人口に比べて約1,000万の人口を他市町村への合併、もしくは人口増加にともなう上の階級への所属変更のために失ったこととなっている。これとは反対に10万以上の大都市では大正9年で比べると400万、昭和25年で比べると500万もの人口を市域の拡大と人口吸収とによつて増大していることとなる。その他の階級の中では昭和15年に5—10万、3万未満の各市町村は調査時の境域による人口の方が昭和10年境域による人

口よりも少い。1万未満では所属市町村数が昭和10年から15年に至るまでに減じているので当然としても、他の階級は市数がわずかながらふえていてなおかつ人口が少ないことが注目される。

また、昭和10年境域による人口に対する割合からみると上記のように昭和7年における東京市の市域の大拡張が影響して4—5万の都市が大正14年において調査時の境域による人口の半分以下となり、戦後においては所属地域社会の数が3倍以上に増したことや人口の着実な増加によつて昭和22年、昭和25年各調査時の境域による人口の方がこれまた2倍以上増大している。

次に、参考のため、昭和10—25年間に昭和10年当時の境域に全く変更がないか、または廃置分合があつても結局所属階級に変更がなかつた市町村の人口をみると、昭和25年全国人口の3分の1に相当している。しかし、地域社会の大きいほどこの割合は規則正しく低下し、5千未満の町村の92%から、2—3万の小都市では52%に下り、大都市ではわずかに16%にすぎない。すなわち、次項以下に考察する人口階級別市町村人口は、大都市では6分の5、中都市では4分の3程度は昭和10年以後に市域を拡大した市の人口であることを示し、農村地域の人口は合併して上の階級にとびこ

表3 地域社会の大きさによる人口、割合、指数

人口階級	昭 25	昭 22	昭 15	昭 10	昭 5	大 14	大 9
(a) 大 口 (単位 千人)							
総 数	83,198	78,099	72,330	68,432	63,644	58,951	55,157
10 万 ≤	16,359	13,604	19,491	17,518	14,983	12,779	10,791
5—10万	4,452	4,014	3,874	3,620	3,241	2,851	2,454
4—5万	1,024	947	813	740	675	603	524
3—4万	2,007	1,874	1,594	1,489	1,355	1,224	1,085
2—3万	2,777	2,598	2,180	1,994	1,794	1,613	1,454
1—2万	8,199	7,757	6,327	5,856	5,372	4,891	4,575
5千—1万	17,014	16,449	13,185	12,720	12,073	11,438	10,955
5 千 >	31,366	30,857	24,866	24,495	24,152	23,552	23,320
1 万 ≤	34,819	30,794	34,279	31,217	27,419	23,962	20,882
1 万 >	48,380	47,305	38,051	37,214	36,225	34,989	34,275
(b) 人 口 割 合 (総人口=100.0)							
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
10 万 ≤	19.7	17.4	26.9	25.6	23.5	21.7	19.6
5—10万	5.4	5.1	5.4	5.3	5.1	4.8	4.4
4—5万	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9
3—4万	2.4	2.4	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0
2—3万	3.3	3.3	3.0	2.9	2.8	2.7	2.6
1—2万	9.9	9.9	8.7	8.6	8.4	8.3	8.3
5千—1万	20.4	21.1	18.2	18.6	19.0	19.4	19.9
5 千 >	37.7	39.5	34.4	35.8	37.9	40.0	42.3
1 万 ≤	41.9	39.4	47.4	45.6	43.1	40.6	37.9
1 万 >	58.2	60.6	52.6	54.4	56.9	59.4	62.1
(c) 指 数 (大正9年=100)							
総 数	151	142	131	124	115	107	100
10 万 ≤	152	126	181	162	139	118	100
5—10万	181	164	158	148	132	116	100
4—5万	196	181	155	141	129	115	100
3—4万	185	173	147	137	125	113	100
2—3万	191	179	150	137	123	111	100
1—2万	179	170	138	128	117	107	100
5千—1万	155	150	120	116	110	104	100
5 千 >	135	132	107	105	104	101	100
1 万 ≤	167	147	164	149	131	115	100
1 万 >	141	138	111	109	106	102	100

むもののがかなりあつても、同一階級内の町村間に行われた廃置分合の比重が大きいことを示している。

以上のように、大正9年から昭和25年までの30年間に人口増減や廃置分合などによる所属階級の変更は複雑であるが、次に大正9—昭和5年についてはそうした変更の進行完了の形で、また昭和15—25年については変更がまだ行われる以前の枠に固定して、一貫した境域内の人口増減の比較検討を試みよう。

(2) 地域社会の大きさによる人口と比重の変動

戦後の境域によるわが国総人口は大正9年の5,516万から昭和10年の6,843万へ24%増加し、昭和25年には8,320万と大正9年人口の51%を増加した。

これを人口階級別にみると表3、図1のとおり、人口5千未満の地域社会の人口は大正9年に2,332万、全国人口の42%をしめていたのに、昭和25年には3,137万で35%の増加を示したのかかわらず総人口に対する比重は38%に縮少した。また人口5千—1万の地域社会の人口は大正9年の1,096万から昭和25年の1,701万へと55%の増加を示したが、全国人口に対する比重は大正9年の19.9%から昭和25年の20.4%へときわめてわずかに増加しているにすぎない。

これに対し、人口10万以上の大都市社会の人口は大正9年の1,079万から昭和25年の1,636万へ52%増大し、全国人口の増加割合と同様なので、総人口に対する割合も大正9年、昭和25年とも20%をしめている。

↑人口1—2万の地域社会は大正9年の457万から昭和25年の820万へ79%を増加し、総人口に対する比重も8%か

図1 地域社会の大きさと人口

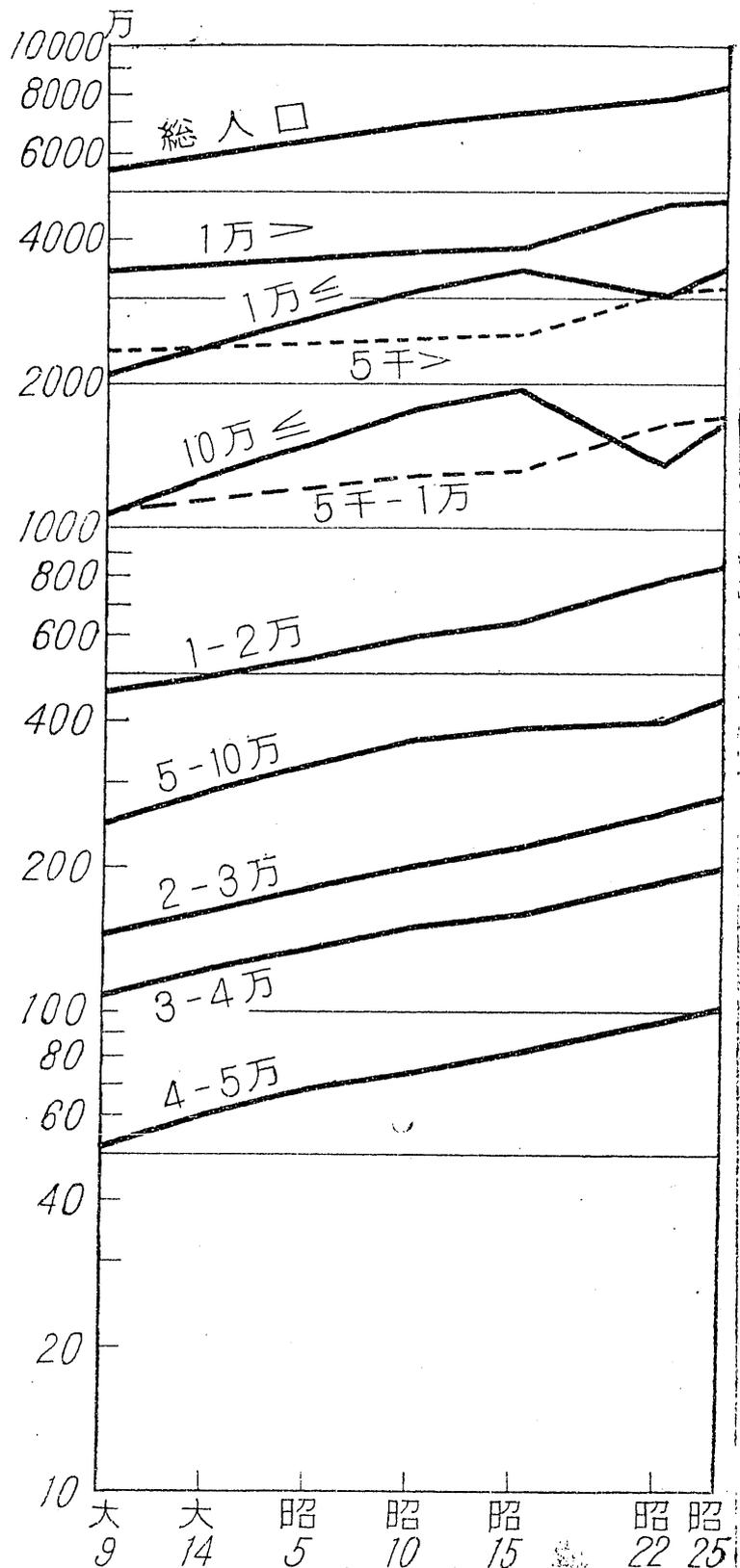


図 2 地域社会の大きさと人口の割合(1)

ら10%へと拡大している。

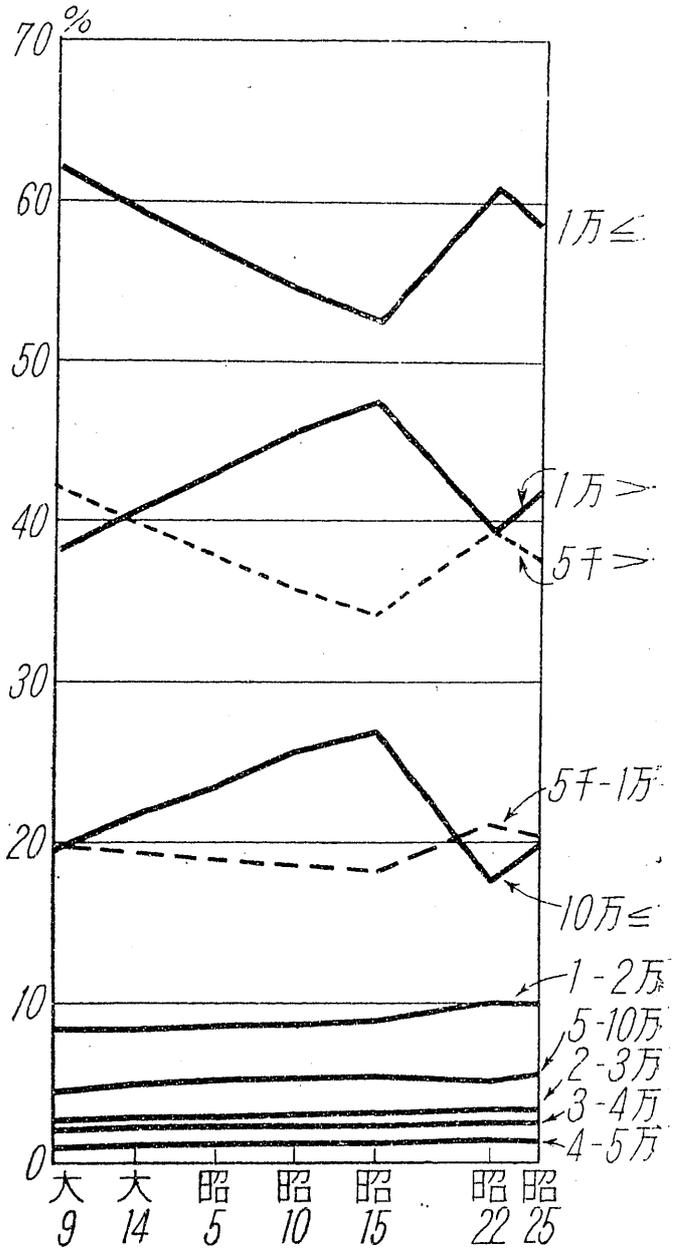
人口5-10万の中都市社会は大正9年の245万から昭和25年の445万へ81%を増加し、総人口に対する比重は4.5%から5.4%とわずかながら拡大している。

以上の各地域社会に比べて残りの3階級は人口数をはるかに少く、人口2-3万の地域社会は大正9年には145万、総人口の2.6%にすぎず、昭和25年にも総人口の3.3%、278万であるが、その増加割合は91%に上っている。また、3-4万の地域社会は大正9年の108万、総人口の2%から昭和25年の201万、2.4%となつて85%の増加割合を示している。さらに、人口4-5万の都市社会は大正9年の人口52万、総人口の1%にすぎず、昭和25年でも人口は102万、1.2%に止まっているが、その増加割合は96%で、各人口階級の中で最も大である。

そこでこれを人口1万で分けてみると、人口1万未満の農村的な地域社会は大正9年の人口3,428万総人口の62%に上っていたが、昭和25年には人口4,838万と41%を増加させた。しかし、総人口に対する割合は58%にかえつて縮小している。これに反し、人口1万以上の都市的地域社会の大正9年人口は2,088万で全国人口の38%であつたのに、昭和25年には3,482万となり、その増加割合は67%と農村に比べてはるかに大きく、総人口に対する比重も42%に拡大している。

しかし、以上概観したところを、その中間

の大正14-昭和22年の各センサス年次ごとにみると、地域社会によつて次のような差異が存する。すなわち、人口10万未満の各地域社会とも大正9年以後昭和25年まで常に人口を増加しつづけてきたのであるが、人口10万以上の大都市のみは、昭和15年の1,949万から昭和22年の1,360万へと著しい減少を示していることである。このため総人口に対する比重も大正9年の20%から常に拡大して昭和15年には最大27%にも達したが、昭和22年には17%に縮小してしまい、その後の増加によつて20%に回復はしたが、その人口は1,636万で昭和10年当時に比べて116万も下廻っている。これはいうまでもなく戦災と疎開とによつて大都市人口の周辺地域への流出が大規模に行われた結果に他ならない。このことは人口5-10万の中都市にも現われていて、昭和15年の387万から昭和22年の401万へと増加しているが、その増加速度はにぶり全国人口に対する比重も昭和15年の5.4%から昭和22年の5.1%へとわずかではあるが縮小を示している。



これに対して、これら大中都市から流出した人口が入りこんだと思われる人口5千—1万、5千未満の地域社会における人口の増大が昭和15—22年にはその他のどの期間に比べても著しくなっており、全国人口に対する比重も大正9年以後常に縮小してきていたのが、昭和15—22年間に人口5千—1万では18%から21%へ、人口5千未満では34%から40%へと拡大しており、昭和22—25年にはふたたび縮小している。

以上にあげた大中都市と農村以外の地域社会における人口はいずれも常に増加しつづけ総人口に対する比重もたえず拡大しつづけてきているが、その中で人口1—2万の地域社会の人口の増加も昭和15—22年にやや著しく、総人口に対する比重も昭和15年の9%から昭和22年の10%へと拡大している。

(3) 地域社会の大きさ と人口指数

各地域社会の人口の増加の程度を大正9年を100とする指数によつてみれば、表3、図4のとおり戦前昭和15年までは10万以上の大都市社会において最も著しく81%の増加を示し、ついで5—10万の中都市社会の58%の増加というふうに、小都市、地方都市となるに従つて増加の度が緩く、5千—1万の地域社会では大正9—昭和15年間に20%の増加、5千未満の地域社会ではわずかに7%の増加しか示していない。

ところが、昭和15年以降戦後にかけて、人口4—5万の都市は相変らず増加しつづけて昭和25年には大正9年の2倍に近く増大し、これについて2—3万、3—4万、1—2万の各地域社会も常に増加しつづけ、大正9年に対する昭和25年の指数はいずれもきわめて大きい。

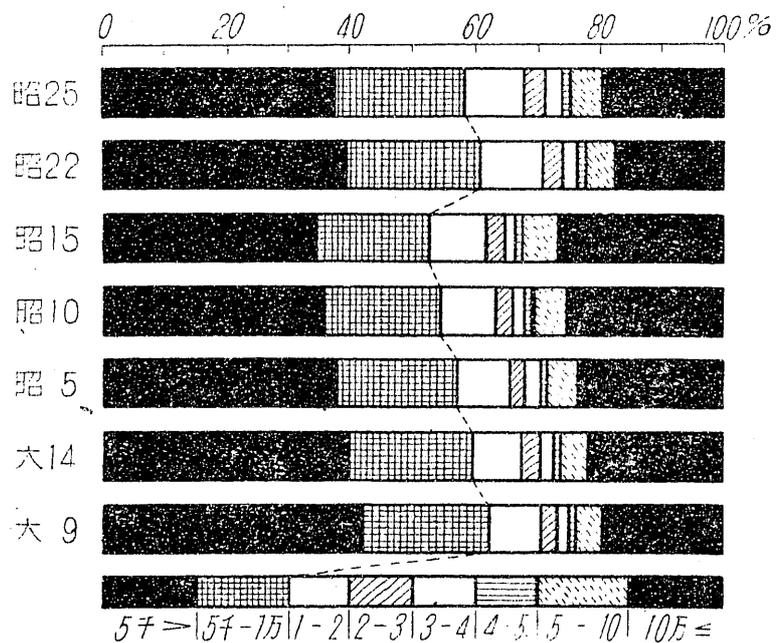
これに対し5—10万の中都市では昭和15—22年間に増加はしているが、その程度がきわめてわずかであつた。しかるに昭和22—25年にはふたたび戦前よりも激しい増加を示し、結局、昭和25年には大正9年当時の81%を増加し、上記の小都市の増加について大きい。

また、大都市社会では昭和15年に大正9年の181を示して最も増加が著しかつたのに、昭和22年には126と激減してしまつた。しかし、その後、中都市と同様、いな他のいずれの地域社会よりも著しい増加速度を示したにもかかわらず、昭和25年には大正9年当時に比べて52%と全国平均に近い増加で、少くとも昭和25年までには戦前昭和15年の人口にまだ達していないこととなる。

さらに1万未満の地域社会は、1万以上の地域社会と異なつて、昭和15—22年には戦前の低い増加とは比較にならぬ速度、中小都市と同じ程度の急な速度で増加し、昭和22年には5千—1万の地域社会は大正9年の50%、5千未満のそれは同じく32%増加となつた。

しかし、昭和22—25年間にはその増加速度はふたたび戦前と同程度にもどり、結局、昭和25年には5千—1万は大正9年の55%増加、5千未満は同じく35%増加で、30年間を通じてみればやはり他のいずれの地域社会よりも増加の程度が緩慢であつたこととなる。

図3 地域社会の大きさと人口の割合(2)



(4) 地域社会の大きさと増加人口数

(a) 全期間（大正9—昭和25年間）

この30年間に全国の増加人口総数は、2,804万に上るが、これを人口階級別にみると、表4、5、図6のとおり、5千未満の地域社会が805万の増加で最も多く増加総数の29%をもしめている。これについて5千—1万の地域社会の増加が606万で総数の22%に上っている。従つて1万未満の農村地域の増加数は1,410万で総数の半分をしめ、残りの半分の1,394万が1万以上の都市地域の増加である。都市の中では10万以上の大都市が557万の増加で最も多く、増加総数の20%に達している。これについて1—2万の地域社会は362万の増加で総数の13%、5—10万の都市は少なくなつて200万で7%をしめている。

前項でみたとおり、増加の速度がきわめて著しかった中小都市は、2—3万が132万で5%、3—4万が92万で3%、4—5万の都市が50万、2%と増加人口の量においてははなはだ少ない。

(d) 戦前（大正9—昭和15年）

全期間30年間の増加数は上記のとおりであるが、これを各センサス年次間に分け、まず戦前の大正9—昭和15年についてみよう。

この20年間を5年間ごとに4期に分けると、全国の増加人口総数は第1期（大正9—14年）の379万から、第2期（大正14—昭和5年）の469万、第3期（昭和5—10年）の479万へとしだいに増大したが、第4期（昭和10—15年）に至つて390万とやや縮小した。

増加数を地域社会の大きさによつて分けると、各期間によつて著しい差異はないが、その増減は人口階級によつて異なっている。すなわち、全国の傾向と同様に大正9—昭和10年間は増加し、昭和10—15年間の増加数がやや減じているのは10万以上の

図4 地域社会の大きさによる人口指数(1) 人口階級別

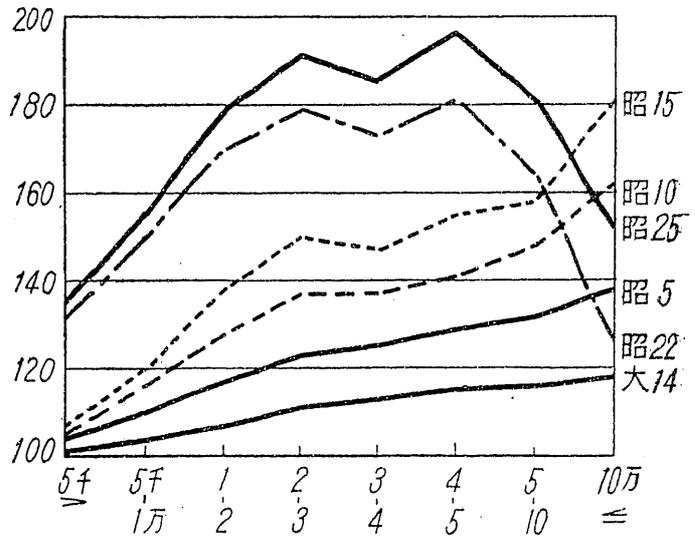
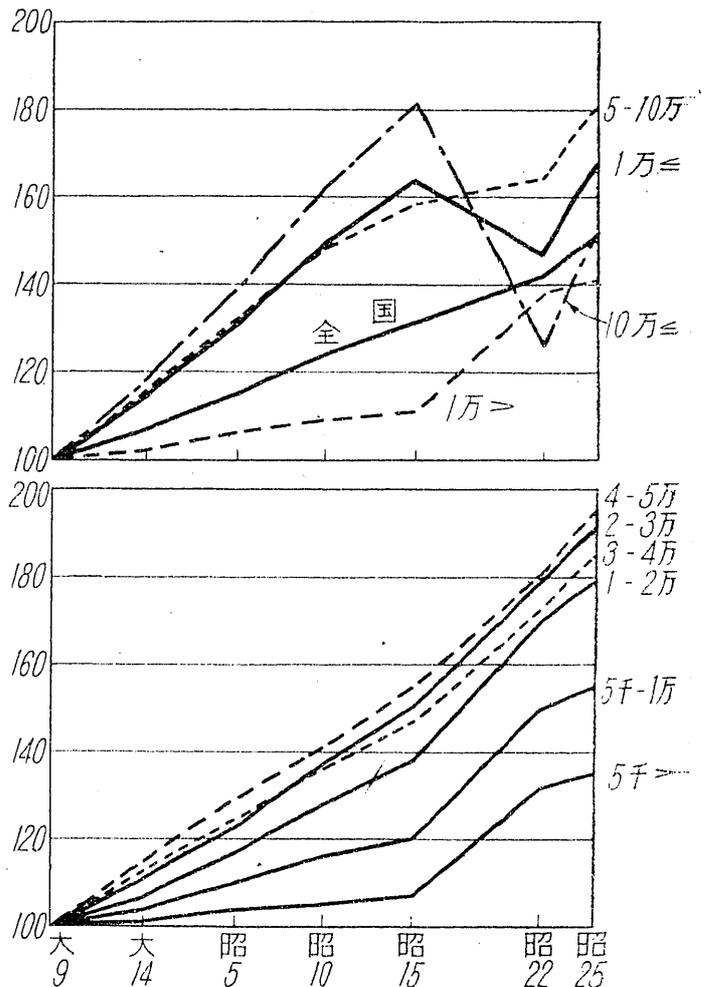


図5 地域社会の大きさによる人口指数(2) 年次別



大都市社会，2—3万，1—2万，5千—1万の地域社会である。これに対し，大正9—昭和10年に増加数が縮少しているのは5—10万，4—5万，3—4万の中小都市社会であつて，これらのうち4—5万の都市のみは昭和10—15年に増加数が増しているのに，その他の都市は引きつづき増加数が縮小している。ここに特異なのは5千未満の町村で大正9—14年の増加に比べると大正14—昭和5年のそれは2倍半にも増大し，昭和5—10年の増加はふたたび前の5年間の6割に縮小し，昭和10—15年にはふたたびやや増大している。

以上の各期間において常に増加数の最大なのは大都市社会で200—250万にも達し，全国増加数に対して大正14—昭和5年には47%になつたが，その他の期間では常に半分以上をしめていた。これについて増加数の多いのは5千—1万の地域社会で第1期の48万から63万，65万と増し，第4期（昭和10—15年）には47万とやや少なくなつたが，増加総数の12—13%をしめている。次に多いのは1—2万の地域社会で第1期の32万から第2期，第3期の48万に増加数が増し，第4期には47万と

表4 地域社会の大きさと人口増加 (1)

人口階級	大9—昭25	毎15年間		毎10年間		
		昭10—25	大9—昭10	昭15—25	昭5—15	大9—昭5
(a) 増加人口						
総数	28,041	14,767	13,275	10,868	8,686	8,487
10万 ≤	5,567	—	6,727	—	4,508	4,192
5—10万	1,999	833	1,166	3,132	633	787
4—5万	500	284	217	211	138	152
3—4万	922	518	404	413	240	270
2—3万	1,324	783	541	597	386	341
1—2万	3,625	2,343	1,281	1,873	955	797
5千—1万	6,059	4,294	1,764	3,829	1,113	1,117
5千 >	8,046	6,871	1,175	6,500	714	832
1万 ≤	13,937	3,601	10,335	540	6,860	6,537
1万 >	14,104	11,165	2,939	10,329	1,826	1,950
(b) 増加率 (%)						
総数	50.8	21.6	24.1	15.0	13.7	15.4
10万 ≤	51.6	—	62.3	—	30.1	38.8
5—10万	81.5	23.0	47.5	16.1	19.5	32.1
4—5万	95.6	38.3	41.4	25.9	20.5	28.9
3—4万	85.0	34.8	37.2	25.9	17.7	24.8
2—3万	91.1	39.3	37.2	27.4	21.5	23.4
1—2万	79.2	40.0	28.0	29.6	17.8	17.4
5千—1万	55.3	33.8	16.1	29.0	9.2	10.2
5千 >	34.5	28.1	5.0	26.1	3.0	3.6
1万 ≤	66.7	11.5	49.5	1.6	25.0	31.3
1万 >	41.2	30.0	8.6	27.1	5.0	5.7
(c) 増加人口割合 (各期間総増加総数=100.0)						
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
10万 ≤	19.9	—	50.7	—	51.9	49.4
5—10万	7.1	5.6	8.8	5.3	7.3	9.3
4—5万	1.8	1.9	1.6	1.9	1.6	1.8
3—4万	3.3	3.5	3.0	3.8	2.8	3.2
2—3万	4.7	5.3	4.1	5.5	4.5	4.0
1—2万	12.9	15.9	9.7	17.2	11.0	9.4
5千—1万	21.6	29.1	13.3	35.2	12.8	13.2
5千 >	28.7	46.5	8.9	59.8	8.2	9.8
1万 ≤	49.7	24.4	77.9	5.0	79.0	77.0
1万 >	50.3	75.6	22.1	95.0	21.0	23.0

表5 地域社会の大きさと人口増加 (2)

人口階級	各 々 の 時 間					
	昭22—25	昭15—22	昭10—15	昭 5—10	大14—昭 5	大 9—14
(a) 増 加 人 口						
総 数	5,099	5,769	3,898	4,788	4,692	3,794
10 万 ≤	2,755	—	5,887	1,973	2,535	1,988
5—10万	439	—	140	254	379	398
4—5万	77	—	134	73	65	80
3—4万	133	—	280	106	134	139
2—3万	179	—	418	186	200	160
1—2万	442	—	1,431	471	484	317
5千—1万	565	—	3,263	465	647	482
5 千 >	509	—	5,991	371	343	232
1 万 ≤	4,025	—	3,485	3,062	3,798	3,080
1 万 >	1,074	—	9,255	836	990	714
(b) 増 加 率 (%)						
総 数	- 6.5	8.0	5.7	7.5	8.0	6.9
10 万 ≤	20.3	—	30.2	11.3	16.9	18.4
5—10万	10.9	—	3.6	7.0	11.7	16.2
4—5万	8.1	—	16.4	9.9	9.6	15.3
3—4万	7.1	—	17.5	7.1	9.9	12.8
2—3万	6.9	—	19.2	9.3	11.2	11.0
1—2万	5.7	—	22.6	8.0	9.0	6.9
5千—1万	3.4	—	24.8	3.7	5.4	4.4
5 千 >	1.7	—	24.1	1.5	1.4	1.0
1 万 ≤	13.1	—	10.2	9.8	13.9	14.8
1 万 >	2.3	—	24.3	2.3	2.7	2.1
(c) 増加人口割合 (各期間増加総数=100.0)						
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
10 万 ≤	54.0	—	102.0	50.6	53.0	52.4
5—10万	8.6	—	2.4	6.5	7.9	10.5
4—5万	1.5	—	2.3	1.9	1.4	2.1
3—4万	2.6	—	4.9	2.7	2.8	3.7
2—3万	3.5	—	7.2	4.8	4.2	4.2
1—2万	8.7	—	24.8	12.1	10.1	8.4
5千—1万	11.1	—	56.6	11.9	13.5	12.7
5 千 >	10.0	—	103.8	9.5	7.2	6.1
1 万 ≤	78.9	—	60.4	78.6	79.3	81.2
1 万 >	21.1	—	160.4	21.5	20.7	18.8

なっており、全国増加に対し第1期の8%から第4期の12%に比重を増している。

5—10万の中都市社会の増加数は第1期の40万から引きつづき減少し、第4期には25万となり、全国増加に対しても10%から7%へと比重を縮小している。ついで5千未満の町村のみは前記のように、第1期の23万から第2期の60万に急増し、全国増加に対する比重も第1期の6%から第2期の13%に拡大したが、以後7%、10%となっている。

この結果、1万未満の農村は、第1期の71万から、第2期の124万へと増加数が急増したが、その後99万、84万と減じたこととなり、全国増加に対する割合も第1期の19%から第2期の26%へと高まり、以後はまた21%に縮小している。これに対して1万以上の都市を全体としてみると、第1期の308万から第2期の346万、第3期の380万へと期間ごとに増大したが、昭和10—15年には306万に減じている。しかし、全国増加に対する割合は第1期の81%から第2期には74%に減じ、その後79%程度にもどっている。

そこで、この20年間に10年ごとに前期（大正9—昭和5年）と後期（昭和5—15年）に分けてみれば、全国の増加数は前期の849万から後期の869万にやや増加しているが、これと同じ傾向を示すのは大都市と2—3万、1—2万の小都市のみで、その他の中都市と農村とでは後期の方が前期よりも少なくなっている。大都市の増加は両期間とも全国増加総数の半分に上っており、これについて5千—1万の地域社会が13%をしめ、1—2万の地域社会は前期の9%から後期の11%に拡大している。これに反し、5—10万の中都市の増加は前期の79万から後期の63万へと減じて、比重も総数の9%から7%へと減じた。

図6 地域社会の大きさと増加人口

この結果、1万未満の農村における増加数は前期の195万から後期の183万へと減じ、1万以上の都市においては654万から686万へと増加している。従つて、前期においては23%が農村で、77%が都市で増加したのに対し、後期においては農村は21%をしめたのに対し都市の方は79%に拡大して大都市と小都市、地方都市の人口の増加が強化したことを示している。

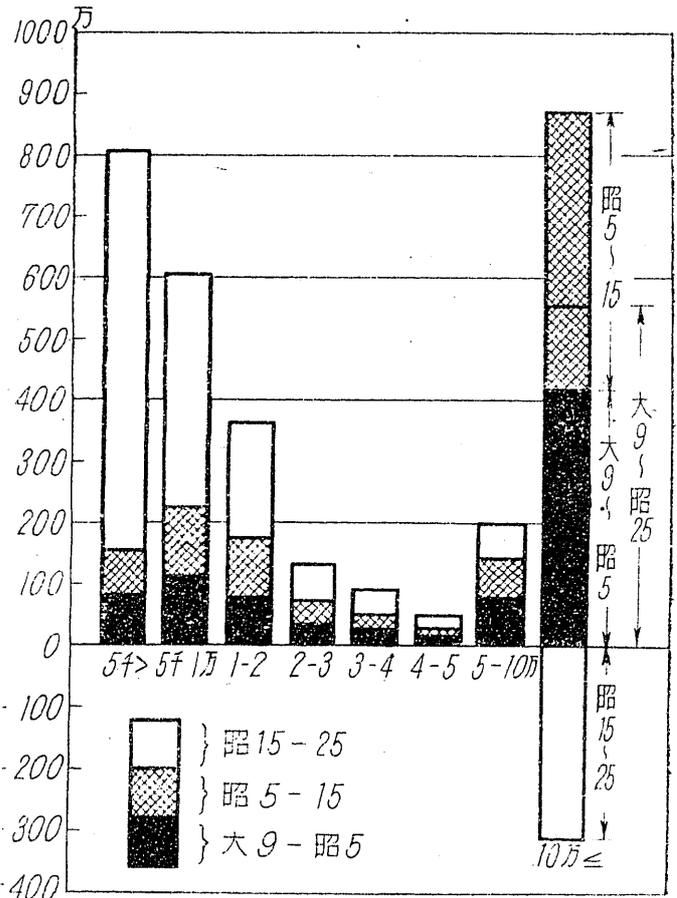
（c） 戦時中から戦後（昭和15—22年間）

激しい人口交流のあつたこの7年間における全国の増加人口は577万に上るが、10万以上の大都市社会のみはこの間に589万の人口を減少させたことになつていて、全国増加は大都市のこの減少を埋合せたその他の人口10万未満の地域社会の大きな増加によるものである。すなわち、その中で増加の多いのは5千未満の地域社会で599万という戦前の各期間増加とけたはずれの大きさを示している。ついで5千—1万の地域社会の増加が326万、1—2万のそれが143万で、いずれも戦前と比較にならない大きさを示している。これより上の2—3万、3—4万、4—5万の各地域社会も2万未満の地域社会に比べるとはるかに程度は少ないが、それぞれ戦前の各期間の増加よりは増大している。しかるに5—10万の中都市社会のみは戦前の各期間中最も少なかった昭和10—15年をもはるかに下廻る増加しか示していない。

この結果、1万未満の農村ではこの7年間に925万の増加を示したのに対し、1万以上10万までの各地域社会はそれぞれ増加しているけれども大都市社会の激減によつて、1万以上としてまとめた都市地域は7年間に349万の人口を失つたこととなつている。

（d） 戦後（昭和22—25年間）

戦災を受けた大中都市の復興にともなつて戦災者・疎開者等の人口が急激にこれらの都市へ還流していつたこの期間においては、全国人口の増加510万の54%までは10万以上の大都市社会のそれで、わずか3年間に275万を増加させている。これに比べて10万未満の各地域社会ともその増加ははるかに少ないが、その中では5千—1万の増加が最も多い方で57万、全国増加の11%をしめている。



ついで多いのは5千未満の51万で全増加の10%，1—2万の44万，9%であるが，その他の2—3万，3—4万，4—5万の各地域社会とも前の昭和15—22年に比べてはるかに少く，むしろ戦前の各センサス間の増加をやや上廻る程度にすぎない。

これらに対し5—10万の中都市社会はやはりその復興を反映して人口の増加はやや著しく，44万に上り，全国増加の9%をしめている。しかし，この増加も戦前大正9—昭和10年間の各センサス間の増加に比べてやや多いという程度である。

かくて，この3年間には人口1万未満の農村の増加は107万で，全国増加の21%をしめるにすぎなかつたのに，1万以上の都市では402万を増加し全国増加の79%をしめたこととなつている。これらの増加数は戦前昭和5—10年，または昭和10—15年の各5年間と比べて，絶対数においてははや多く，全国増加に対する都市・農村増加のしめる割合はほぼ同じである。

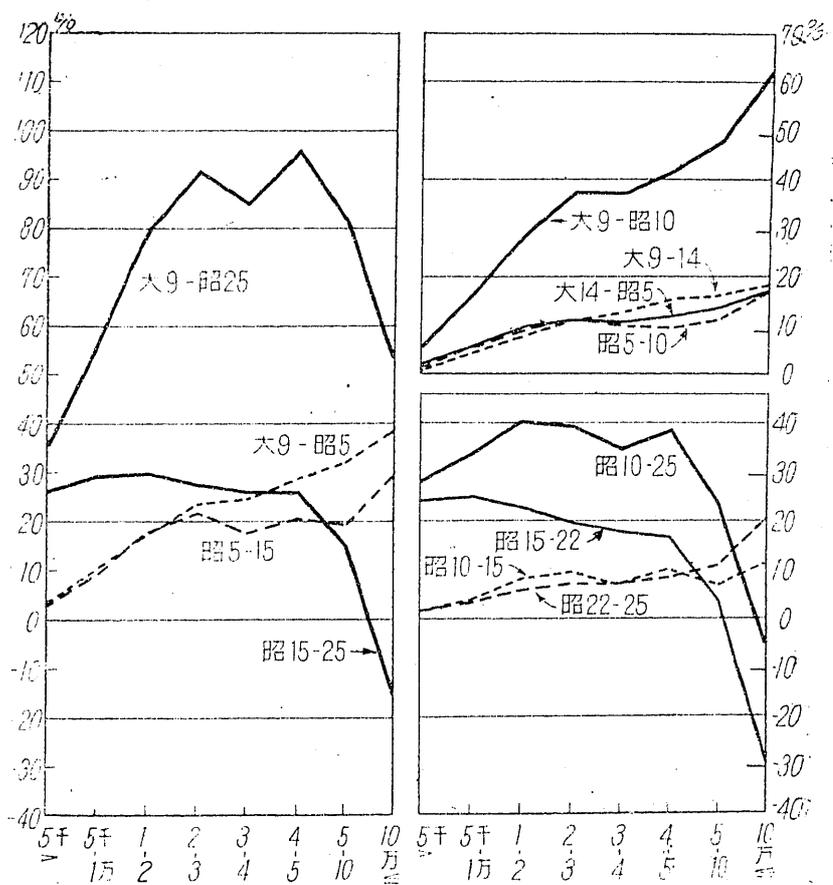
ところで，昭和15年から戦時を含む10年間についてみると全国増加総数は1,087万に上るが，その60%にあたる650万は5千未満の地域社会における増加で，5千—1万，1—2万の各地域社会の増加とともに戦前の各10年間の増加をはるかに越えている。これより大きい2—3万，3—4万，4—5万の各地域社会も戦前に比べて増加数が大きくなり，全増加のうちにしめる割合もやや拡大している。しかるに5—10万の中都市社会は戦前よりは増加数も減じ，全増加に対する割合も少くなつている。

大都市社会のみはこの10年間に313万の減少となつている。この影響を受けてこの10年間に1万以上の都市は54万の増加にすぎず増加総数のわずか5%にすぎない。これに反して1万未満の農村は1,033万を増加させて全増加数の95%という大きい比重をしめている。

なお，全期間を昭和10年によつて2分して概観すると前期の大正9—昭和10年間は近代的な都市集中が進行した時期で，特に大都市社会が全国増加人口1,327万の半分を吸収していた。しかし後期の昭和10—25年には大都市は15年間に116万減少したこととなつて，5千未満の地域社会の増加が最も多いのははじめ5千—1万，1—2万の各地域社会の増加が著しい。そこで，前期には1万で分けた都市と農村の増加人口の比は78：22であつたのに，後期には24：76と逆転した形をとつている。

(5) 地域社会の大きさと人口増加率

図7 地域社会の大きさと人口増加率



以上みてきたような各期間における増加人口の絶対数は、各地域社会の大きさに従っていかにもその割合を異にしているかを各期間別に増加率〔正確には増加割合、 $(P_n - P_0) / P_0$ 〕によつて次に比較してみよう。

(a) 全期間(大正9—昭和25年)

この30年間における増加の割合はすでに前項(3)の指数によつてみたのと同じことで、増加率の大きいのは2—3万、3—4万、4—5万の各地域社会であり、1万未満の各地域社会では増加率が低く5千未満の35%が各人口階級のうち最も低い。これに対し大都市社会も52%と全国平均と同じ程度の増加率しか示してはいない。

(b) 戦前(大正9—昭和15年)

戦前昭和15年までを各センサス年次ごと5年間づつ4期間に分けてみると、第1期の大正9—14年と第2期の大正14—昭和5年とでは、いずれも5千未満の地域社会の増加率を最低として、地域社会の大きくなるに従つて高くなり大都市社会の増加率が最高となつている。しかし、第1期は5千未満の1%から10万以上の18%まで高まつているのに対し、第2期ではその傾斜度が緩くなつている。すなわち、5千未満の3%から10万以上の17%までやはり大きい地域社会ほど増加率は高まつているが、2—3万よりも小さい地域社会ではすべて第1期に比べて増加率が高まつたのに対し、3—4万よりも大きい都市社会の増加率はすべて第1期に比べて低くなつている。

次の第3期、昭和5—10年になると、全国増加率が第2期に比べてきわめてわずかながら低下しているのとおり、各地域社会ともすべて第2期の増加率に比べてやや低くなつている。しかし、第1期に比べると2—3万よりも小さい地域社会では上昇しているのに対し、3—4万よりも大きい都市社会では第2期から引きつづき増加率が低下している。このため、5千未満の1%から地域社会が大きくなるに従つて上昇するが、この傾向は3—4万、4—5万の都市でわずかではあるが低くなり、5—10万の中都市でふたたび高まり、10万以上の大都市がやはり各地域社会の中で最も高い率を示している。

次に、第4期の昭和10—15年に全国増加率は5.7%と第3期に比べて低下し第1期に比べても低下している。これを地域社会の大きさによつてみると、4—5万の中都市と5千未満の地域社会とできわめてわずか第3期より上昇しているほかは、どの地域社会でも第3期に比べて低下している。

そこで、10万以上、5—10万、3—4万の各都市社会の増加率は第1期から引きつづき各期間ごとに低下しており、2—3万、1—2万、5千—1万の各地域社会の増加率は第1期から第2期まで上昇し、その後各期間引きつづき低下していることになる。

その結果、5千未満の1.5%を最低として2—3万の9%までは増加率がしだいに上昇するが、3—4万では7%に下り、4—5万で10%と高まり、5—10万ではふたたび7%と低下している。しかし、10万以上の大都市では11%を示し、他のいずれの地域社会よりも高いことは前の各期間と同様であるといえ、それはかなり低い程度においてである。

このような変動のために、都市の増加率は第1期の15%を最高とし各期間ごとに低下しているのに対し、農村の増加率は常に都市よりもはるかに低率で、第2期にやや上昇したものの各期間とも2%台にすぎない。

また、大正9—昭和15年を昭和5年で前期(大正9—昭和5年)と後期(昭和5—10年)の10年ごとに分けると、2—3万の地域社会までは両期間の差異は少い。しかし3万以上の都市社会ではいずれも前期に比べて後期の増加率の方が低くなり、5—10万の中都市社会で最も差が著しい。大都市社会も前期に比べて後期は率が低下しているが、他の地域社会に比べると最も高いことには変

りはない。

それゆえ農村の増加率は前期から後期へきわめてわずかに低下したにすぎないのに、都市の増加率はかなりな低下を示している。すなわち、戦前昭和15年までの全国における増加率の低下は、主として都市における増加の度合が低減したことに由来している。

(c) 戦時中から戦後(昭和15—22年間)

この7年間における全国の増加率は8%と戦前の各期間に比べると高いが、地域社会の大きさに現われたその様相は戦前と全く異なっている。

すなわち、大都市社会のみが実に30%もの減少をしたこととなっている。その他の地域社会は全部増加ではあるが、戦前と異なつて増加率は社会の大きさが小さくなるほど高くなっている。そこで5—10万の中都市社会のみは戦前各期間のうち最も低くかつた昭和10—15年の率よりさらに低下しているが、4—5万の都市社会は戦前最も高かつた大正9—14年よりも高い増加率を示している。3—4万よりも小さい地域社会の増加率は、戦前と反対の傾向を示しているから、小さい地域社会ほど戦前に対する上昇の程度が大きいわけである。

そこで、農村の増加率は24%を示すのに対し、1万以上の都市を平均してみれば10%の減少となっている。

(d) 戦後(昭和22—25年間)

この3年間の全国の増加率は6.5%で、昭和10—15年の5年間の増加率5.7%よりもやや高い程度である。

地域社会の大きさによる差異はこの期間においては、ふたたび戦前と同じく大きい地域社会ほど増加率が高くなっている。すなわち、大都市社会の増加率は20%で戦前最高であつた大正9—14年の18%よりも高い率を示している。5—10万の中都市社会は昭和5—10年よりはやや低いが昭和10—15年よりははるかに高い率を示している。

4—5万の都市より小さい地域社会は5千未満を除く各社会とも、いずれも戦前の各期間の中で最低であつた昭和10—15年あるいは大正9—14年よりも低い増加率を示している。5千未満の社会のみは戦前最高であつた大正14—昭和5年より低いが高増加率である。これらの地域社会はすべて戦時中から戦後へかけての異常な増加率から戦前各センサス年次間とほぼ同じ程度の増加率にもどつた形を示している。

そこで1万以上の都市を平均してみると13%で昭和5—10年、大正14—昭和5年の増加率程度であり、農村の増加率は2.3%で昭和10—15年と同じ程度に戻っている。

また、昭和15年から25年までの10年間をみると、全国の増加率は大正9—昭和5年の10年間と同じ程度であるが、大都市社会はなお16%の減少を示している。5—10万の中都市社会の増加率は15%で大正9—昭和5年、昭和5—15年の各10年間の率よりも低下しているが、4—5万の都市は戦前各10年ごとの増加率の平均に近い率である。これより小さい地域社会はいずれも戦前各10年ごとの増加率に比べてはるかに高い25~30%の率を示し、各社会間の差異も戦前ほど著しくない。従つて、戦前に比べると地域社会が小さいほど増加率の上昇度が著しいわけである。この10年間に都市の増加率は2%にすぎないのに農村は27%もの高率を示している。

さらに、全期間を昭和10年以前と以後に分けると、前期の大正9—昭和10年間には5千未満の5%から地域社会の大きいほど増加率が高く大都市社会では62%を示している。しかし後期の昭和10—15年には大都市では7%の減少となり、3—4万よりも大きい地域社会の増加率は前期よりも低く、2—3万よりも小さい地域社会は前期よりも高く、その上昇の度は5千未満において最も著し

い。

それゆえ、前期の増加率は都市の50%に対し農村は9%にすぎなかつたのに、後期では都市の12%に対し農村は30%に上つている。

(6) 都市・農村人口増加の変動

すでに前の諸項にふれたところであるが、ここに人口1万以上の各地域社会をまとめて都市とし、1万未満を農村として、その増加傾向を要約すると次のとおりである。

(i) 都市人口は大正9年から昭和15年までに64%も増加したのに対し、農村人口は11%の増加にすぎない。この間に都市人口は全国人口の38%から47%に増大したのに反し、農村人口は62%から53%に減退している。しかし、昭和22年には都市対農村人口の割合は39:61と大正9年の割合に近く逆転した。ところが昭和25年までに都市人口の増加が著しく大正9年人口の67%を増加したのに対し、農村人口は大正9年の41%を増加したにすぎなかつたので都市対農村人口の割合は42:58と大正14年と昭和5年の中間程度にもどつている。

(ii) 大正9—昭和25年の30年間を通してみると増加人口のうち都市、農村のしめた割合は半々であるが、戦前昭和15年までは増加総数のうち都市対農村のしめる割合は8:2であつたのに対し、昭和10—25年には逆に1:3となり、昭和22—25年にはふたたび戦前と同じ割合にもどつている。

(iii) 戦前昭和15年までの各センサス年次間ごとに、都市人口および農村人口ともにその増加は拡大したが昭和10—15年にはやや減つた。昭和15—22年には農村で925万も増加したのに対し、都市では349万の減少を示して全国での増加は結局577万となつている。しかし、昭和22—25年には都市では402万と戦前各期にみられなかつた大きい増加を示し、農村は107万と戦前大正14—昭和5年の増加をやや下廻る程度の増加しか示さなかつた。

(iv) 大正9—昭和25年の増加実数はほぼ等しかつたが、増加率は都市が67%であつたのに対し農村は41%にすぎない。

しかし、戦前ではこの開きはより大きく、大正9—昭和5年と昭和5—15年と比べると、農村の増加率はそれぞれ6%、5%にすぎなかつたが、都市はこの5倍に上る増加率を示している。ところが、昭和15—25年には逆に都市が2%弱にすぎないのに農村は27%の増加率を示している。

(v) 戦前各センサス年次間の増加率は都市においては大正9—14年の15%が最も高くその後しだいに下つて昭和10—15年には10%となつたのに対し、農村に常にこれよりはるかに低く、最も高い大正14—昭和5年でも3.5%にすぎなかつた。ところが、昭和15—22年には都市は10%の減少を示したのに対し農村では24%というかつてない大きな増加率を示している。しかし昭和22—25年になると農村の増加率は2.3%にすぎないのに対し都市はその6倍に近い13%という率を示し、大体戦前と同様な増加率の対比を示すに至つている。

次に、試みに昭和10年センサス時に市制施行していた125市をとつて、当時の境域による大正9—昭和25年間の各センサス年次の人口増加を比較してみよう。

表6、図8のとおり、昭和10年の境域によると、この時の市部人口は2,258万で全国人口の3分の1をしめていたが、大正9年当時は1,432万、全国人口の4分の1にすぎなかつた。昭和15年にこの割合はやや拡大したが、昭和22年には1,943万、全国人口の4分の1に減少した。昭和25年には昭和10年をやや上廻る程度の人口にもどつたが、全国人口に対する比重はなお大正14年当時のそれに相当している。表に合わせ掲げた各調査時の境域による市部人口の全国人口に対する割合と比べると大正9年で8%、昭和25年で9%の開きは新市の誕生や旧市の市域拡張による市部人口

表6 昭和10年における125市の大正9—昭和25年間の人口増加

市の階級	昭 25	昭 22	昭 15	昭 10	昭 5	大 14	大 9
a) 人口(単位千人)							
市部人口総数	22,749	19,430	24,826	22,582	19,556	16,856	14,319
10万以下	16,419	13,628	19,491	17,518	14,983	12,779	10,793
{6大都市	10,930	8,842	14,216	12,645	10,692	9,029	7,576
{その他	5,489	4,786	5,275	4,873	4,291	3,750	3,215
5—10万	4,372	3,947	3,795	3,565	3,200	2,821	2,434
5万以下	1,957	1,855	1,540	1,498	1,373	1,256	1,094
郡部人口	60,450	58,669	47,504	45,850	44,088	42,095	40,838
b) 人口割合(全国人口=100.0)							
市部人口	28.3	24.9	34.3	33.0	30.7	28.6	26.0
調査時の市部人口	37.5	33.1	37.9	32.9	24.1	21.7	18.1
c) 人口指数(大正9年=100)							
市部人口総数	159	136	173	157	137	118	100
10万以下	152	126	181	162	139	118	100
{6大都市	144	117	188	167	141	119	100
{その他	171	149	164	152	134	117	100
5—10万	180	162	156	147	132	116	100
5万以下	179	170	141	137	126	115	100
郡部人口	148	144	116	112	108	103	100
d) 人口増加率(%)							
	昭22—25	昭15—22	昭10—15	昭5—10	大14—昭5	大9—14	大9—昭25
市部人口総数	17.1	— 21.7	9.9	15.5	16.0	17.7	58.9
10万以下	20.5	— 30.8	11.3	16.9	17.3	18.4	52.2
{6大都市	23.6	— 37.8	12.4	18.3	18.4	19.2	44.3
{その他	14.7	— 9.3	8.3	13.6	14.4	16.6	70.7
5—10万	10.8	— 4.0	6.4	11.4	13.5	15.9	79.7
5万以下	5.5	— 20.4	3.9	9.2	9.3	14.8	78.9
郡部人口	3.0	— 23.5	3.6	4.0	4.7	3.1	48.0

との差増を示している。なおまた、1万以上の都市的社會の人口割合と比べると市部人口の方が戦前は12~13%，戦後は14%ほど常に少なくなっている。

大正9年を基準とした指数をみると、市部人口は平均して昭和15年までに大正9年の173に増加したが、昭和22年には136に低下し昭和25年には159にもどっている。市の大きさによつてみると昭和15年までは6大都市の増加が最も著しく、その他の10万以上の市、ついで5—10万、5万未満の市というふうにな都市ほど増加が大きかつた。昭和15—22年には6大都市が最も激しく人口を減少させ、10万以上の市がこれについて減少したが、5—10万は増加がわずかににぶつたにすぎず、5万未満の市はこの間むしろ増加速度が増したほどであつた。しかし、昭和22—25年には5万未満の市の増加速度はふたたびやや緩くなり、大都市の増加速度は戦前に比べてもきわめて大きくなつている。

さらに、各期間別の増加率をみると、いずれの期間も6大都市の増加率が最も高く、5万未満の市が最も低く、大きい市ほど高い。大正9年から昭和15年まで各市とも増加率を低下させているがその低下の度は小さい都市ほど大きい。しかるに、昭和15—22年間には6大都市は38%の減少を示し、その他の10万以上の市も9%の減少を示したのに、5—10万の市では戦前よりも低い4%の増加を、5万未満の市は戦前いずれの期間よりも高い20%の増加を示している。しかし昭和22—25年には、6大都市は戦前各期間よりも高い24%の増加を示し、その他の10万以上の市と5—10万の市は昭和5—10年間の程度の率を示し、5万未満の市の率は最も低くて戦前と同様な傾向を示している。

それゆえ、大正9—昭和25年の30年間に6大都市は結局44%増加させたにすぎないのに対し、その他の10万以上の市は71%、10万未満の市も80%もの人口を増加させている。

以上によつてみると、昭和10年当時のいわゆる市はそれ以前においてすでに相当の人口を吸収して増大した地域であつて、昭和10年以後はむしろ増加率としては漸次低減していたのである。昭和10年ごろから準戦時体制に移行した時期はこれら既成都市以外の大都市周辺もしくは新興工業地域に都市的人口の集積が急速であつたことを推定させる。戦時中の人口分散は6大都市に最も激しく、その他の10万以上の市にも及んではいるが、戦後の復興にともなる人口の再集中の速度も6大都市に最も著しく、少くとも昭和10年当時の市域における戦後昭和22—25年間の増加率は全市平均しても全国平均の2.5倍に上り、残りの旧郡部の境域の増加率の5.5倍に上つている。

(7) 要 約

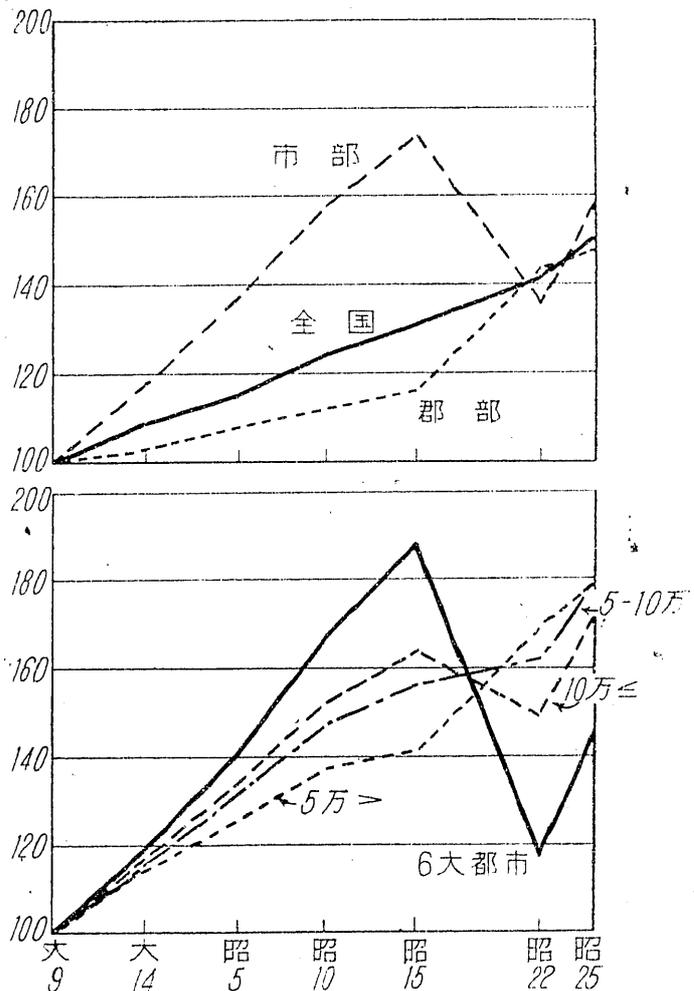
以上、各地域社会の大きさによつて、その人口の比重、増加人口数、増加率などの変動について戦前、戦後の種々な期間別に考察したが、その動向を要約すると次のとおりである。

(イ) 観察期間の中央で、境域の基準とした昭和10年においては全人口の54%が1万未満の農村人口、46%が1万以上の都市人口であつた。人口階級別にみて5千未満の農村の人口が、各年次とも最も多く、大都市または5千—1万の農村が第2位、第3に多いのは各年次とも1—2万のいわば地方都市で、中小都市の人口は合わせて10%を出ない。

(ロ) 各地域社会の人口の比重の変動は、2—5万の中小都市は、その比重がきわめて少いけれども、大正9年以降各年次ごとに着実にその比重をわずかではあるが増大してきている。大都市は戦前最も著しく比重を拡大したが昭和15—22年間に急激に縮小、昭和25年には回復したがなお大正9年と同程度にしかならない。5—10万の中都市の比重は大都市と似た動きを示して昭和22年にその比重をやや縮小し、昭和25年には昭和15年程度に回復した。これと対照的に農村は、戦前常にその比重を縮小させてきたが、昭和22年には3—5%比重を増大し、昭和25年にはやや縮小した。

(ハ) 大正9年人口を100とした指数をみると、1—2万から4—5万の地方都市あるいは中小都市は全期間を通じて最も着実に人口を増大させている。大都市の昭和15年までの増加速度は最も大きかつたが、昭和22年に急低下し以後ふたたび戦前同様の速度で増加している。5—10万の中都市も戦前5万未満の中小都市よりは大きい速度で増大したが、昭和15—22年に減少こそしないが増加

図 8 市部人口の指数 (昭和10年境域による125市)



は停滞し、その後に至つて戦前よりもやや著しい増大ぶりを示している。農村は戦前の増加速度は最も緩かつたが、昭和15—22年には小都市と同様の速度で増大し、以後はふたたび戦前なみに緩くなつている。

(ニ) 全期間通じての増加人口総数2,804万の29%に上る805万が5千未満、22%に当る606万が5千—1万の農村の増加で大都市人口の増加は20%をしめる。

(ホ) しかし、これを期間別にみるとかなりの差異があつて、戦前昭和15年までの各期間とも大都市の増加が約半分をしめている。これについて5千—1万、5千未満の農村の増加がそれぞれ10%前後をしめていた。

(ヘ) 昭和15—22年において大都市のみは一挙に589万を失つたのに反し、5千未満の農村はそれをやや上廻る599万の増加を、5千—1万の農村も326万もの増加を示し、中小都市の増加人口も戦前のいずれの期間に比べても増大している。

戦後昭和22—25年間には戦前の各期間と同じような傾向を示して大都市の増加が全増加の54%に上り、5千未満、5千—1万の農村は全増加の1割内外におちた。結局、5万未満の地域社会は戦前各期間の増加数と大した差がないのに反し、5万以上の大中都市は戦前各センサス間にもみない増加を示した。

(ト) 大正9—昭和25年に大都市が全国と同じ程度の増加率を示し、5千未満のみが全国よりも低い増加率を示すのに対し、その他の各地域社会とも全国より高い率を示し、3—4万でやや下る他は人口の大きいほど高率となり、4—5万で最高の96%を示し、大中都市でふたたび低下する。

(チ) 大きい地域社会ほど増加率の高い傾向は、古い期間ほど明らかで大正9—14年の傾斜度が最も著しい。このことは主として3万以上の各市特に5—10万と4—5万の中都市が各期間ごとに増加率を低下させてきているためである。しかるに、昭和15—22年間には上の傾向が全く逆転して、大都市は30%の減少を示しているほか、5—10万の中都市を最低として小さい地域社会ほど増加率が高い。しかし、戦後昭和22—25年にはふたたび戦前のように5千未満を最低として大きい社会ほど増加率は高く、特に5万以上の都市は昭和10—15年よりも高率となり、大都市が最高を示している。

すでに他の研究において明らかにしたように、地域社会の再生産力は大きい社会ほど低いのであるから、以上のように地域社会がその人口を増大させていつた過程をみると、戦前大きい社会ほどその人口吸引力は大きく、特に大都市は戦前増加率をひどくに低減させたとはいえ各地域社会の中で最も高率であり、増加の量においてもまた全国増加人口の半ばを吸収していた。しかし、昭和10年以後準戦時体制への移行にともなつてむしろ大都市周辺地域あるいは新興工業地域における人口の集積が急速に進行していつた。戦後昭和22—25年間の増加率はふたたび戦前と同様に大きな地域社会ほど高く大都市特に人口集中地域において著しいにもかかわらず、なお大阪などは戦時中の打撃を少くとも昭和25年までには回復できないでいる。戦後においても、地域的には戦前から人口を増加させていた大都市周辺地域にある中小都市は大都市の復興や住宅事情などのために衛星都市的な役割を果たして人口を集積させていつた。これらはさらに地域社会の大きさによる人口の実質的な増減を都道府県別に分析することによつて明きらかにされよう。

統計

I 人口に関する主要指標	50頁
II 昭和30年国勢調査結果 (2) 1%抽出集計結果の(1)	
第1表 男女, 年齢(各歳) 別人口—全国 (1)全人口	52
第2表 男女, 年齢(各歳) 別人口—全国 (2)日本人人口	53
第3表 男女, 年齢(5歳階級) 別人口—全国・市部・郡部 (附昭和25年)	55
第4表 男女, 年齢(3区分) 別人口—全国・市部・郡部 (附昭和25年, 10年)	57
第5表 男女別平均年齢及び中位数年齢—全国・市部・郡部 (附昭和25年, 10年)	57
第6表 配偶関係別, 男女, 年齢(5歳階級) 別15歳以上人口—全国・市部・郡部 (附昭和25年)	58
第7表 労働力状態別, 男女, 年齢(5歳階級) 別15歳以上人口—全国 (附昭和25年)	61
第8表 産業(大分類) 別, 男女別年齢15歳以上就業人口—全国・市部・郡部 (附昭和25年)	62
III 国際人口統計 (3)	
主要国別, 産業(大分類) 別, 男女別就業人口	64

(上田正夫・山口喜一編)

【 人口に関する主要指標 (a) 人口動態関係】

年 月	月初人口	増 加 人 口				増加割合 (人口1,000につき)				
		総 数 (純増加)	自 然 動 態			社会増加	純増加	自 然 動 態		
			出 生	死 亡	自然増加			出 生	死 亡	自 然 増加
昭和25年	83,199,637	1,454,431	2,357,950	907,793	1,448,157	6,274	17.48	28.34	10.94	17.41
26年	84,500,000	1,314,761	2,157,537	843,723	1,313,814	947	15.56	25.53	9.98	15.55
27年	85,800,000	1,263,624	2,023,529	769,277	1,254,252	9,372	14.73	23.58	8.97	14.62
28年	87,000,000	1,144,077	1,885,131	776,794	1,108,337	35,740	13.15	21.67	8.93	12.74
29年	88,200,000	1,065,870	1,786,074	725,583	1,060,491	5,379	12.08	20.25	8.23	12.02
30年	89,275,529	1,044,937	1,747,058	697,390	1,049,668	- 4,731	11.70	19.57	7.81	11.75
昭和29年										
1月	87,400,000	132,808	203,290	70,738	132,542	1,242	1.52	2.32	0.81	1.51
2月	87,600,000	101,257	169,668	68,028	101,640	593	1.16	1.94	0.78	1.16
3月	87,700,000	96,549	162,695	67,871	94,824	2,701	1.10	1.85	0.77	1.08
4月	87,700,000	87,306	144,506	57,771	86,735	1,547	1.00	1.65	0.66	0.99
5月	87,800,000	70,370	128,131	56,667	71,464	- 118	0.80	1.46	0.65	0.81
6月	87,900,000	68,568	123,351	53,323	70,028	- 484	0.78	1.40	0.61	0.80
7月	88,000,000	85,587	142,030	54,780	87,250	- 687	0.97	1.61	0.62	0.99
8月	88,100,000	89,954	147,465	56,180	91,285	- 355	1.02	1.67	0.64	1.04
9月	88,200,000	87,228	142,608	56,212	86,396	1,808	0.99	1.62	0.64	0.98
10月	88,200,000	80,940	143,284	61,489	81,795	108	0.92	1.62	0.70	0.93
11月	88,300,000	81,986	140,137	58,004	82,133	816	0.93	1.59	0.66	0.93
12月	88,400,000	71,644	138,919	64,520	74,399	- 1,792	0.81	1.57	0.73	0.84
昭和30年										
1月	88,500,000	127,365	201,808	73,160	128,648	- 320	1.44	2.28	0.83	1.45
2月	88,600,000	95,549	158,476	63,552	84,924	1,588	1.08	1.78	0.72	1.07
3月	88,700,000	93,033	158,290	64,930	93,360	636	1.05	1.78	0.73	1.05
4月	88,800,000	90,788	149,332	59,090	90,242	1,509	1.02	1.68	0.67	1.02
5月	88,900,000	73,430	133,643	56,227	77,416	- 3,023	0.83	1.50	0.63	0.87
6月	89,000,000	65,898	119,702	51,453	68,249	- 1,388	0.74	1.34	0.58	0.77
7月	89,000,000	80,349	134,050	52,627	81,423	- 111	0.90	1.51	0.59	0.91
8月	89,100,000	89,000	143,431	51,976	91,455	- 1,492	1.00	1.61	0.58	1.03
9月	89,200,000	87,596	139,593	50,635	88,958	- 399	0.98	1.56	0.57	1.00
10月	89,300,000	85,748	138,444	53,674	84,770	978	0.96	1.55	0.60	0.95
11月	89,400,000	75,140	134,322	57,592	76,730	- 1,590	0.84	1.50	0.64	0.85
12月	89,400,000	72,374	135,967	62,474	73,493	- 1,119	0.81	1.52	0.70	0.82
昭和31年										
1月	89,500,000	107,135	176,728	68,970	107,758	- 623	1.20	1.97	0.77	1.21
2月	89,600,000	82,738	150,608	67,212	83,396	- 658	0.92	1.68	0.75	0.93
3月	89,700,000	88,704	156,485	69,330	87,155	1,549	0.99	1.74	0.77	0.97
4月	89,800,000	84,717	142,375	58,202	84,173	544	0.94	1.58	0.65	0.94
5月	89,900,000	71,058	131,081	56,893	74,188	- 3,130	0.79	1.46	0.63	0.83
6月	89,900,000	70,919	124,168	51,024	73,144	- 2,225	0.79	1.38	0.57	0.81
7月	90,000,000	75,892	130,930	53,792	77,138	- 1,246	0.84	1.45	0.60	0.86
8月	90,100,000	80,023	134,405	53,493	80,912	- 889	0.88	1.49	0.59	0.90
9月	90,200,000	82,944	134,249	52,259	81,990	954	0.92	1.49	0.58	0.91
10月	90,300,000	75,432	133,732	57,547	76,185	- 753	0.84	1.48	0.64	0.84
11月	90,300,000	68,311	129,930	58,885	71,045	- 2,734	0.76	1.44	0.65	0.79
12月	90,400,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-

備考 人口は、総理府統計局「人口推計月報」による各月の全国推計人口。昭和25-30年の各年分は各年10月1日のもので(但し、昭和25、30年は国勢調査人口)、昭和25年10月1日国勢調査人口に増加人口を累加し、10万未満の数字を4捨5入したものである。この間、昭和26年12月に復帰した鹿児島県大島郡十島村の人口(昭和27年5月1日現在2,968)及び昭和28年12月に復帰した鹿児島県奄美群島の人口(昭和29年3月1日の調査人口201,132)が追加されている。

自然増加及び社会増加も、前記「人口推計月報」による自然動態及び社会動態(入国者数と出国者数の差増)但し、昭和25-30年は各年1月1日-12月31日の計。この出生、死亡数は厚生省大臣官房統計調査部「人口動態統計毎月概数」によっているが、届出のあつた外国人の出生、死亡を含んでおり、日本人の事実のみである人口動態統計年報の数字と異なっている。なお、月不詳は含んでいない。

また、増加割合は、昭和25-30の各年分は、上記暦年の動態数を10月1日総人口にて除し、昭和29年1月以後の各月分は、毎月の動態数をそれぞれの月の中央人口にて除したものである。

今回昭和30年国勢調査による人口が得られたので、昭和30年12月以前の推計人口及び自然動態の数字に補正が行われた。昭和29年1月からの月別純増加数が自然増加+社会増加に一致しないのは補間推計による補正数を含むためであり、昭和25-30年の各年分は動態実数のみから算出したものであるから一致する。(補正に関する詳細は「人口推計月報(特集)」昭和31年10月分参照)

1 人口に関する主要指標 (b)労働力関係

(単位千人)

年 月	14歳≤ 人 口	労働力					増加数			雇用指数 (昭26=100.0)	
		総数	就業者			完全 失業者	14歳≤ 人 口	労働力 総数	就業者 総数	鉱業	製造業
			総数	農林業	非農林業						
昭和25年	55,240	36,160	35,720	17,410	18,310	440	1,020	440	500	—	—
26年	56,260	36,600	36,220	16,170	20,050	390	1,180	1,150	1,070	100.0	100.0
27年	57,440	37,750	37,290	16,370	20,920	470	870	1,950	1,960	102.3	103.0
28年	58,310	39,700	39,250	17,130	22,120	450	970	450	330	92.5	107.8
29年	59,280	40,150	39,580	16,670	22,910	580	1,640	1,650	1,540	81.3	113.0
30年	60,920	41,800	41,120	17,150	23,970	680	1,740	1,110	1,160	75.2	111.5
31年	62,660	42,910	42,280	16,820	25,460	640	—	—	—	—	—
昭和29年											
1月	58,570	35,940	35,540	12,990	22,560	390	410	740	710	85.6	111.2
2月	58,980	36,680	36,250	13,110	23,140	430	80	2,480	2,320	84.8	111.5
3月	58,900	39,160	38,570	15,330	23,230	590	550	1,340	1,420	84.1	112.5
4月	59,450	40,500	39,990	16,460	23,530	510	0	1,760	1,690	83.1	115.7
5月	59,450	42,260	41,680	19,010	22,660	580	240	630	600	82.0	115.2
6月	59,210	41,630	41,080	18,750	22,320	560	20	130	40	81.0	115.0
7月	59,190	41,760	41,120	18,720	22,400	640	30	1,050	1,120	80.6	114.3
8月	59,160	40,710	40,000	17,560	22,440	710	290	130	70	80.1	113.2
9月	59,450	40,580	39,930	17,430	22,500	650	170	1,690	1,660	79.8	112.7
10月	59,620	42,270	41,590	19,130	22,470	670	110	1,140	1,080	78.8	112.1
11月	59,730	41,130	40,510	17,060	23,450	620	90	1,900	1,870	78.4	111.5
12月	59,640	39,230	38,640	14,440	24,190	600	230	2,500	2,540	77.7	111.1
昭和30年											
1月	59,870	36,730	36,100	13,000	23,100	630	480	1,290	1,260	77.0	110.4
2月	60,350	38,020	37,360	13,980	23,380	660	490	2,660	2,480	76.3	110.1
3月	60,840	40,680	39,840	16,100	23,740	840	180	1,310	1,460	75.7	110.6
4月	61,020	41,990	41,300	17,440	23,860	700	90	1,820	1,850	74.9	112.6
5月	61,110	43,810	43,150	19,810	23,340	660	280	100	130	74.9	112.2
6月	60,830	43,710	43,020	19,540	23,480	680	70	550	590	74.7	111.9
7月	60,900	43,160	42,430	18,710	23,720	720	80	970	950	74.7	111.9
8月	60,820	42,190	41,480	17,620	23,860	710	220	450	490	74.7	111.7
9月	61,040	42,640	41,970	17,820	24,140	670	400	1,470	1,420	74.7	111.6
10月	61,440	44,110	43,390	19,140	24,250	720	30	930	780	74.6	111.5
11月	61,410	43,180	42,610	17,560	25,050	570	60	1,770	1,770	74.7	111.5
12月	61,350	41,410	40,840	15,070	25,770	570	700	1,880	1,990	75.0	111.5
昭和31年											
1月	62,050	39,530	38,850	13,560	25,290	680	140	50	20	75.1	111.1
2月	62,190	39,580	38,830	13,480	25,350	750	130	2,330	2,020	74.9	111.1
3月	62,320	41,910	40,850	15,430	25,420	1,060	100	1,210	1,570	74.6	112.5
4月	62,420	43,120	42,420	17,000	25,410	700	90	1,490	1,570	74.8	116.4
5月	62,510	44,610	43,990	18,960	25,030	620	90	360	410	74.9	116.6
6月	62,600	44,970	44,400	19,730	24,670	570	100	690	680	74.8	116.8
7月	62,700	44,280	43,720	18,530	25,190	570	110	910	910	74.8	117.2
8月	62,810	43,370	42,810	17,700	25,110	570	110	230	230	74.9	117.5
9月	62,920	43,140	42,580	17,340	25,240	560	110	1,230	1,290	75.0	118.1
10月	63,030	44,370	43,870	18,570	25,300	510	100	630	660	75.1	118.4
11月	63,130	43,740	43,210	17,040	26,170	530	80	1,410	1,440	75.4	118.5
12月	63,210	42,330	41,770	14,450	27,330	560	—	—	—	—	—

備考 労働力関係は、総理府統計局「労働力調査報告」の各月分による。調査は毎月末日に終る1週間の事実についてのもので、昭和25-30の各年分は年平均の数値。就業者には休業中のものも含んでいる。昭和31年12月の数字は概数である。昭和25-30年の各年の増加数は年平均の差増。雇用指数は労働省大臣官房労働統計調査部「労働統計調査月報」による毎月勤労統計調査の月初および月末労働者数より算定したもの。

Ⅱ 昭和30年国勢調査結果 (2) 1%抽出集計結果の(1)
第1表 男女、年齢(各歳)別人口—全国 (1) 全人口

年 齢	実 数			割 合			女 100.0 につき男
	総 数	男	女	総 数	男	女	
総 数	89,274,900	43,846,600	45,428,300	100.00	49.11	50.89	96.5
0	1,722,100	883,000	839,100	1.93	0.99	0.94	105.2
1	1,726,000	876,600	849,400	1.93	0.98	0.95	103.2
2	1,816,500	931,500	885,000	2.03	1.04	0.99	105.3
3	1,946,700	993,000	953,700	2.18	1.11	1.07	104.1
4	2,096,800	1,086,000	1,010,800	2.35	1.22	1.13	107.4
5	2,261,600	1,153,600	1,108,000	2.53	1.29	1.24	104.1
6	2,492,500	1,265,200	1,227,300	2.79	1.42	1.37	103.1
7	2,489,400	1,280,800	1,208,600	2.79	1.43	1.35	106.0
8	2,329,000	1,181,700	1,147,300	2.61	1.32	1.29	103.0
9	1,520,000	766,300	753,700	1.70	0.86	0.84	101.7
10	1,654,900	836,600	818,300	1.85	0.94	0.92	102.2
11	1,990,900	1,007,600	983,300	2.23	1.13	1.10	102.5
12	1,940,200	984,700	955,500	2.17	1.10	1.07	103.1
13	2,027,200	1,025,200	1,002,000	2.27	1.15	1.12	102.3
14	1,978,300	1,000,500	977,800	2.22	1.12	1.10	102.3
15	1,781,900	911,300	870,600	2.00	1.02	0.98	104.7
16	1,550,800	777,100	773,700	1.74	0.87	0.87	100.4
17	1,675,000	836,600	838,400	1.87	0.94	0.94	99.8
18	1,752,400	875,600	876,800	1.96	0.98	0.98	99.9
19	1,779,200	892,700	886,500	1.99	1.00	0.99	100.7
20	1,697,400	840,300	857,100	1.90	0.94	0.96	98.0
21	1,668,900	843,300	825,600	1.87	0.94	0.92	102.1
22	1,671,500	834,900	836,600	1.87	0.94	0.94	99.8
23	1,653,900	828,600	825,300	1.85	0.93	0.92	100.4
24	1,636,000	812,300	823,700	1.83	0.91	0.92	98.6
25	1,573,800	788,100	785,700	1.76	0.88	0.88	100.3
26	1,538,200	768,200	770,000	1.72	0.86	0.86	99.8
27	1,517,800	752,200	765,600	1.70	0.84	0.86	98.2
28	1,492,700	743,900	748,800	1.67	0.83	0.84	99.3
29	1,471,400	712,300	759,100	1.65	0.80	0.85	93.8
30	1,385,000	669,200	715,800	1.55	0.75	0.80	93.5
31	1,276,100	600,000	676,100	1.43	0.67	0.76	88.7
32	1,203,700	540,900	662,800	1.35	0.61	0.74	81.6
33	1,159,400	506,300	653,100	1.30	0.57	0.73	77.5
34	1,110,400	483,000	627,400	1.24	0.54	0.70	77.0
35	1,157,900	513,900	644,000	1.30	0.58	0.72	79.8
36	967,100	442,800	524,300	1.08	0.50	0.59	84.5
37	996,600	450,800	545,800	1.12	0.50	0.61	82.6
38	1,010,600	457,900	552,700	1.13	0.51	0.62	82.8
39	1,018,200	472,600	545,600	1.14	0.53	0.61	86.6
40	982,300	463,300	519,000	1.10	0.52	0.58	89.3
41	1,023,900	481,500	542,400	1.15	0.54	0.61	88.8
42	992,500	470,200	522,300	1.11	0.53	0.59	90.0
43	996,900	468,800	528,100	1.12	0.53	0.59	88.8
44	951,700	442,500	509,200	1.06	0.50	0.57	86.9
45	953,000	456,500	496,500	1.07	0.51	0.56	91.9
46	907,400	440,100	467,300	1.02	0.49	0.52	94.2
47	872,000	426,500	445,500	0.98	0.48	0.50	95.7
48	852,700	420,900	431,800	0.96	0.47	0.48	97.5
49	756,200	382,000	374,200	0.85	0.43	0.42	102.1
50	800,500	400,200	400,300	0.90	0.45	0.45	100.0
51	756,000	376,800	379,200	0.85	0.42	0.42	99.4
52	789,500	392,800	396,700	0.88	0.44	0.44	99.0
53	760,500	382,600	377,900	0.85	0.43	0.42	101.2
54	750,200	381,900	368,300	0.84	0.43	0.41	103.7
55	687,100	342,600	344,500	0.77	0.38	0.39	99.4
56	642,100	334,700	307,400	0.72	0.39	0.34	108.9
57	655,100	329,100	326,000	0.73	0.37	0.37	101.0
58	610,200	301,300	308,900	0.68	0.34	0.35	97.5
59	587,300	287,600	299,700	0.66	0.32	0.34	96.0

第1表 (I) 全人口 (つづき)

年 齢	実 数			割 合			女 100.0 につき男
	総 数	男	女	総 数	男	女	
60	556,500	276,300	280,200	0.62	0.31	0.31	98.6
61	515,300	257,400	257,900	0.58	0.29	0.29	99.8
62	496,100	247,400	248,700	0.56	0.28	0.28	99.5
63	487,500	232,000	255,500	0.55	0.26	0.29	90.8
64	429,900	206,800	223,100	0.48	0.23	0.25	92.7
65	430,100	198,400	231,700	0.48	0.22	0.26	85.6
66	431,700	209,700	222,000	0.48	0.24	0.25	94.5
67	394,000	184,100	209,900	0.44	0.21	0.24	87.7
68	366,800	169,200	197,600	0.41	0.19	0.22	85.6
69	315,200	142,600	172,600	0.35	0.16	0.19	82.6
70	310,300	135,200	175,100	0.35	0.15	0.20	77.2
71	303,400	131,500	171,900	0.34	0.15	0.19	76.5
72	277,500	115,900	161,600	0.31	0.13	0.18	71.7
73	268,400	114,300	154,100	0.30	0.13	0.17	74.2
74	241,200	98,300	142,900	0.27	0.11	0.16	68.8
75	209,500	85,300	124,200	0.23	0.10	0.14	68.7
76	204,500	80,900	123,600	0.23	0.09	0.14	65.5
77	180,100	69,400	110,700	0.20	0.08	0.12	62.7
78	154,200	57,600	96,600	0.17	0.07	0.11	59.6
79	132,600	51,100	81,500	0.15	0.06	0.09	62.7
80	105,400	38,300	67,100	0.12	0.04	0.08	57.1
81	90,800	33,700	57,100	0.10	0.04	0.06	59.0
82	77,000	27,600	49,400	0.09	0.03	0.06	55.9
83	61,300	21,100	40,200	0.07	0.02	0.05	52.5
84	42,200	13,700	28,500	0.05	0.02	0.03	48.1
85≦	127,500	39,600	87,900	0.14	0.04	0.10	45.1
不 詳	800	200	600	0.00	0.00	0.00	33.3

備考 (63頁) 及び参考図 (88頁) 参照.

第2表 男女、年齢 (各歳) 別人口—全国 (2) 日本人人口

年 齢	実 数			割 合			女 100.0 につき男
	総 数	男	女	総 数	男	女	
総 数	88,663,400	43,509,000	45,154,400	100.00	49.07	50.93	96.4
0	1,704,600	874,200	830,400	1.92	0.99	0.94	105.3
1	1,710,700	868,100	842,600	1.93	0.98	0.95	103.0
2	1,797,300	921,500	875,800	2.03	1.04	0.99	105.2
3	1,927,100	982,400	944,700	2.17	1.11	1.07	104.0
4	2,076,000	1,075,400	1,000,600	2.34	1.21	1.13	107.5
5	2,242,900	1,143,700	1,099,200	2.53	1.29	1.24	104.0
6	2,470,800	1,254,300	1,216,500	2.79	1.41	1.37	103.1
7	2,468,300	1,269,700	1,198,600	2.78	1.43	1.35	105.9
8	2,309,400	1,171,000	1,138,400	2.60	1.32	1.28	102.9
9	1,503,400	757,900	745,500	1.70	0.85	0.84	101.7
10	1,639,000	827,900	811,100	1.85	0.93	0.91	102.1
11	1,976,600	1,001,200	975,400	2.23	1.13	1.10	102.6
12	1,926,700	978,000	948,700	2.17	1.10	1.07	103.1
13	2,011,800	1,017,500	994,300	2.27	1.15	1.12	102.3
14	1,963,400	991,700	971,700	2.21	1.12	1.10	102.1
15	1,768,000	904,100	863,900	1.99	1.02	0.97	104.7
16	1,540,100	772,000	768,100	1.74	0.87	0.87	100.5
17	1,663,700	830,300	833,400	1.88	0.94	0.94	99.6
18	1,742,800	871,100	871,700	1.97	0.98	0.98	99.9
19	1,768,900	887,400	881,500	2.00	1.00	0.99	100.7
20	1,687,400	835,300	852,100	1.90	0.94	0.96	98.0
21	1,660,500	839,000	821,500	1.87	0.95	0.93	102.1
22	1,663,200	831,200	832,000	1.88	0.94	0.94	99.9
23	1,646,500	824,800	821,700	1.86	0.93	0.93	100.4
24	1,628,000	808,500	819,500	1.84	0.91	0.92	98.7

第2表 (2) 日本人人口 (つづき)

年 齢	実 数			割 合			女 100.0 につき男
	総 数	男	女	総 数	男	女	
25	1,565,800	784,200	781,600	1.77	0.88	0.88	100.3
26	1,530,300	764,000	766,300	1.73	0.86	0.86	99.7
27	1,509,900	748,400	761,500	1.70	0.84	0.86	98.3
28	1,484,500	739,700	744,800	1.67	0.83	0.84	99.3
29	1,461,200	706,200	755,000	1.65	0.80	0.85	93.5
30	1,373,900	663,400	710,500	1.55	0.75	0.80	93.4
31	1,265,400	593,500	671,900	1.43	0.67	0.76	88.3
32	1,193,500	535,000	658,500	1.35	0.60	0.74	81.2
33	1,146,900	498,000	648,900	1.29	0.56	0.73	76.7
34	1,098,800	476,400	622,400	1.24	0.54	0.70	76.5
35	1,150,500	510,100	640,400	1.30	0.58	0.72	79.7
36	959,600	437,900	521,700	1.08	0.49	0.59	83.9
37	988,900	446,200	542,700	1.12	0.50	0.61	82.2
38	1,001,800	451,600	550,200	1.13	0.51	0.62	82.1
39	1,010,200	467,700	542,500	1.14	0.53	0.61	86.2
40	975,300	458,500	516,800	1.10	0.52	0.58	88.7
41	1,015,800	477,000	538,800	1.15	0.54	0.61	88.5
42	983,500	465,000	518,500	1.11	0.52	0.58	89.7
43	990,900	465,600	525,300	1.12	0.53	0.59	88.6
44	945,900	439,100	506,800	1.07	0.50	0.57	86.6
45	946,500	452,300	494,200	1.07	0.51	0.56	91.5
46	901,600	435,900	465,700	1.02	0.49	0.53	93.6
47	866,600	422,800	443,800	0.98	0.48	0.50	95.3
48	847,600	417,400	430,200	0.96	0.47	0.49	97.0
49	750,400	378,100	372,300	0.85	0.43	0.42	101.6
50	795,300	396,800	398,500	0.90	0.45	0.45	99.6
51	753,000	374,500	378,500	0.85	0.42	0.43	98.9
52	785,100	389,900	395,200	0.89	0.44	0.45	98.7
53	756,600	380,200	376,400	0.85	0.43	0.42	101.0
54	745,800	378,600	367,200	0.84	0.43	0.41	103.1
55	684,200	341,100	343,100	0.77	0.38	0.39	99.4
56	639,000	333,000	306,000	0.72	0.38	0.35	108.8
57	652,600	327,400	325,200	0.74	0.37	0.37	100.7
58	608,100	300,200	307,900	0.69	0.34	0.35	97.5
59	584,700	285,600	299,100	0.66	0.32	0.34	95.5
60	554,900	275,200	279,700	0.63	0.31	0.32	98.4
61	514,300	256,600	257,700	0.58	0.29	0.29	99.6
62	494,900	246,800	248,100	0.56	0.28	0.28	99.5
63	486,600	231,300	255,300	0.55	0.26	0.29	90.6
64	429,100	206,200	222,900	0.48	0.23	0.25	92.5
65	429,100	197,600	231,500	0.48	0.22	0.26	85.4
66	431,000	209,300	221,700	0.49	0.24	0.25	94.4
67	393,500	183,600	209,900	0.44	0.21	0.24	87.5
68	365,500	168,600	196,900	0.41	0.19	0.22	85.6
69	314,900	142,500	172,400	0.36	0.16	0.19	82.7
70	310,000	135,100	174,900	0.35	0.15	0.20	77.2
71	302,600	131,100	171,500	0.34	0.15	0.19	76.4
72	277,100	115,600	161,500	0.31	0.13	0.18	71.6
73	268,200	114,200	154,000	0.30	0.13	0.17	74.2
74	240,700	98,200	142,500	0.27	0.11	0.16	68.9
75	209,300	85,100	124,200	0.24	0.10	0.14	68.5
76	204,400	80,800	123,600	0.23	0.09	0.14	65.4
77	179,900	69,300	110,600	0.20	0.08	0.12	62.7
78	154,100	57,600	96,500	0.17	0.06	0.11	59.7
79	132,400	51,000	81,400	0.15	0.06	0.09	62.7
80	105,200	38,100	67,100	0.12	0.04	0.08	56.8
81	90,700	33,700	57,000	0.10	0.04	0.06	59.1
82	77,000	27,600	49,400	0.09	0.03	0.06	55.9
83	61,100	21,100	40,000	0.07	0.02	0.05	52.8
84	42,000	13,600	28,400	0.05	0.02	0.03	47.9
85≤	127,400	39,500	87,900	0.14	0.04	0.10	44.9
不 詳	700	200	500	0.00	0.00	0.00	40.0

備考 (63頁) 参照

第3表 男女、年齢（5歳階級）別人口—全国・市部・郡部（附昭和25年）

年齢階級	(A) 昭和30年							
	全国		市部		人口5万≦市部		人口5万>市部	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数	89,274,900	100.00	50,287,600	100.00	40,546,900	100.00	9,740,700	100.00
0—4	9,308,100	10.43	4,860,500	9.67	3,828,300	9.44	1,032,200	10.60
5—9	11,092,500	12.43	6,045,600	12.02	4,815,500	11.88	1,230,100	12.60
10—14	9,591,500	10.74	5,187,300	10.32	4,109,600	10.14	1,077,700	11.03
15—19	8,539,300	9.57	5,041,300	10.02	4,100,500	10.11	940,800	9.66
20—24	8,327,700	9.33	5,044,100	10.03	4,192,000	10.34	852,100	8.76
25—29	7,593,900	8.51	4,566,800	9.08	3,772,800	9.31	794,000	8.15
30—34	6,134,600	6.87	3,650,100	7.26	3,014,000	7.43	636,100	6.55
35—39	5,150,400	5.77	3,027,600	6.02	2,490,900	6.14	536,700	5.53
40—44	4,947,300	5.54	2,902,200	5.77	2,362,800	5.83	539,400	5.51
45—49	4,341,300	4.86	2,471,300	4.91	1,984,600	4.89	486,700	5.04
50—54	3,856,700	4.32	2,153,500	4.28	1,730,600	4.27	422,900	4.30
55—59	3,181,800	3.56	1,736,400	3.45	1,377,400	3.40	359,000	3.64
60—64	2,485,300	2.78	1,295,700	2.58	1,016,600	2.51	279,100	2.89
65—69	1,937,800	2.17	983,500	1.96	763,900	1.88	219,600	2.27
70—74	1,400,800	1.57	688,700	1.37	524,400	1.29	164,300	1.65
75—79	880,900	0.99	402,100	0.80	295,700	0.73	106,400	1.09
80≦	504,200	0.56	230,600	0.46	167,100	0.41	63,500	0.69
不詳	800	0.00	300	0.00	200	0.00	100	0.05
			総数					
総数	43,846,600	49.11	24,741,900	49.21	20,053,000	49.46	4,688,900	48.14
0—4	4,770,100	5.34	2,491,400	4.95	1,961,000	4.84	530,400	5.45
5—9	5,647,600	6.33	3,079,400	6.12	2,451,900	6.05	627,500	6.44
10—14	4,854,600	5.44	2,621,500	5.21	2,080,200	5.13	541,300	5.56
15—19	4,293,300	4.81	2,553,100	5.08	2,109,300	5.20	443,800	4.56
20—24	4,159,400	4.66	2,554,600	5.08	2,152,600	5.31	402,000	4.13
25—29	3,764,700	4.22	2,249,700	4.47	1,867,300	4.61	382,400	3.93
30—34	2,799,400	3.14	1,662,400	3.31	1,373,600	3.39	288,800	2.96
35—39	2,338,000	2.62	1,386,700	2.76	1,149,500	2.83	237,200	2.44
40—44	2,326,300	2.61	1,381,600	2.75	1,140,700	2.81	240,900	2.47
45—49	2,126,000	2.38	1,218,500	2.42	981,200	2.42	237,300	2.44
50—54	1,934,300	2.17	1,076,700	2.14	867,100	2.14	209,600	2.15
55—59	1,595,300	1.79	873,400	1.74	691,100	1.70	182,300	1.87
60—64	1,219,900	1.37	631,900	1.26	501,700	1.24	130,200	1.34
65—69	904,000	1.01	450,100	0.90	349,200	0.86	100,900	1.04
70—74	595,200	0.67	285,000	0.57	213,900	0.53	71,100	0.73
75—79	344,300	0.39	150,300	0.30	109,000	0.27	41,300	0.42
80≦	174,000	0.19	75,600	0.15	53,700	0.13	21,900	0.22
不詳	200	0.00	—	—	—	—	—	—
			男					
総数	45,428,300	50.89	25,545,700	50.80	20,493,900	50.54	5,051,800	51.86
0—4	4,538,000	5.08	2,369,100	4.71	1,867,300	4.61	501,800	5.15
5—9	5,444,900	6.10	2,966,200	5.90	2,363,600	5.83	602,600	6.19
10—14	4,736,900	5.31	2,565,800	5.10	2,029,400	5.01	536,400	5.51
15—19	4,246,000	4.76	2,488,200	4.95	1,991,200	4.91	497,000	5.10
20—24	4,168,300	4.67	2,489,500	4.95	2,039,400	5.03	450,100	4.62
25—29	3,829,200	4.29	2,317,100	4.61	1,905,500	4.70	411,600	4.23
30—34	3,335,200	3.74	1,987,700	3.95	1,640,400	4.05	347,300	3.57
35—39	2,812,400	3.15	1,640,900	3.26	1,341,400	3.31	299,500	3.07
40—44	2,621,000	2.94	1,520,600	3.02	1,222,100	3.01	298,500	3.06
45—49	2,215,300	2.48	1,252,800	2.49	1,003,400	2.47	249,400	2.56
50—54	1,922,400	2.15	1,076,800	2.14	863,500	2.13	213,300	2.19
55—59	1,586,500	1.78	863,000	1.72	686,300	1.69	176,700	1.81
60—64	1,265,400	1.42	663,800	1.32	514,900	1.27	148,900	1.53
65—69	1,033,800	1.16	533,400	1.06	414,700	1.02	118,700	1.22
70—74	805,600	0.90	403,700	0.80	310,500	0.77	93,200	0.96
75—79	536,600	0.60	251,800	0.50	186,700	0.46	65,100	0.67
80≦	330,200	0.37	155,000	0.31	113,400	0.28	41,600	0.43
不詳	600	0.00	300	0.00	200	0.00	100	0.00
			女					

第3表 (つづき)

年齢階級	昭和30年		(B) 昭和25年														
	郡部		全国		市部		郡部										
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合									
総数	38,987,300	100.00	総数				83,199,637	100.00	31,203,191	100.00	51,996,446	100.00					
0-4	4,447,600	11.41	11,205,457	13.47	4,091,744	13.11	7,113,713	13.63	5-9	5,046,900	12.94	9,522,665	11.45	3,432,291	11.00	6,090,374	11.71
10-14	4,404,200	11.30	8,699,917	10.46	2,880,037	9.23	5,819,880	11.19	15-19	3,498,000	8.97	8,567,668	10.30	3,247,446	10.41	5,320,222	10.23
20-24	3,283,600	8.42	7,725,542	9.29	3,149,149	10.09	4,576,393	8.80	25-29	3,027,100	7.76	6,185,120	7.43	2,590,862	8.30	3,594,258	6.91
30-34	2,484,500	6.37	5,202,237	6.25	2,164,891	6.94	3,037,346	5.84	35-39	2,122,800	5.44	5,048,073	6.07	2,078,761	6.66	2,969,312	5.71
40-44	2,045,100	5.25	4,482,980	5.39	1,796,889	5.76	2,686,091	5.17	45-49	1,870,000	4.80	4,004,549	4.81	1,566,084	5.02	2,438,465	4.69
50-54	1,703,200	4.37	3,388,668	4.07	1,270,780	4.07	2,117,888	4.07	55-59	1,445,400	3.71	2,749,029	3.30	976,838	3.13	1,772,191	3.41
60-64	1,189,600	3.05	2,303,895	2.77	766,269	2.46	1,537,626	2.95	65-69	954,300	2.45	1,770,715	2.13	547,494	1.75	1,223,221	2.35
70-74	712,100	1.83	1,281,608	1.54	368,174	1.18	913,434	1.75	75-79	478,800	1.23	685,653	0.82	183,477	0.59	502,176	0.97
80 ≤	273,600	0.70	371,191	0.45	90,265	0.29	280,926	0.54	不詳	500	0.00	4,670	0.01	1,740	0.01	2,930	0.01
不詳	500	0.00	4,670	0.01	1,740	0.01	2,930	0.01	男								
総数	19,104,700	49.00	40,811,760	49.05	15,365,126	49.24	25,446,634	48.94	0-4	2,278,700	5.84	5,718,490	6.87	2,091,924	6.70	3,626,566	6.97
5-9	2,568,200	6.59	4,825,426	5.80	1,739,168	5.57	3,086,258	5.94	10-14	2,233,100	5.73	4,400,387	5.29	1,456,146	4.67	2,944,241	5.66
15-19	1,740,200	4.46	4,317,567	5.19	1,630,077	5.22	2,687,490	5.17	20-24	1,604,800	4.12	3,835,815	4.61	1,583,263	5.07	2,252,552	4.33
25-29	1,515,000	3.89	2,821,898	3.39	1,185,106	3.80	1,636,792	3.15	30-34	1,137,000	2.92	2,360,240	2.84	993,178	3.18	1,367,062	2.63
35-39	951,300	2.44	2,376,105	2.86	1,003,122	3.21	1,372,983	2.64	40-44	944,700	2.42	2,198,955	2.64	893,447	2.86	1,305,508	2.51
45-49	907,500	2.33	2,018,848	2.43	794,187	2.55	1,224,661	2.36	50-54	857,600	2.20	1,719,275	2.07	651,305	2.09	1,067,970	2.05
55-59	721,900	1.85	1,378,661	1.66	494,071	1.58	884,590	1.70	60-64	588,000	1.51	1,109,567	1.33	368,753	1.18	740,814	1.42
65-69	453,900	1.16	795,919	0.96	240,666	0.77	555,253	1.07	70-74	310,200	0.80	540,291	0.65	147,061	0.47	393,230	0.76
75-79	194,000	0.50	267,690	0.32	65,907	0.21	201,783	0.39	80 ≤	98,400	0.25	124,346	0.15	26,820	0.09	97,526	0.19
不詳	200	0.00	2,280	0.00	925	0.00	1,355	0.00	女								
総数	19,882,600	51.00	42,387,877	50.95	15,838,065	50.76	26,549,812	51.06	0-4	2,168,900	5.56	5,486,967	6.59	1,999,820	6.41	3,487,147	6.71
5-9	2,478,700	6.36	4,697,239	5.65	1,693,123	5.43	3,004,116	5.78	10-14	2,171,100	5.57	4,299,530	5.17	1,423,891	4.56	2,875,639	5.53
15-19	1,757,800	4.51	4,250,101	5.11	1,617,369	5.18	2,632,732	5.06	20-24	1,678,800	4.31	3,889,727	4.68	1,565,886	5.02	2,323,841	4.47
25-29	1,512,100	3.88	3,363,222	4.04	1,405,756	4.51	1,957,466	3.76	30-34	1,347,500	3.46	2,841,997	3.42	1,171,713	3.76	1,670,284	3.21
35-39	1,171,500	3.00	2,671,968	3.21	1,075,639	3.45	1,596,329	3.07	40-44	1,100,400	2.82	2,284,025	2.75	903,442	2.90	1,380,583	2.66
45-49	962,500	2.47	1,985,701	2.39	771,897	2.47	1,213,804	2.33	50-54	845,600	2.17	1,669,393	2.01	619,475	1.99	1,049,918	2.02
55-59	723,500	1.86	1,370,368	1.65	482,767	1.55	887,601	1.71	60-64	601,600	1.54	1,194,328	1.44	397,516	1.27	796,812	1.53
65-69	500,400	1.28	974,796	1.17	306,828	0.98	667,968	1.28	70-74	401,900	1.03	741,317	0.89	221,113	0.71	520,204	1.00
75-79	284,800	0.73	417,963	0.50	117,570	0.38	300,393	0.58	80 ≤	175,200	0.45	256,845	0.30	63,445	0.20	183,400	0.35
不詳	300	0.00	2,390	0.00	815	0.00	1,575	0.00									

備考 (63頁) 参照。

第4表 男女、年齢(3区分)別人口—全国・市部・郡部(附昭和25年, 10年)

市部郡部	実 数					割 合			
	総 数	0—14歳	15—64歳	65歳 ≤	年齢不詳	総 数	0—14	15—64	65 ≤
(A) 昭和30年									
総 数									
全 国	89,274,900	29,992,100	54,558,300	4,723,700	800	100.00	33.60	61.11	5.29
市 部	50,287,600	16,093,400	31,889,000	2,304,900	300	100.00	32.00	63.41	4.58
{ 5万 ≤	40,546,900	12,753,400	26,042,200	1,751,100	200	100.00	31.45	64.23	4.32
{ 5万 >	9,740,700	3,340,000	5,846,800	553,800	100	100.00	34.29	60.02	5.69
郡 部	38,987,300	13,898,700	22,669,300	2,418,800	500	100.00	35.65	58.15	6.20
男									
全 国	43,846,600	15,272,300	26,556,600	2,017,500	200	49.11	17.11	29.75	2.26
市 部	24,741,900	8,192,300	15,588,600	961,000	—	49.20	16.29	31.00	1.91
{ 5万 ≤	20,053,000	6,493,100	12,834,100	725,800	—	49.46	16.01	31.65	1.79
{ 5万 >	4,688,900	1,699,200	2,754,500	235,200	—	48.14	17.44	28.28	2.41
郡 部	19,104,700	7,080,000	10,968,000	1,056,500	200	49.00	18.16	28.13	2.71
女									
全 国	45,428,300	14,719,800	28,001,700	2,706,200	600	50.89	16.49	31.37	3.03
市 部	25,545,700	7,901,100	16,300,400	1,343,900	300	50.80	15.71	32.41	2.67
{ 5万 ≤	20,493,900	6,260,300	13,208,100	1,025,300	200	50.54	15.44	32.57	2.53
{ 5万 >	5,051,800	1,640,800	3,092,300	318,600	100	51.86	16.84	31.75	3.27
郡 部	19,882,600	6,818,700	11,701,300	1,362,300	300	51.00	17.49	30.01	3.49
(B) 昭和25年									
総 数									
全 国	83,199,637	29,428,039	49,657,761	4,109,167	4,670	100.00	35.37	59.69	4.94
市 部	31,203,191	10,404,072	19,607,969	1,189,410	1,740	100.00	33.34	62.84	3.81
郡 部	51,996,446	19,023,967	30,049,792	2,919,757	2,930	100.00	36.59	57.79	5.61
男									
全 国	40,811,760	14,944,303	24,136,931	1,728,246	2,280	49.05	17.96	29.01	2.08
市 部	15,365,126	5,287,238	9,596,509	480,454	925	49.24	16.94	30.75	1.54
郡 部	25,446,634	9,657,065	14,540,422	1,247,792	1,355	48.94	18.57	27.96	2.40
女									
全 国	42,387,877	14,483,736	25,520,830	2,380,921	2,390	50.95	17.41	30.68	2.86
市 部	15,838,065	5,116,834	10,011,460	708,956	815	50.76	16.40	32.08	2.28
郡 部	26,549,812	9,366,902	15,509,370	1,671,965	1,575	51.06	18.01	29.83	3.22
(C) 昭和10年									
総 数									
全 国	68,661,654	25,309,632	40,162,743	3,189,279	—	100.00	36.86	58.49	4.64
市 部	22,581,794	7,377,285	14,541,588	662,921	—	100.00	32.67	64.40	2.94
郡 部	46,079,860	17,932,347	25,621,155	2,526,358	—	100.00	38.92	55.60	5.48
男									
全 国	34,452,867	12,774,968	20,316,581	1,361,318	—	50.18	18.61	29.59	1.98
市 部	11,597,512	3,732,374	7,601,160	263,978	—	51.36	16.53	33.66	1.17
郡 部	22,855,355	9,042,594	12,715,421	1,097,340	—	49.60	19.62	27.59	2.38
女									
全 国	34,208,787	12,534,664	19,846,162	1,827,961	—	49.82	18.26	28.90	2.66
市 部	10,984,282	3,644,911	6,940,428	398,943	—	48.64	16.14	30.73	1.77
郡 部	23,224,505	8,889,753	12,905,734	1,429,018	—	50.40	19.29	28.01	3.10

昭和10年は沖縄を除いたもの。備考(63頁)参照。

第5表 男女別平均年齢及び中位数年齢—全国・市部・郡部(附昭和25年, 10年)

性 別	(A) 昭 和 30 年				(B) 昭 和 25 年			(C) 昭 和 10 年			
	全 国	市 部	5万 ≤	5万 >	郡 部	全 国	市 部	郡 部	全 国	市 部	郡 部
平均年齢											
総 数	27.60	27.50	27.45	27.73	27.73	26.7	26.5	26.8	26.4	25.5	26.8
男	26.92	26.84	26.80	26.98	27.04	26.0	25.9	26.1	26.0	25.2	26.3
女	28.25	28.15	28.08	28.42	28.39	27.2	27.0	27.4	26.8	25.7	27.2
中位数年齢											
総 数	23.67	23.97	24.08	23.46	23.19	22.3	23.1	21.8	22.0	22.3	21.8
男	22.83	23.18	23.31	22.51	22.28	21.5	22.4	20.8	21.9	22.4	21.4
女	24.50	24.79	24.89	24.31	24.06	23.2	23.8	22.7	22.2	22.2	22.1

上表の数字を基にして人口問題研究所において算出。

第6表 配偶関係別，男女，年齢（5歳階級）別15歳以上人口—全国・市部・郡部（附昭和25年）

(a) 全 国

年齢階級	実 数					割 合 (各年齢階級別総数100.0につき)				
	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別	不 詳	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別	不 詳
(A) 昭和30年										
総 数	18,285,800	34,302,800	5,797,900	893,200	2,300	30.8	57.9	9.8	1.5	0.0
15 — 19	8,456,300	80,000	500	2,500	0	99.0	0.9	0.0	0.0	0.0
20 — 24	6,508,400	1,771,300	5,900	41,800	300	78.2	21.3	0.1	0.5	0.0
25 — 29	2,305,100	5,120,300	35,900	132,300	300	30.4	67.4	0.5	1.7	0.0
30 — 34	525,700	5,317,500	123,600	167,300	500	8.6	86.7	2.0	2.7	0.0
35 — 39	183,300	4,569,000	271,100	126,500	500	3.6	88.7	5.3	2.5	0.0
40 — 44	102,700	4,332,500	404,700	107,300	100	2.1	87.6	8.2	2.2	0.0
45 — 49	64,700	3,757,800	427,500	91,100	200	1.5	86.6	9.8	2.1	0.0
50 — 54	49,200	3,182,600	547,900	76,900	100	1.3	82.5	14.2	2.0	0.0
55 — 59	32,500	2,428,600	668,400	52,300	0	1.0	76.3	21.0	1.6	0.0
60 — 64	22,700	1,677,400	745,500	39,500	200	0.9	67.5	30.0	1.6	0.0
65 ≤	35,200	2,065,800	2,566,900	55,700	100	0.7	43.7	54.3	1.2	0.0
男										
総 数	10,027,600	17,118,500	1,155,300	270,800	1,900	35.1	59.9	4.0	0.9	0.0
15 — 19	4,286,900	6,000	0	400	0	99.9	0.1	0.0	0.0	0.0
20 — 24	3,753,600	397,400	1,400	6,800	200	90.2	9.6	0.0	0.2	0.0
25 — 29	1,531,200	2,190,400	5,400	37,400	300	40.7	58.2	0.1	1.0	0.0
30 — 34	257,300	2,486,100	11,900	43,600	500	9.2	88.8	0.4	1.6	0.0
35 — 39	71,100	2,219,900	13,400	33,100	500	3.0	94.9	0.6	1.4	0.0
40 — 44	40,700	2,225,500	27,500	32,500	100	1.7	95.7	1.2	1.4	0.0
45 — 49	26,500	2,021,500	49,500	28,400	100	1.2	95.1	2.3	1.3	0.0
50 — 54	23,600	1,782,200	101,300	27,100	100	1.2	92.1	5.2	1.4	0.0
55 — 59	14,300	1,414,800	144,800	21,400	0	0.9	88.7	9.1	1.3	0.0
60 — 64	9,900	1,015,000	176,700	18,200	100	0.8	83.2	14.5	1.5	0.0
65 ≤	12,500	1,359,700	623,400	21,900	0	0.6	67.4	30.9	1.1	0.0
女										
総 数	8,258,200	17,184,300	4,642,600	622,400	400	26.9	56.0	15.1	2.0	0.0
15 — 19	4,169,400	74,000	500	2,100	0	98.2	1.7	0.0	0.0	0.0
20 — 24	2,754,800	1,373,900	4,500	35,000	100	66.1	33.0	0.1	0.8	0.0
25 — 29	773,900	2,929,900	30,500	94,900	0	20.2	76.5	0.8	2.5	0.0
30 — 34	268,400	2,831,400	111,700	123,700	0	8.0	84.9	3.3	3.7	0.0
35 — 39	112,200	2,349,100	257,700	93,400	0	4.0	83.5	9.2	3.3	0.0
40 — 44	62,000	2,107,000	377,200	74,800	0	2.4	80.4	14.4	2.9	0.0
45 — 49	38,200	1,736,300	378,000	62,700	100	1.7	78.4	17.1	2.8	0.0
50 — 54	25,600	1,400,400	446,600	49,800	0	1.3	72.8	23.2	2.6	0.0
55 — 59	18,200	1,013,800	523,600	30,900	0	1.1	63.9	33.0	1.9	0.0
60 — 64	12,800	662,400	568,800	21,300	100	1.0	52.3	45.0	1.7	0.0
65 ≤	22,700	706,100	1,943,500	33,800	100	0.8	26.1	71.8	1.2	0.0

(B) 昭和25年 (男,女の割合のみ)

年齢階級	男					女				
	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別	不 詳	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別	不 詳
総 数	34.3	60.3	4.5	0.9	0.0	25.7	56.3	16.1	1.9	0.0
15 — 19	99.5	0.4	0.0	0.0	0.0	96.6	3.3	0.0	0.1	0.0
20 — 24	82.9	16.6	0.1	0.5	0.0	55.3	42.7	0.4	1.6	0.0
25 — 29	34.5	64.0	0.3	1.2	0.0	15.2	79.1	2.7	3.0	0.0
30 — 34	8.0	90.1	0.6	1.3	0.0	5.7	83.3	8.1	2.9	0.0
35 — 39	3.2	94.7	1.0	1.1	0.0	3.0	82.6	11.8	2.6	0.0
40 — 44	1.9	95.0	1.9	1.1	0.0	2.0	82.1	13.5	2.4	0.0
45 — 49	1.5	93.4	3.9	1.2	0.0	1.5	78.5	17.8	2.3	0.0
50 — 54	1.4	90.5	6.8	1.3	0.0	1.2	71.9	24.8	2.0	0.0
55 — 59	1.2	86.7	10.7	1.3	0.0	1.2	61.9	35.1	1.9	0.0
60 — 64	1.2	81.2	16.4	1.2	0.0	1.2	49.4	47.7	1.7	0.0
65 — 69	1.3	73.5	24.1	1.1	0.0	1.3	36.3	60.9	1.5	0.0
70 — 74	1.4	64.5	33.1	1.0	0.0	1.3	24.0	73.3	1.3	0.0
75 — 79	2.0	54.3	42.7	0.9	0.0	1.5	14.1	83.2	1.1	0.0
80 ≤	2.0	39.7	57.6	0.7	0.0	1.2	5.6	92.3	0.9	0.0
不 詳	46.1	39.0	7.1	1.5	6.3	32.5	34.8	25.4	3.2	4.2

第6表 (b)市部・郡部

年齢階級	実 数					割 合 (各年齢階級別総数100.0につき)				
	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別	不 詳	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別	不 詳
(A) 昭和30年人口5万≦市部										
男										
総 数	5,254,600	7,726,900	432,400	144,300	1,700	38.8	57.0	3.2	1.1	0.0
15 - 19	2,107,600	1,600	0	100	0	99.9	0.1	0.0	1.0	0.0
20 - 24	2,001,600	148,400	500	2,000	100	93.0	6.9	0.0	0.1	0.0
25 - 29	886,400	960,100	3,300	17,200	300	47.5	51.4	0.2	0.9	0.0
30 - 34	164,100	1,178,400	6,600	24,000	500	11.9	85.8	0.5	1.7	0.0
35 - 39	39,200	1,083,700	5,800	20,300	500	3.4	94.3	0.5	1.8	0.0
40 - 44	19,700	1,084,900	15,300	20,700	100	1.7	95.1	1.3	1.8	0.0
45 - 49	11,900	931,400	20,700	17,100	100	1.2	94.9	2.1	1.7	0.0
50 - 54	11,000	796,400	45,200	14,400	100	1.3	91.8	5.2	1.7	0.0
55 - 59	5,700	614,900	59,400	11,100	0	0.8	89.0	8.6	1.6	0.0
60 - 64	3,800	419,000	69,700	9,200	0	0.8	83.5	13.9	1.8	0.0
65 ≦	3,600	508,100	205,900	8,200	0	0.5	70.0	28.4	1.1	0.0
女										
総 数	4,147,500	7,708,100	2,036,300	341,200	300	29.1	54.2	14.3	2.4	0.0
15 - 19	1,959,100	31,300	200	600	0	98.4	1.6	0.0	0.0	0.0
20 - 24	1,426,500	594,600	2,600	15,600	100	69.9	29.2	0.1	0.8	0.0
25 - 29	450,300	1,385,700	16,500	53,000	0	23.6	72.7	0.9	2.8	0.0
30 - 34	161,700	1,352,400	56,400	69,900	0	9.9	82.4	3.4	4.3	0.0
35 - 39	60,300	1,105,900	122,700	52,500	0	4.5	82.4	9.1	3.9	0.0
40 - 44	34,100	972,900	170,500	44,600	0	2.8	79.6	14.0	3.6	0.0
45 - 49	19,700	770,800	177,800	35,100	0	2.0	76.8	17.7	3.5	0.0
50 - 54	13,000	599,100	222,500	28,900	0	1.5	69.4	25.8	3.3	0.0
55 - 59	8,300	412,000	249,700	16,300	0	1.2	60.0	36.4	2.4	0.0
60 - 64	5,000	250,400	249,800	9,600	100	1.0	48.6	48.5	1.9	0.0
65 ≦	9,500	233,000	767,600	15,100	100	0.9	22.7	74.9	1.5	0.0
(B) 昭和30年人口5万>市部										
男										
総 数	971,700	1,865,700	128,700	23,500	100	32.5	62.4	4.3	0.8	0.0
15 - 19	443,000	800	0	0	0	99.8	0.2	0.0	0.0	0.0
20 - 24	353,500	47,500	100	900	0	87.9	11.8	0.0	0.2	0.0
25 - 29	135,600	242,300	700	3,800	0	35.5	63.4	0.2	1.0	0.0
30 - 34	20,600	264,000	1,200	3,000	0	7.1	91.4	0.4	1.0	0.0
35 - 39	5,500	227,600	1,700	2,400	0	2.3	96.0	0.7	1.0	0.0
40 - 44	4,400	231,600	2,700	2,200	0	1.8	96.1	1.1	0.9	0.0
45 - 49	3,200	226,300	5,200	2,600	0	1.3	95.4	2.2	1.1	0.0
50 - 54	2,400	193,000	11,800	2,400	0	1.1	92.1	5.6	1.1	0.0
55 - 59	1,100	163,900	15,200	2,100	0	0.6	89.9	8.3	1.2	0.1
60 - 64	1,200	110,000	17,600	1,300	100	0.9	84.5	13.5	1.0	0.0
65 ≦	1,200	158,700	72,500	2,800	0	0.5	67.5	30.8	1.2	0.0
女										
総 数	924,500	1,886,500	534,000	65,900	0	27.1	55.3	15.7	1.9	0.0
15 - 19	487,700	9,200	0	100	0	98.1	1.9	0.0	0.0	0.0
20 - 24	299,500	145,900	300	4,400	0	66.5	32.4	0.1	1.0	0.0
25 - 29	79,200	320,300	2,500	9,600	0	19.2	77.8	0.6	2.3	0.0
30 - 34	26,700	292,900	13,200	14,500	0	7.7	84.3	3.8	4.2	0.0
35 - 39	11,000	251,400	27,600	9,500	0	3.7	83.9	9.2	3.2	0.0
40 - 44	6,500	240,500	43,100	8,400	0	2.2	80.6	14.4	2.8	0.0
45 - 49	4,600	194,900	43,400	6,500	0	1.8	78.1	17.4	2.6	0.0
50 - 54	3,000	155,700	50,200	4,400	0	1.4	73.0	23.5	2.1	0.0
55 - 59	1,800	112,400	59,300	3,200	0	1.0	63.6	33.6	1.8	0.0
60 - 64	2,100	77,400	67,300	2,100	0	1.4	52.0	45.2	1.4	0.0
65 ≦	2,400	85,900	227,100	3,200	0	0.8	27.0	71.3	1.0	0.0

第7表 労働力状態別，男女，年齢（5歳階級）別15歳以上人口—全国（附昭和25年）

年齢階級	実 数				割 合			
	総 数	労働力	非労働力	不 詳	総 数	労働力	非労働力	不 詳
(A) 昭和30年								
総 数	59,282,000	39,907,900	19,373,400	700	100.0	67.3	32.7	0.0
15 - 19	8,539,300	4,457,900	4,081,300	100	100.0	52.2	47.8	0.0
20 - 24	8,327,700	6,510,500	1,817,000	200	100.0	78.2	21.8	0.0
25 - 29	7,593,900	5,605,900	1,987,900	100	100.0	73.8	26.2	0.0
30 - 34	6,134,600	4,368,300	1,766,200	100	100.0	71.2	28.8	0.0
35 - 39	5,150,400	3,776,200	1,374,100	100	100.0	73.3	26.7	0.0
40 - 44	4,947,300	3,720,600	1,226,700	0	100.0	75.2	24.8	0.0
45 - 49	4,341,300	3,267,600	1,073,600	100	100.0	75.3	24.7	0.0
50 - 54	3,856,700	2,833,600	1,023,100	0	100.0	73.5	26.5	0.0
55 - 59	3,181,800	2,178,600	1,003,200	0	100.0	68.5	31.5	0.0
60 - 64	2,485,300	1,491,500	993,800	0	100.0	60.0	40.0	0.0
65 ≤	4,723,700	1,697,200	3,026,500	0	100.0	35.9	64.1	0.0
14歳	1,978,300	83,300	1,895,000	0	100.0	4.2	95.8	0.0
4 ≤ 総数	61,260,300	39,991,200	21,268,400	700	100.0	65.3	34.7	0.0
男								
総 数	28,574,100	24,381,800	4,191,800	500	100.0	85.3	14.7	0.0
15 - 19	4,293,300	2,331,200	1,962,000	100	100.0	54.3	45.7	0.0
20 - 24	4,159,400	3,666,200	493,000	200	100.0	88.1	11.9	0.0
25 - 29	3,764,700	3,620,600	144,100	0	100.0	96.2	3.8	0.0
30 - 34	2,799,400	2,714,900	84,500	0	100.0	97.0	3.0	0.0
35 - 39	2,338,000	2,275,100	62,800	100	100.0	97.3	2.7	0.0
40 - 44	2,326,300	2,265,400	60,900	0	100.0	97.4	2.6	0.0
45 - 49	2,126,000	2,063,100	62,800	100	100.0	97.0	3.0	0.0
50 - 54	1,934,300	1,847,300	87,000	0	100.0	95.5	4.5	0.0
55 - 59	1,595,300	1,454,000	141,300	0	100.0	91.1	8.9	0.0
60 - 64	1,219,900	1,005,400	214,500	0	100.0	82.4	17.6	0.0
65 ≤	2,017,500	1,138,600	878,900	0	100.0	56.4	43.6	0.0
14歳	1,000,500	43,600	956,900	0	100.0	4.4	95.6	0.0
14 ≤ 総数	29,574,600	24,425,400	5,148,700	500	100.0	82.6	17.4	0.0
女								
総 数	30,707,900	15,526,100	15,181,600	200	100.0	50.6	49.4	0.0
15 - 19	4,246,000	2,126,700	2,119,300	0	100.0	50.1	49.9	0.0
20 - 24	4,168,300	2,844,300	1,324,000	0	100.0	68.2	31.8	0.0
25 - 29	3,829,200	1,985,300	1,843,800	100	100.0	51.8	48.2	0.0
30 - 34	3,335,200	1,653,400	1,681,700	100	100.0	49.6	50.4	0.0
35 - 39	2,812,400	1,501,100	1,311,300	0	100.0	53.4	46.6	0.0
40 - 44	2,621,000	1,455,200	1,165,800	0	100.0	55.5	44.5	0.0
45 - 49	2,215,300	1,204,500	1,010,800	0	100.0	54.4	45.6	0.0
50 - 54	1,922,400	986,300	936,100	0	100.0	51.3	48.7	0.0
55 - 59	1,586,500	724,600	861,900	0	100.0	45.7	54.3	0.0
60 - 64	1,265,400	486,100	779,300	0	100.0	38.4	61.6	0.0
65 ≤	2,706,200	558,600	2,147,600	0	100.0	20.6	79.4	0.0
14歳	977,800	39,700	938,100	0	100.0	4.1	95.9	0.0
14 ≤ 総数	31,685,700	15,565,800	16,119,700	200	100.0	49.1	50.9	0.0
(B) 昭和25年								
14歳 ≤ 総数	55,558,000	36,309,000	19,229,000	20,000	100.0	65.4	34.6	0.0
14 - 19	10,367,000	5,175,000	5,189,000	3,000	100.0	49.9	50.1	0.0
20 - 24	7,714,000	5,948,000	1,763,000	3,000	100.0	77.1	22.9	0.0
25 - 29	6,165,000	4,305,000	1,859,000	2,000	100.0	69.8	30.2	0.0
30 - 39	10,240,000	7,349,000	2,890,000	2,000	100.0	71.8	28.2	0.0
40 - 49	8,484,000	6,362,000	2,121,000	1,000	100.0	75.0	25.0	0.0
50 - 59	6,139,000	4,327,000	1,811,000	1,000	100.0	70.5	29.5	0.0
60 ≤	6,417,000	2,827,000	3,588,000	2,000	100.0	44.1	55.9	0.0
不 詳	32,000	16,000	9,000	6,000	100.0	50.0	28.1	18.8

昭和25年は14歳以上で表章されており，また，全部集計が行われなかつたので10%抽出集計結果によつてゐる。昭和30年についても，それとの比較に便のため14歳人口とその総数を掲げた。備考（63頁）参照。

第8表 産業（大分類）別，男女，年齢15歳以上就業人口—全国・市部・郡部（附昭和25年）

産業（大分類）	全 国		人口5万≦市部		人口5万>市部		郡 部					
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合				
(A) 昭和30年												
総 数	39,154,300	100.0	16,623,600	100.0	4,365,600	100.0	18,165,100	100.0				
農 業	14,855,800	37.9	2,444,400	14.7	1,867,100	42.8	10,544,300	58.0				
林業及び狩猟業（伐木業を含む）	525,300	1.3	49,400	0.3	38,900	0.9	437,000	2.4				
漁業及び水産養殖業	718,200	1.8	161,800	1.0	98,800	2.3	457,600	2.5				
鉱 業	532,900	1.4	168,500	1.0	52,500	1.2	311,900	1.7				
建設業	1,812,200	4.6	894,100	5.4	176,400	4.0	741,700	4.1				
製造業	6,968,000	17.8	4,416,400	26.6	774,900	17.8	1,776,700	9.8				
卸売業及び小売業	5,403,200	13.8	3,447,700	20.7	548,900	12.6	1,406,600	7.7				
金融、保険及び不動産業	608,200	1.6	427,800	2.6	49,100	1.1	131,300	0.7				
運輸、通信及びその他の公益事業	2,026,900	5.2	1,193,000	7.2	193,200	4.4	640,700	3.5				
サービス業	4,375,200	11.2	2,620,900	15.8	441,700	10.1	1,312,600	7.2				
公務業務	1,325,900	3.4	797,800	4.8	124,000	2.8	404,100	2.2				
分類不能の産業	2,500	0.0	1,800	0.0	100	0.0	600	0.0				
男												
総 数	23,847,600	100.0	11,020,900	100.0	2,528,300	100.0	10,298,400	100.0				
農 業	7,087,500	29.7	1,194,900	10.8	880,800	34.8	5,011,800	48.7				
林業及び狩猟業（伐木業を含む）	402,800	1.7	38,400	0.3	31,700	1.3	332,700	3.2				
漁業及び水産養殖業	576,800	2.4	141,200	1.3	83,300	3.3	352,300	3.4				
鉱 業	484,800	2.0	152,900	1.4	46,900	1.9	285,000	2.8				
建設業	1,683,600	7.1	832,200	7.6	160,400	6.3	691,000	6.7				
製造業	4,838,500	20.3	3,209,400	29.1	483,500	19.1	1,145,600	11.1				
卸売業及び小売業	3,191,200	13.4	2,105,800	19.1	316,800	12.5	768,600	7.5				
金融、保険及び不動産業	408,500	1.7	281,600	2.6	33,700	1.3	93,200	0.9				
運輸、通信及びその他の公益事業	1,779,800	7.5	1,041,700	9.5	168,100	6.6	570,000	5.5				
サービス業	2,283,900	9.6	1,359,500	12.3	220,300	8.7	704,100	6.8				
公務業務	1,108,000	4.6	661,800	6.0	102,700	4.1	343,500	3.3				
分類不能の産業	2,200	0.0	1,500	0.0	100	0.0	600	0.0				
女												
総 数	15,306,700	100.0	5,602,700	100.0	1,837,300	100.0	7,866,700	100.0				
農 業	7,768,300	50.8	1,249,500	22.3	986,300	53.7	5,532,500	70.3				
林業及び狩猟業（伐木業を含む）	122,500	0.8	11,000	0.2	7,200	0.4	104,300	1.3				
漁業及び水産養殖業	141,400	0.9	20,600	0.4	15,500	0.8	105,300	1.3				
鉱 業	48,100	0.3	15,600	0.3	5,600	0.3	26,900	0.3				
建設業	128,600	0.8	61,900	1.1	16,000	0.9	50,700	0.6				
製造業	2,129,500	13.9	1,207,000	21.5	291,400	15.9	631,100	8.0				
卸売業及び小売業	2,212,000	14.5	1,341,900	24.0	232,100	12.6	638,000	8.1				
金融、保険及び不動産業	199,700	1.3	146,200	2.6	15,400	0.8	38,100	0.5				
運輸、通信及びその他の公益事業	247,100	1.6	151,300	2.7	25,100	1.4	70,700	0.9				
サービス業	2,091,300	13.7	1,261,400	22.5	221,400	12.1	603,500	7.7				
公務業務	217,900	1.4	136,000	2.4	21,300	1.2	60,600	0.8				
分類不能の産業	300	0.0	300	0.0	0	0.0	0	0.0				
(B) 昭和25年—全国												
	男				女				(C) 昭30と昭25の比較—全国総数			
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	昭 30	昭 25	差 増	増 加 割 合
総 数	21,870,367	100.0	13,755,423	100.0	39,237	千 人	35,626	千 人	3,611	千 人	10.1	%
農 業	7,805,188	35.7	8,297,171	60.3	14,911	14,911	16,102	16,102	-1,191	-1,191	-7.4	-7.4
林業及び狩猟業（伐木業を含む）	365,692	1.7	58,717	0.4	526	526	424	424	102	102	23.9	23.9
漁業及び水産養殖業	615,183	2.8	66,496	0.5	720	720	682	682	38	38	5.6	5.6
鉱 業	525,217	2.4	65,769	0.5	535	535	591	591	-56	-56	-9.4	-9.4
建設業	1,425,572	6.5	105,832	0.8	1,813	1,813	1,531	1,531	282	282	18.4	18.4
製造業	4,041,976	18.5	1,647,584	12.0	6,972	6,972	5,690	5,690	1,283	1,283	22.5	22.5
卸売業及び小売業	2,406,413	11.0	1,556,728	11.3	5,415	5,415	3,963	3,963	1,452	1,452	36.6	36.6
金融、保険及び不動産業	240,566	1.1	121,736	0.9	608	608	362	362	246	246	67.9	67.9
運輸、通信及びその他の公益事業	1,609,801	7.4	200,766	1.5	2,027	2,027	1,811	1,811	216	216	12.0	12.0
サービス業	1,654,578	7.6	1,401,610	10.2	4,380	4,380	3,056	3,056	1,324	1,324	43.3	43.3
公務業務	1,154,468	5.3	221,809	1.6	1,326	1,326	1,376	1,376	-50	-50	-3.7	-3.7
分類不能の産業	25,713	0.1	11,205	0.1	3	3	37	37	-34	-34	-92.0	-92.0

昭和25年は第7表と同様に14歳以上の人口である。そのため(C)の比較においては昭和30年も14歳人口を含めたものを示した。備考（63頁）参照。

備考

第1—6表は、総理府統計局「昭和30年国勢調査1%抽出集計による結果速報」全国、1年齢・配偶関係・国籍、昭和31年11月により、第7,8表は同じく「2就業状態」昭和31年12月によつている。ただし、第5表及び各表の市部合計（人口5万 \leq +5万 $>$ ）の数字については、人口問題研究所において算定した。また、昭和30年の結果を検討する上において過去の数値との比較が必要なので限られた範囲内ではあるが、昭和25年或いは昭和10年センサスの結果を参考に附した。昭和25年については、断りのない限り最終報告の確定数によつている。

標本抽出及び推計方法の概要は、一般調査票及び特別調査票（自衛隊の営舎内居住者・刑務所、拘留所の在監者等）の調査票を単位（特別調査票はその「行」すなわち、そこに記載されている個人）として、その100番目ごとを等間隔に抽出し、その調査票の集計結果を抽出して得られた人口と総人口（確定人口として公表されている）との比によつて修正されたものである。

ここに掲げてある各表の結果数字は、以上のような手続きによる推計数字であるから、今後全部集計によつて得られる結果とは必ずしも一致せず、いわゆる標本誤差を含んでいる。この標本誤差の大きさを例示すると大体次表のようになつている。

推計数字の大きさに対する標本誤差

推計数字の大きさ	標本誤差率	推計数字の大きさ	標本誤差率	推計数字の大きさ	標本誤差率	推計数字の大きさ	標本誤差率	推計数字の大きさ	標本誤差率	推計数字の大きさ	標本誤差率
80,000,000	0.0011	8,000,000	0.0035	800,000	0.011	80,000	0.035	8,000	0.11	800	0.35
60,000,000	0.0013	6,000,000	0.0041	600,000	0.013	60,000	0.041	6,000	0.13	600	0.41
40,000,000	0.0016	4,000,000	0.0050	400,000	0.016	40,000	0.050	4,000	0.16	400	0.50
30,000,000	0.0018	3,000,000	0.0058	300,000	0.018	30,000	0.058	3,000	0.18	300	0.58
20,000,000	0.0022	2,000,000	0.0071	200,000	0.022	20,000	0.071	2,000	0.22	200	0.71
51,000,000	0.0025	1,500,000	0.0082	150,000	0.026	15,000	0.082	1,500	0.26	100	1.00
10,000,000	0.0032	1,000,000	0.0100	100,000	0.032	10,000	0.100	1,000	0.32		

推計数字の大きなものについては、上表の標本誤差率は過大に見積られており、実際の標本誤差率はこれより小さくなる。推計数字の大きさが全国、人口5万以上の市部、人口5万未満の市部、または郡部のそれぞれの人口総数の2割以上である場合には、上表から得られる標本誤差率に $\sqrt{1-P}$ （Pは推計数字と人口総数の比）を掛けて用いればよい。この表の標本誤差率は、推計数字の標準偏差を推計数字自体で割つた値であり、全部集計すれば得られるであろう値からの誤差の大きさを示す目安となるもの。すなわち、その誤差が上表の標本誤差率に推計数字の大きさを掛けた値より小さいことの確率は約3分の2であり、その2倍より小さいことの確率は約20分の19、その3倍より小さいことはほとんど確かである。なお、調査の範囲等の詳細については前記「結果速報」を参照。

国・地域	調査年月日	実 数						
		総 数	農業、林業、狩猟、漁業及び水産業	鉱業及び採石業	製造業	建設業	電気、ガス、水道及び衛生業	商 業
イングランド・ウェールズ	1951.4.8 ¹⁾ X	22,133,300	1,099,900	844,700	8,314,500	1,363,400	369,100	3,133,400
北アイルランド	" ⁰	603,358	98,916	2,441	200,570	40,448	6,514	75,684
スコットランド	" ²⁾ X	2,194,665	162,370	99,497	804,196	151,140	26,521	305,006
フランス	46.3.10 ²⁰⁾	20,520,466	7,483,806	376,075	4,517,730	984,647	114,914	2,415,912
ドイツ	50.9.13 ³⁾ J	22,074,007	5,113,652	594,562	6,840,207	1,742,895	150,222	2,197,692
東ドイツ	46.10.29 ^J	8,139,574	2,378,083	274,248	2,620,443	462,704	61,254	643,673
オランダ	47.5.31 ⁴⁾ J ⁰	3,769,980	747,484	51,630	925,373	272,005	38,923	545,296
ベルギー	47.12.31 ⁵⁾ J	3,388,977	422,783	190,608	1,310,634	196,585	—	467,486
デンマーク	50.11.7 ^J	2,063,401	518,280	4,086	539,255	131,770	11,789	278,718
ノルウェー	50.12.1 ^{J,X}	1,388,144	359,575	9,331	357,689	128,631	11,029	149,707
スウェーデン	50.12.31 ⁶⁾ J ⁰	3,104,756	631,529	15,762	972,461	244,299	29,369	408,710
フィンランド	" ⁰	1,984,282	911,989	6,002	410,725	122,727	10,395	160,357
アイルランド	51.4.8 ⁰	1,272,038	503,836	10,440	192,793	96,335	10,747	140,745
ポルトガル	50.12.15 ⁷⁾	3,288,452	1,590,112	25,751	619,680	165,920	10,470	239,623
スペイン	50.12.31	10,793,057	5,271,037	173,808	1,904,016	574,279	56,512	697,674
スイス	* 1954 ⁸⁾	20,537,000	8,468,000	249,000	4,334,000	1,683,000	188,000	2,174,000
イスラエル	50.12.1 ⁹⁾ J	2,155,656	355,427	6,263	822,777	175,264	—	252,481
チェコスロヴァキア	47.5.22 ¹⁰⁾	5,852,372	2,207,253	142,644	2,042,345	—	—	377,035
オーストリア	51.6.1 ¹¹⁾ J	3,360,907	1,079,647	50,907	897,303	266,919	28,132	295,260
ユーゴスラヴィア	53.3.15 ¹²⁾ J ⁰	7,838,000	5,235,000	128,000	883,000	199,000	—	240,000
アラブ	50.4.1 ¹³⁾ J ⁰	62,695	5,878	1,337	4,233	5,637	435	4,274
カナダ	51.6.1 ¹⁴⁾ J ⁰	5,286,153	1,007,441	103,848	1,360,662	350,896	61,814	853,763
アメリカ合衆国	50.4.1 ¹⁵⁾ J ⁰	57,207,653	7,168,056	929,464	15,469,872	3,440,690	782,014	10,779,016
メキシコ	50.6.6 ¹⁶⁾ J	8,272,093	4,823,901	97,143	972,542	224,512	24,966	684,092
ハンガリー	50.6.18 ¹⁷⁾	647,393	538,014	3,014	37,556	6,512	831	8,175
サルバドル	50.6.13 ¹⁸⁾	653,409	412,646	1,708	74,424	18,637	1,004	35,823
パナマ	50.12.10 ¹⁹⁾	241,104	131,839	359	18,018	6,657	1,180	19,855
ボリビア	50.4.1 ²⁰⁾ J ⁰	565,727	215,983	1,477	98,548	27,030	6,609	62,756
ハイチ	50.8.7 ²¹⁾ J ⁰	1,705,139	1,453,891	505	85,361	10,265	1,041	61,608
ヴェネズエラ	50.11.26 ²²⁾	1,706,321	704,704	44,509	172,493	91,104	5,219	149,678
エクアドル	50.11.29 ²³⁾ J	1,236,590	610,903	5,211	294,730	27,334	1,321	70,083
ブラジル	50.7.1 ²⁴⁾	17,117,362	10,369,931	—	2,231,198	—	—	1,073,921
ギリシャ	50.9.5 ²⁵⁾	1,048,280	672,130	43,101	109,520	26,000	40,638	57,046
アルゼンチン	47.5.10 ²⁶⁾ J ⁰	6,445,678	1,622,128	32,152	1,426,484	338,027	30,743	854,966
チリ	52.4.24 ²⁷⁾	2,155,293	648,054	101,368	408,713	102,317	20,464	222,880
琉球諸島	50.12.1 ²⁸⁾ J ⁰	289,572	175,682	197	11,308	10,601	—	22,424
フィリピン	1948 ²⁹⁾	6,841,142	4,874,716	17,860	452,603	133,411	—	340,386
マレー連邦	47.9.23 ³⁰⁾	1,904,141	1,234,961	47,690	153,196	—	—	173,120
シンガポール	" ³¹⁾	357,535	29,030	1,247	—	68,074	—	83,049
タイ	* 1947	8,992,883	7,623,966	4,805	195,875	8,149	2,182	706,974
インド	51.3.1 ³²⁾	101,775,119	71,808,914	566,870	9,176,268	1,109,296	476,430	5,901,318
セイロン	46.3.19 ³³⁾	2,586,466	1,375,163	8,908	—	256,241	—	201,763
パキスタン	51.2.28 ³⁴⁾	22,392,684	17,124,694	11,152	1,419,429	203,400	3,080	1,150,683
オーストラリア	47.6.30 ³⁵⁾	3,196,431	498,019	54,391	836,776	232,433	30,585	481,753
ニュー・ジーランド	51.4.17 ³⁶⁾	740,496	135,889	7,807	177,430	62,314	8,298	121,681
ハワイ	50.4.1 ³⁷⁾ J ⁰	190,427	31,806	167	24,212	11,653	2,908	30,049
エジプト	47.3.26 ³⁸⁾	7,165,175	4,275,445	12,965	654,375	113,361	22,595	617,127
アルジェリア	48.10.31 ³⁹⁾ J ⁰	3,156,476	2,771,518	13,536	83,978	31,497	1,334	94,447
(回教徒人口)	" ³⁹⁾ J ⁰	331,595	48,059	2,496	63,744	27,128	3,651	72,898
(ヨーロッパ人人口)	" ³⁹⁾ J ⁰	—	—	—	—	—	—	—
南アフリカ連邦	* 1951 ⁴⁰⁾	983,423	145,424	56,959	182,641	67,178	7,040	178,834
(白人)	" ⁴⁰⁾	—	—	—	—	—	—	—
(その他)	* 1946 ⁴¹⁾	4,145,927	2,250,363	445,904	229,071	102,928	7,310	109,561

備考(70頁)参照.

			割 合 (各国別総数100.0にのき)											
運輸、倉庫及び通信業	サービス業	分類不能の産業	農業、林業、狩猟業及び漁業	鉱業及び採石業	製造業	建設業	電気、ガス、水道及び衛生業	商業	運輸、倉庫及び通信業	サービス業	分類不能の産業	国・地域		
1,716,200	5,257,900	34,200	5.0	3.8	37.6	6.2	1.7	14.2	7.8	23.8	0.2	イギリス	ウェールズ	
33,677	104,842	40,266	16.4	0.4	33.2	6.7	1.1	12.5	5.6	17.4	6.7	北アイルランド		
180,562	463,769	1,604	7.4	4.5	36.6	6.9	1.2	13.9	8.2	21.1	0.1	スコットランド		
1,169,433	2,649,226	808,723	36.5	1.8	22.0	4.8	0.6	11.8	5.7	12.9	3.9	フランス		
1,223,173	3,727,769	483,835	23.2	2.7	31.0	7.9	0.7	10.0	5.5	16.9	2.2	ドイツ		
418,131	1,281,038	—	29.2	3.4	32.2	5.7	0.8	7.9	5.1	15.7	—	東ドイツ		
240,320	945,471	3,478	19.8	1.4	24.5	7.2	1.0	14.5	6.4	25.1	0.1	オランダ		
243,226	550,960	6,695	12.5	5.6	38.7	5.8	—	13.8	7.2	16.3	0.2	ベルギー		
139,508	417,134	22,861	25.2	0.2	26.1	6.4	0.6	13.5	6.8	20.2	1.1	デンマーク		
140,265	224,455	7,462	25.9	0.7	25.8	9.3	0.8	10.8	10.1	16.2	0.5	ノルウェー		
250,569	528,873	23,184	20.3	0.5	31.3	7.9	0.9	13.2	8.1	17.0	0.7	スウェーデン		
106,785	226,949	28,353	46.0	0.3	20.7	6.2	0.5	8.1	5.4	11.4	1.4	フィンランド		
59,769	243,474	13,899	39.6	0.8	15.2	7.6	0.8	11.1	4.7	19.1	1.1	アイスランド		
113,608	514,831	8,457	48.4	0.8	18.8	5.0	0.3	7.3	3.5	15.7	0.3	ポルトガル		
421,305	1,522,475	171,951	48.8	1.6	17.6	5.3	0.5	6.5	3.9	14.1	1.6	スイス		
759,000	2,682,000	—	41.2	1.2	21.1	8.2	0.9	10.6	3.7	13.1	—	イタリア		
98,014	427,036	18,394	16.5	0.3	38.2	8.1	—	11.7	4.5	19.8	0.9	スペイン		
285,939	776,254	20,902	37.7	2.4	34.9	—	—	6.4	4.9	13.3	0.4	チェコスロヴァキア		
177,265	512,128	53,341	32.1	1.5	26.7	7.9	0.8	8.8	5.3	15.2	1.6	オーストリア		
162,000	72,000	918,000	66.8	1.6	11.3	2.5	—	3.1	2.1	0.9	11.7	ユーゴスラヴィア		
5,314	34,188	1,399	9.4	2.1	6.8	8.9	0.7	6.8	8.5	54.5	2.2	アラブ		
402,707	1,077,465	67,557	19.1	2.0	25.7	6.6	1.2	16.2	7.6	20.4	1.3	カナダ		
4,041,244	13,756,393	840,904	12.5	1.6	27.0	6.0	1.4	18.8	7.1	24.0	1.5	アメリカ合衆国		
210,592	879,379	354,966	58.3	1.2	11.8	2.7	0.3	8.3	2.5	10.6	4.3	メキシコ		
7,212	28,838	17,241	83.1	0.5	5.8	1.0	0.1	1.3	1.1	4.5	2.7	ホンジュラス		
9,912	77,574	21,681	63.2	0.3	11.4	2.9	0.2	5.5	1.5	11.9	3.3	サルヴァドル		
6,700	37,646	18,850	54.7	0.1	7.5	3.0	0.5	8.2	2.8	15.6	7.8	パナマ		
25,383	120,582	7,359	38.2	0.3	17.4	4.8	1.2	11.1	4.5	21.3	1.3	ボリバル		
6,459	80,368	5,641	85.3	0.0	5.0	0.6	0.1	3.6	0.4	4.7	0.3	ハイチ		
52,329	342,114	144,171	41.3	2.6	10.1	5.3	0.3	8.8	3.1	20.0	8.4	ヴェネズエラ		
27,661	144,740	54,607	49.4	0.4	23.8	2.2	0.1	5.7	2.2	11.7	4.4	エキュアド		
697,042	2,698,596	46,674	60.6	—	—	13.0	—	6.3	4.1	15.8	0.3	ブラジル		
21,274	69,518	9,053	64.1	4.1	10.4	2.5	3.9	5.4	2.0	6.6	0.9	ボリヴァ		
387,280	1,374,632	379,266	25.2	0.5	22.1	5.2	0.5	13.3	6.0	21.3	5.9	アルゼンチン		
95,274	478,912	77,311	30.1	4.7	19.0	4.7	0.9	10.3	4.4	22.2	3.6	チリ		
5,557	13,698	50,105	60.7	0.1	3.9	3.7	—	7.7	1.9	4.7	17.3	琉球諸島		
134,863	794,953	92,350	71.3	0.3	6.6	2.0	—	5.0	2.0	11.6	1.3	フィリピン		
60,351	228,512	6,311	64.9	2.5	8.0	—	—	9.1	3.2	12.0	0.3	マレー連邦		
51,861	112,306	11,968	8.1	0.3	—	19.0	—	23.2	14.5	31.4	3.3	シンガポール		
65,860	273,698	111,374	84.8	0.1	2.2	0.1	0.0	7.9	0.7	3.0	1.2	タイ		
1,901,971	10,834,052	—	70.6	0.6	9.0	1.1	0.5	5.8	1.9	10.6	—	インド		
91,847	378,067	274,477	53.2	0.3	—	9.9	—	7.8	3.6	14.6	10.6	セイロン		
314,034	1,324,175	842,037	76.5	0.0	6.3	0.9	0.0	5.1	1.4	5.9	3.8	パキスタン		
255,483	574,377	232,614	15.6	1.7	26.2	7.3	1.0	15.1	8.0	18.0	7.3	オーストラリア		
78,066	143,936	5,075	18.4	1.1	24.0	8.3	1.1	16.4	10.5	19.4	0.7	ニュー・ジージーランド		
11,012	77,588	1,032	16.7	0.1	12.7	6.1	1.5	15.8	5.8	40.7	0.5	ニュージーランド		
203,335	912,238	353,934	59.7	0.2	9.1	1.6	0.3	8.6	2.8	12.7	4.9	エジプト		
29,719	62,398	68,049	87.8	0.4	2.7	1.0	0.0	3.0	0.9	2.0	2.2	アルジェリア		
33,210	73,786	6,623	14.5	0.8	19.2	8.2	1.1	22.0	10.0	22.3	2.0	(回教教徒)		
113,181	204,347	27,819	14.8	5.8	18.6	6.8	0.7	18.2	11.5	20.8	2.8	(ヨーロッパ人)		
84,764	830,996	85,030	54.3	10.8	5.5	2.5	0.2	2.6	2.0	20.0	2.1	(その他)		

主要国別、産業別就業人口 (b) 男

国・地域	業							運輸、倉庫及び通信業
	総数	農業、林業、狩猟業及び漁業	鉱業及び採石業	製造業	建設業	電気、ガス、水道及び衛生業	商業	
イングランド・ウェールズ	15,336,100	984,200	830,700	5,714,200	1,317,400	339,100	1,830,900	1,499,400
北アイルランド	420,790	92,897	2,408	113,880	39,588	6,138	50,950	30,809
スコットランド	1,526,754	147,236	97,870	569,372	144,645	24,170	163,720	152,174
フランス	12,667,640	4,220,811	362,128	2,983,423	967,706	103,976	1,303,143	997,472
西ドイツ	14,125,413	2,316,176	582,717	4,939,183	1,695,337	138,730	1,272,807	1,096,195
東ドイツ	4,464,149	1,046,107	227,592	1,533,230	410,524	53,171	313,380	350,880
オランダ	2,843,197	578,500	50,399	770,260	269,123	37,687	373,134	221,722
ベルギー	2,584,137	361,647	187,568	997,820	194,358	—	297,758	228,623
デンマーク	1,368,975	396,941	3,990	391,199	128,227	10,998	175,836	116,972
ノルウェー	1,059,894	332,696	9,074	275,268	126,604	10,209	89,622	124,046
スウェーデン	2,285,686	578,708	15,339	771,843	240,601	27,314	236,320	207,599
フィンランド	1,176,053	542,724	5,355	249,854	116,829	9,172	75,142	84,639
アイルランド	947,190	436,172	10,268	130,315	95,415	10,246	92,560	54,179
ポルトガル	2,551,389	1,348,174	24,102	444,791	164,783	10,033	206,036	105,747
スイス	9,084,227	4,853,160	170,570	1,488,202	570,043	54,724	594,364	402,507
イスパニア	14,437,000	5,693,000	240,000	2,834,000	1,665,000	179,000	1,479,000	704,000
アイスランド	1,515,232	325,321	6,197	594,342	171,660	—	156,907	87,986
チェコスロヴァキア	3,793,420	1,123,235	133,019	1,506,185	—	—	244,516	261,044
オーストリア	2,055,630	512,540	47,799	631,514	256,059	25,768	157,062	158,711
ユーゴスラヴィア	5,145,000	3,079,000	121,000	687,000	183,000	—	160,000	144,000
アラブ	51,495	5,604	1,273	3,071	5,341	400	2,669	4,504
カナダ	4,121,832	969,593	101,520	1,085,911	344,889	56,472	578,152	353,945
アメリカ合衆国	41,464,795	6,576,234	906,286	11,736,618	3,342,334	686,637	7,310,875	3,402,790
メキシコ	7,144,872	—	—	—	—	—	—	—
ホンジュラス	361,832	—	—	—	—	—	—	—
パナマ	544,862	399,336	1,678	49,628	18,556	989	18,460	9,629
バルバドス	195,974	124,434	356	12,622	6,577	1,042	14,631	6,058
ボリビア	434,351	212,079	1,453	46,828	26,762	6,254	53,770	24,156
ハイチ	872,886	771,337	112	37,379	10,183	1,014	7,411	6,351
ヴェネズエラ	1,402,884	668,613	41,534	123,993	89,893	4,997	132,846	50,547
エグプト	886,940	549,196	5,009	126,359	26,009	1,289	48,132	26,242
ブラジル	14,609,798	9,609,043	—	—	1,842,141	—	972,116	668,220
ポーランド	511,497	274,772	38,969	64,539	25,131	30,588	32,736	20,492
アルゼンチン	5,163,060	1,534,278	31,617	1,023,823	334,008	29,336	747,612	374,920
チリ	1,616,152	605,970	99,011	276,863	101,132	19,782	166,906	89,668
琉球	159,532	86,809	185	7,659	9,854	—	8,503	5,208
フィリピン	4,120,700	2,825,504	17,680	245,919	133,361	—	202,097	132,940
マレー連邦	1,462,698	889,208	39,432	124,877	—	—	156,125	59,205
シンガポール	310,484	25,612	1,151	—	60,294	—	76,560	50,409
タイ	4,681,557	3,822,704	4,261	128,903	7,853	2,040	352,031	61,919
インド	85,460,898	59,313,352	464,967	8,078,273	968,436	347,479	5,339,343	1,839,007
セイロン	2,020,032	1,027,100	7,547	—	197,675	—	180,519	89,748
パキスタン	21,100,256	16,096,437	10,400	1,305,643	203,400	—	1,128,802	312,631
オーストラリア	2,479,269	473,581	53,838	652,175	231,134	28,728	332,721	229,636
ニュー・ジーランド	568,963	126,220	7,707	136,325	61,234	7,691	83,284	70,142
ハワイ	143,544	29,009	162	19,054	11,332	2,657	19,535	9,578
エジプト	6,279,610	3,685,532	12,856	600,991	112,414	19,819	541,679	201,477
アルジェリア	2,048,356	1,710,954	13,479	67,738	31,062	1,302	92,192	29,502
(回教徒)	259,110	41,734	2,312	51,690	26,466	3,304	52,099	28,983
(ヨーロッパ人)	768,584	141,455	54,901	143,011	65,895	6,703	109,045	102,589
南アフリカ連邦	768,584	141,455	54,901	143,011	65,895	6,703	109,045	102,589
(白人)	2,905,204	1,572,446	444,053	208,939	102,702	7,302	105,522	84,343
(その他)								

備考 (70頁) 参照。

サービ ス業	分類不能 の産業	割 合 (各国別総数100.00につき)										国・地域
		農業、 林業、 漁業 及び 狩猟業	鉱業 及 採石業	製造業	建設業	電気、 水道 及び 衛生 業	ガ ス 商 業	運輸、 倉庫 及び 通信 業	サービ ス業	分類不 能の産 業		
2,798,800	21,400	6.4	5.4	37.3	8.6	2.2	11.9	9.8	18.2	0.1	イングランド	ウエルズ
53,749	30,371	22.1	0.6	27.1	9.4	1.5	12.1	7.3	12.8	7.2	北アイルランド	ドブス
226,453	1,114	9.6	6.4	37.3	9.5	1.6	10.7	10.0	14.8	0.1	スコットランド	スコットランド
1,289,520	439,461	33.3	2.9	23.6	7.6	0.8	10.3	7.9	10.2	3.5	西ヨーロッパ	アイスランド
1,851,978	232,290	16.4	4.1	35.0	12.0	1.0	9.0	7.8	13.1	1.6	東ヨーロッパ	アイスランド
529,265	—	23.4	5.1	34.3	9.2	1.2	7.0	7.9	11.9	—	オーストラリア	ニュージーランド
539,324	3,048	20.3	1.8	27.1	9.5	1.3	13.1	7.8	19.0	0.1	オーストラリア	ニュージーランド
311,026	5,337	14.0	7.3	38.6	7.5	—	11.5	8.8	12.0	0.2	ベネチア	マダガスカル
129,894	14,918	29.0	0.3	28.6	9.4	0.8	12.8	8.5	9.5	1.1	デンマーク	アイスランド
85,780	6,595	31.4	0.9	26.0	11.9	1.0	8.5	11.7	8.1	0.6	ノルウェー	アイスランド
191,717	16,245	25.3	0.7	33.8	10.5	1.2	10.3	9.1	8.4	0.7	スウェーデン	アイスランド
70,735	21,603	46.1	0.5	21.2	9.9	0.8	6.4	7.2	6.0	1.8	スイス	アイスランド
107,965	10,070	46.0	1.1	13.8	10.1	1.1	9.8	5.7	11.4	1.1	アイスランド	アイスランド
241,709	6,014	52.8	0.9	17.4	6.5	0.4	8.1	4.1	9.5	0.2	アイスランド	アイスランド
798,851	151,806	53.4	1.9	16.4	6.3	0.6	6.5	4.4	8.8	1.7	アイスランド	アイスランド
1,643,000	—	39.4	1.7	19.6	11.5	1.2	10.2	4.9	11.4	—	アイスランド	アイスランド
160,157	12,662	21.5	0.4	39.2	11.3	—	10.4	5.8	10.6	0.8	アイスランド	アイスランド
517,572	7,849	29.6	3.5	39.7	—	—	6.4	6.9	13.6	0.2	アイスランド	アイスランド
233,040	33,137	24.9	2.3	30.7	12.5	1.3	7.6	7.7	11.3	1.6	アイスランド	アイスランド
43,000	726,000	59.8	2.4	13.4	3.6	—	3.1	2.8	0.8	14.1	アイスランド	アイスランド
27,917	716	10.9	2.5	6.0	10.4	0.8	5.2	8.7	54.2	1.4	アイスランド	アイスランド
576,805	54,545	23.5	2.5	26.3	8.4	1.4	14.0	8.6	14.0	1.3	アイスランド	アイスランド
6,991,093	511,928	15.9	2.2	28.3	8.1	1.7	17.6	8.2	16.9	1.2	アイスランド	アイスランド
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	アイスランド	アイスランド
30,076	16,510	73.3	0.3	9.1	3.4	0.2	3.4	1.8	5.5	3.0	アイスランド	アイスランド
14,995	15,259	63.6	0.2	6.4	3.4	0.5	7.5	3.1	7.7	7.8	アイスランド	アイスランド
58,302	4,747	48.8	0.3	10.8	6.2	1.4	12.4	5.6	13.4	1.1	アイスランド	アイスランド
35,848	3,251	88.4	0.0	4.3	1.2	0.1	0.8	0.7	4.1	0.4	アイスランド	アイスランド
170,798	119,663	47.7	3.0	8.8	6.4	0.4	9.5	3.6	12.2	8.5	アイスランド	アイスランド
67,381	37,323	61.9	0.6	14.2	2.9	0.1	5.4	3.0	7.6	4.2	アイスランド	アイスランド
1,480,290	37,988	65.8	—	—	12.6	—	6.7	4.6	10.1	0.3	アイスランド	アイスランド
17,513	6,757	53.7	7.6	12.6	4.9	6.0	6.4	4.0	3.4	1.3	アイスランド	アイスランド
778,713	308,753	29.7	0.6	19.8	6.5	0.6	14.5	7.3	15.1	6.0	アイスランド	アイスランド
192,757	64,063	37.5	6.1	17.1	6.3	1.2	10.3	5.5	11.9	4.0	アイスランド	アイスランド
5,362	35,952	54.4	0.1	4.8	6.2	—	5.3	3.3	3.4	22.5	アイスランド	アイスランド
482,833	80,366	68.6	0.4	6.0	3.2	—	4.9	3.2	11.7	2.0	アイスランド	アイスランド
188,287	5,564	60.8	2.7	8.5	—	—	10.7	4.0	12.9	0.4	アイスランド	アイスランド
86,997	9,461	8.2	0.4	—	19.4	—	24.7	16.2	28.0	3.0	アイスランド	アイスランド
225,787	76,059	81.7	0.1	2.8	0.2	0.0	7.5	1.3	4.8	1.6	アイスランド	アイスランド
9,110,041	—	69.4	0.5	9.5	1.1	0.4	6.2	2.2	10.7	—	アイスランド	アイスランド
287,078	230,365	50.8	0.4	—	9.8	—	8.9	4.4	14.2	11.4	アイスランド	アイスランド
3,240,124	802,819	76.3	0.0	6.2	1.0	—	5.3	1.5	5.9	3.8	アイスランド	アイスランド
304,676	172,780	19.1	2.2	26.3	9.3	1.2	13.4	9.3	12.3	7.0	アイスランド	アイスランド
72,729	3,631	22.2	1.4	24.0	10.8	1.4	14.6	12.3	12.8	0.6	アイスランド	アイスランド
51,645	572	20.2	0.1	13.3	7.9	1.9	13.6	6.7	36.0	0.4	アイスランド	アイスランド
760,697	344,145	58.7	0.2	9.6	1.8	0.3	8.6	3.2	12.1	5.5	アイスランド	アイスランド
35,154	66,973	83.5	0.7	3.3	1.5	0.1	4.5	1.4	1.7	3.3	アイスランド	アイスランド
46,481	6,041	16.1	0.9	19.9	10.2	1.3	20.1	11.2	17.9	2.3	アイスランド	アイスランド
124,003	20,982	18.4	7.1	18.6	8.6	0.9	14.2	13.3	16.1	2.7	アイスランド	アイスランド
305,689	74,208	54.1	15.3	7.2	3.5	0.3	3.6	2.9	10.5	2.6	アイスランド	アイスランド

主要国別、産業別就業人口 (c) 女

国・地域	実					数		
	総数	農業、林業、狩猟、漁業及び水産業	鉱業及び採石業	製造業	建設業	電気、ガス、水道及び衛生業	商業	運輸、倉庫及び通信業
イングランド・ウェールズ	6,797,200	115,700	14,000	2,600,300	46,000	30,000	1,302,500	216,800
北アイルランド	182,568	6,019	33	86,690	860	376	24,734	2,868
スコットランド	667,911	15,134	1,627	234,824	6,495	2,351	141,286	28,388
フランス	7,852,826	3,262,995	13,947	1,534,307	16,941	10,938	1,112,769	171,961
西ドイツ	7,948,594	2,797,476	11,845	1,901,024	47,558	11,492	924,885	126,978
東ドイツ	3,675,425	1,331,976	46,656	1,087,213	52,180	8,083	330,293	67,251
オランダ	926,783	168,984	1,231	155,113	2,882	1,236	172,162	18,598
ベルギー	804,840	61,136	3,040	312,814	2,227	—	169,728	14,603
デンマーク	694,426	121,339	96	148,056	3,543	791	102,882	22,536
ノルウェー	328,250	26,879	257	82,421	2,027	820	60,085	16,219
スウェーデン	819,070	52,821	423	200,618	3,698	2,055	172,390	42,970
フィンランド	808,229	369,265	647	160,871	5,898	1,223	85,215	22,146
アイスランド	324,848	67,664	172	62,478	920	501	48,185	5,590
ポルトガル	737,063	241,938	1,649	174,889	1,137	437	33,587	7,861
スペイン	1,708,830	417,877	3,238	415,814	4,236	1,788	103,310	18,798
スイス	6,100,000	2,775,000	9,000	1,500,000	18,000	9,000	695,000	55,000
スウェーデン	640,424	30,106	66	228,435	3,604	—	95,574	10,028
チェコスロヴァキア	2,058,952	1,084,018	9,625	536,160	—	—	132,519	24,895
オーストリア	1,305,277	567,107	3,108	265,794	10,860	2,364	138,198	18,554
ユーゴスラヴィア	2,693,000	2,156,000	7,000	196,000	16,000	—	80,000	18,000
アラブ	11,200	274	64	1,162	296	35	1,605	810
カナダ	1,164,321	37,848	2,328	274,751	6,007	5,342	275,611	48,762
アメリカ合衆国	15,742,858	591,822	23,178	3,733,254	98,356	95,377	3,468,141	638,454
メキシコ	1,127,221	—	—	—	—	—	—	—
ホンジュラス	285,561	—	—	—	—	—	—	—
サルヴァドル	108,547	13,310	30	24,796	81	15	17,363	283
パナマ	45,130	7,405	3	5,396	80	138	5,224	642
ボリビア	131,376	3,904	24	51,720	268	355	8,986	1,227
ハイチ	832,253	682,554	393	47,982	82	27	54,197	108
ヴェネズエラ	303,437	36,091	2,975	48,500	1,211	222	16,832	1,782
エクアドル	349,650	61,707	202	168,371	1,325	32	21,951	1,419
ブラジル	2,507,564	760,888	—	—	389,057	—	101,805	28,822
ボリビア	536,783	397,358	4,132	44,981	869	10,050	24,310	782
アルゼンチン	1,282,618	87,850	535	402,661	4,019	1,407	107,354	12,360
チリ	539,141	42,084	2,357	131,850	1,185	682	55,974	5,606
琉球諸島	130,040	88,873	12	3,649	747	—	13,921	349
フィリピン	2,720,442	2,049,212	180	206,684	50	—	138,289	1,923
マレー連邦	441,443	345,753	8,258	28,319	—	—	16,995	1,146
シンガポール	47,051	3,418	96	—	7,780	—	6,489	1,452
タイ	4,311,326	3,801,262	544	66,972	296	142	354,943	3,941
インド	16,314,221	12,495,562	101,903	1,097,995	140,860	128,951	561,975	62,964
セキソタ	566,434	348,063	1,361	—	58,566	—	21,244	2,099
パキスタン	1,292,428	1,028,257	752	113,786	—	3,080	21,881	1,403
オーストラリア	717,162	24,438	553	184,601	1,299	1,857	149,032	25,847
ニュー・ジーランド	171,533	9,669	100	41,105	1,080	607	38,397	7,924
ハワイ	46,883	2,797	5	5,158	321	251	10,514	1,434
エジプト	885,565	589,713	109	53,384	947	2,776	75,448	1,858
アルジェリア	1,108,120	1,060,564	57	16,240	435	32	2,255	217
(回教徒)	72,485	6,325	184	12,054	662	347	20,799	4,227
(ヨーロッパ人)	214,839	3,969	2,058	39,630	1,283	337	69,789	10,592
南アフリカ連邦	1,240,723	677,917	1,851	20,132	226	8	4,039	421
(その他)								

備考(70頁)参照。

サービ ス業	分類不能 の産業	割 合 (各国別総数100.0につき)							運輸、 倉庫及 通信業	サービ ス業	分類不能 の産業	国・地域
		農業、 林業、 狩猟及 漁業	鉱業及 採石家	製造業	建設業	電気、 ガス、 水道及 衛生業	商 業	その他				
2,459,100	12,800	1.7	0.2	38.3	0.7	0.4	19.2	3.2	36.2	0.2	イングランド・ウェールズ	
51,093	9,895	3.3	0.0	47.5	0.5	0.2	13.5	1.6	28.0	5.4	北アイルランド	
237,316	490	2.3	0.2	35.2	1.0	0.4	21.2	4.3	35.5	0.1	スコットランド	
1,359,706	369,262	41.6	0.2	19.5	0.2	0.1	14.2	2.2	17.3	4.7	フランス	
1,875,791	251,545	35.2	0.1	23.9	0.6	0.1	11.6	1.6	23.6	3.2	西ドイツ	
751,773	—	36.2	1.3	29.6	1.4	0.2	9.0	1.8	20.5	—	東ドイツ	
406,147	430	18.2	0.1	16.7	0.3	0.1	18.6	2.0	43.8	0.0	オランダ	
239,934	1,358	7.6	0.4	38.9	0.3	—	21.1	1.8	29.8	0.2	ベルギー	
287,240	7,943	17.5	0.0	21.3	0.5	0.1	14.8	3.2	41.4	1.1	デンマーク	
138,675	867	8.2	0.1	25.1	0.6	0.2	18.3	4.9	42.2	0.3	ノルウェー	
337,156	6,939	6.4	0.1	24.5	0.5	0.3	21.0	5.2	41.2	0.8	スウェーデン	
156,214	6,750	45.7	0.1	19.9	0.7	0.2	10.5	2.7	19.3	0.8	スイス	
135,509	3,829	20.8	0.1	19.2	0.3	0.2	14.8	1.7	41.7	1.2	オーストリア	
273,122	2,443	32.8	0.2	23.7	0.2	0.1	4.6	1.1	37.1	0.3	ポルトガル	
723,624	20,145	24.5	0.2	24.3	0.2	0.1	6.0	1.1	42.3	1.2	スペイン	
1,039,000	—	45.5	0.1	24.6	0.3	0.1	11.4	0.9	17.0	—	イスラエル	
266,879	5,732	4.7	0.0	35.7	0.6	—	14.9	1.6	41.7	0.9	スイス	
258,682	13,053	52.6	0.5	26.0	—	—	6.4	1.2	12.6	0.6	チェコスロヴァキア	
279,088	20,204	43.4	0.2	20.4	0.8	0.2	10.6	1.4	21.4	1.5	オーストリア	
29,000	192,000	80.1	0.3	7.3	0.6	—	3.0	0.7	1.1	7.1	ユーゴスラヴィア	
6,271	683	2.4	0.6	10.4	2.6	0.3	14.3	7.2	56.0	6.1	スラヴァ	
500,660	13,012	3.3	0.2	23.6	0.5	0.5	23.7	4.2	43.0	1.1	カナダ	
6,765,300	328,976	3.8	0.1	23.7	0.6	0.6	22.0	4.1	43.0	2.1	アメリカ合衆国	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	メキシコ	
47,498	5,171	12.3	0.0	22.8	0.1	0.0	16.0	0.3	43.8	4.8	ホンジュラス	
22,651	3,591	16.4	0.0	12.0	0.2	0.3	11.6	1.4	50.2	8.0	サルバドル	
62,280	2,612	3.0	0.0	39.4	0.2	0.3	6.8	0.9	47.4	2.0	ボリバル	
44,520	2,390	82.0	0.0	5.8	0.0	0.0	6.5	0.0	5.3	0.3	ハイチ	
171,316	24,508	11.9	1.0	16.0	0.4	0.1	5.5	0.6	56.5	8.1	ヴェネズエラ	
77,359	17,284	17.6	0.1	48.2	0.4	0.0	6.3	0.4	22.1	4.9	エキュード	
1,218,306	8,686	30.3	—	—	15.5	—	4.1	1.1	48.6	0.3	ブラジル	
52,005	2,296	74.0	0.8	8.4	0.2	1.9	4.5	0.1	9.7	0.4	ボリヴァ	
595,919	70,513	6.8	0.0	31.4	0.3	0.1	8.4	1.0	46.5	5.5	アルゼンチン	
286,155	13,248	7.8	0.4	24.5	0.2	0.1	10.4	1.0	53.1	2.5	チリ	
8,336	14,153	68.3	0.0	2.8	0.6	—	10.7	0.3	6.4	10.9	琉球諸島	
312,120	11,984	75.3	0.0	7.6	0.0	—	5.1	0.1	11.5	0.4	フィリピン	
40,225	747	78.3	1.9	6.4	—	—	3.8	0.3	9.1	0.2	マレー連邦	
25,309	2,507	7.3	0.2	—	16.5	—	13.8	3.1	53.8	5.3	シンガポール	
47,911	35,315	88.2	0.0	1.6	0.0	0.0	8.2	0.1	1.1	0.8	タイ	
1,724,011	—	76.6	0.6	6.7	0.9	0.8	3.4	0.4	10.6	—	インド	
90,989	44,112	61.4	0.2	—	10.3	—	3.8	0.4	16.1	7.8	セイロン	
84,051	39,218	79.6	0.1	8.8	—	0.2	1.7	0.1	6.5	3.0	パキスタ	
269,701	59,834	3.4	0.1	25.7	0.2	0.3	20.8	3.6	37.6	8.3	オーストラリア	
71,207	1,444	5.6	0.1	24.0	0.6	0.4	22.4	4.6	41.5	0.8	ニュージーランド	
25,943	460	6.0	0.0	11.0	0.7	0.5	22.4	3.1	55.3	1.0	ハワイ	
151,541	9,789	66.6	0.0	6.0	0.1	0.3	8.5	0.2	17.1	1.1	エジプト	
27,244	1,076	95.7	0.0	1.5	0.0	0.0	0.2	0.0	2.5	0.1	アルジェリア	
27,305	582	8.7	0.3	16.6	0.9	0.5	28.7	5.8	37.7	0.8	(回教徒)	
80,344	6,837	1.8	1.0	18.4	0.6	0.2	32.5	4.9	37.4	3.2	(ヨーロッパ人)	
525,307	10,822	54.6	0.1	1.6	0.0	0.0	0.3	0.0	42.3	0.9	南アフリカ連邦	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(白人)	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(その他)	

備考 *j*……常住人口, *p*……暫定数, *o*……14歳以上人口, *x*……15歳以上人口。

- 1) 1%抽出集計結果による。倉庫業はおそらく他の産業に含まれる。失業者(総数 445,200, 男 326,100, 女 119,100)を除く。
- 2) 失業者(総数 78,963, 男 58,581, 女 20,382)を除く。
- 3) 15歳未満の人口 206,372(男 116,914, 女 89,458)を含む。採石業, 粘土・砂採取業は「鉱業及び採石業」よりもむしろ「製造業」に含まれる。
- 4) 1949年にドイツから割譲されたエルテン及びチューデルンの諸村を除く。一時的失業者(総数 65,063, 男 49,195, 女 15,868)及び抑留キャンプ人口(総数 31,402, 男 30,450, 女 952)を除く。
- 5) 15歳未満の人口 25,790(男 16,126, 女 9,664)を含む。倉庫業はおそらく「サービス業」に含まれる。失業者(総数 92,050, 男 75,974, 女 16,076)を除く。
- 6) 採石業は「鉱業及び採石業」よりもむしろ「製造業」に含まれる。
- 7) 12歳以上の人口。経済的活動人口として分類されるが、報酬をうけないか、または家事に従事している人口 2,802,441(男 277,452, 女 2,525,016)を除く。失業者(総数 91,970, 男 79,542, 女 12,428)は就業上の地位不詳の者ととも各産業に配分され分離できない。その合計は 113,486(男 91,594, 女 21,892)である。
- 8) 労働力標本調査の結果で軍隊(331,000)を含む。総数から新規求職者(総数 805,000, 男 483,000, 女 322,000)を除く。
- 9) 倉庫業はおそらく他の産業に含まれる。
- 10) 1947年にハンガリーから割譲されたブラティスラヴァ橋頭堡を除く。採石業を含まず。
- 11) 18歳未満の人口 238,719(男 132,250, 女 106,469)を含む。
- 12) 2%抽出集計結果による。15歳未満の人口 323,000(男 163,000, 女 160,000)を含む。概数であるから各産業の合計は必ずしも一致しない。「電気, ガス, 水道及び衛生業」は「分類不能の産業」に含まれる。
- 13) 駐留アメリカ軍人を含む。失業者(総数 4,579, 男 3,560, 女 1,019)を除く。
- 14) ユーコン及び北西部地域を除く。
- 15) 合衆国本土外にある軍人及び長期国外に在留する一般人を除く。失業者(総数 2,829,794, 男 2,077,498, 女 752,296)を除く。
- 16) 12歳以上の人口。「分類不能の産業」から13週間以上失業している者(総数 73,147, 男 62,722, 女 10,425)を除く。
- 17) 実査人口で、調査洩れに対する10%の補正を含まない。
- 18) 10歳以上の人口。
- 19) インディアンの部族人口及び運河地帯を除く。10歳以上の人口。失業者(総数 21,556, 男 15,434, 女 6,122)を除く。
- 20) 駐留アメリカ軍人を含む。失業者(総数 31,740, 男 24,599, 女 7,141)を除く。
- 21) 海外にいる外交官 84人を除く。失業者(総数 42,048, 男 17,870, 女 24,178)を除くが、一部の失業者は就業上の地位不詳の者ととも各産業に配分されて不明、両者の計は 4,605(男 2,290, 女 2,315)である。
- 22) ジャングルのインディアン人口 56,705²を除く。
- 23) 12歳以上の人口。
- 24) ジャングルのインディアン人口及び産業分類されなかつた 31,960人を除く。10歳以上の人口。
- 25) 実査人口でインディアンの部族人口 314,866と調査洩れに対する補正を含まない。10歳以上の人口。農業及び牧畜業で働き、報酬として雇用者の土地の一部の耕作を許されているコロノ 163,406(男 142,535, 女 20,871)を除く。また通常原住インディアンで個人あるいは集団で政府の与える土地に労働しているエムナリオ 139,096(男 116,856, 女 22,240)も除く。

- 26) 実査人口で、調査洩れに対する1%の補正を含まない。
- 27) 実査人口で、調査洩れに対する補正を含まない。12歳以上の人口。
- 28) 奄美群島を除く現在の境域で琉球人のみ。失業者を除く。「電気、ガス、水道及び衛生業」は「運輸、倉庫及び通信業」に含まれる。
- 29) 失業者（総数 574,634, 男 322,453, 女 252,181）を除く。
- 30) 失業者を除く。
- 31) 乗船中の旅行者、常住者でない軍人及び敵国捕虜合計 36,105 を除く。
- 32) カシミール・ジャミュ、アッサムの調査不能の部落地域及びマエ、ポンディシェリー、カリカル、ヤナオソの諸地域を除く。独立した者に限る（収入ある従属者及び産業と従業上の地位不詳の者は除く）。
- 33) 10歳以上の人口。不完全就業者。報酬をうけない家族従業者及び新規求職者を除く。「商業」は他に分類されない商業補助者、店員など 15,359 を含む。「分類不能の産業」は退職者 284, 賃貸料所得者 1,362 及び他に分類されない労働者 220,889 を含む。失業者（総数 25,058, 男 21,492, 女 3,566）を除く。
- 34) カシミール・ジャミュ、ギルギット、バルチスタン、ジュナガド、マナヴァダル及び北西辺境地区の 2,647,158（男 1,395,696, 女 1,251,462）を除く。12歳以上の人口。パキスタン国民のみ、ただし、失業者及び軍隊を除く。
- 35) 純血の原住民及び海外兵力を除く。かんがい計画の事業及び水道・衛生事業は「建設業」に含まれる。写真業は「サービス業」よりもむしろ「製造業」に含まれる。失業者（総数 82,774, 男 66,009, 女 16,765）は就業上の地位不詳の者とともに各産業に配分され分離できない。両者合計は 111,787（男 88,388, 女 23,399）である。
- 36) 海外兵力 1,830 を除く。失業者（総数 9,628, 男 7,902, 女 1,726）は就業上の地位不詳の者とともに各産業に配分され分離できない。両者合計は 11,167（男 9,018, 女 2,149）である。
- 37) 常住人口、ただし駐留アメリカ軍を含む。失業者（総数 17,524, 男 13,542, 女 3,982）を除く。
- 38) 遊牧民 55,073, 軍事捕虜及び国内の外国軍隊を除く。5歳以上の人口。家屋所有者（男 15,481, 女 14,427, を含む。原表の「分類不能の産業」から学生、恩給受領者、退職者など 1,218,298（男 778,692, 女 439,606）を除く。
- 39) 兵營の軍人を除く。
- 40) 「分類不能の産業」は失業者を含む。
- 41) その他とは 15歳以上のアジア人と有色人種及び 10歳以上の原住民（バンター）。失業者（総数 123,450, 男 76,078, 女 47,372）を除く。

United Nations, Demographic Yearbook, 1955 による。ただし * 印のあるものは Year Book of Labor Statistics, 1955 による。なお失業者について特記されていない場合の就業人口は失業者を含む。

実地調査の施行

昭和31年典型的社会集団の人口学的総合調査のうち最近実施の予定の近代的大工場工員とその世帯に関する調査の調査要綱を掲げれば以下のとおりである。

昭和31年度人口学的総合調査のうち大工場工員に関する調査要綱

1. 調査の目的

人口学的総合調査はわが国人口及び人口問題の諸側面をそれぞれ典型的に代表しているような特定の地域または職域を選定し、これらの典型的標本についてその実態を人口学的諸見地から総合的に観察し、現下人口対策の策定に必要な基本的資料をうることを目的とする。

うち近代的大工場工員に関する調査は、わが国人口中とくに近代的産業人口層の一典型である大工場工員をその所属世帯とともにとらえ、近代的工業人口の実態をその発形態にまで遡つて明らかにすることを目的とする。とくに本年度においては生産及び雇用の増大成果の大きい産業部門の大工場の工員とその所属世帯をえらんで調査対象とする。

2. 調査の方法

選定された工場の男子工員の全部（臨時工を含む）について世帯単位の「基本調査票」を配布し、自分自身と各自の所属している世帯に関する事項を記入してもらう。この場合の所属世帯には工員が世帯主である場合はもちろん、単に世帯員として所属している場合も含まれる。また工員寮に在るような場合は之を一人世帯として扱うこととする。

なお、調査票の配布及び回収はすべて会社側の好意と協力にまつものとする。

3. 調査の時期

昭和32年3月上旬、各職域ごとに適当な日を選定して之を行う。

4. 調査の地域、対象及び範囲

第一次金属製造業に属する近代的大工場として静岡県下の日本軽金属の二工場を選びその男子工員（臨時工を含む）約800人とその世帯を直接の調査対象とする。

5. 調査事項

(一) 工員個人に関すること

- (1) 氏名
- (2) 出生年月
- (3) 義務教育を終えた時の居住地
- (4) 教育程度（最終修了校）
- (5) 配偶関係及び既婚者の結婚年月
- (6) 現在の会社につとめた時期、現在の雇用形態（常用、臨時の別）、職種と地及び平均月収
- (7) 最初の職業（但し親の家で家族従業者として働いていて期間を除く）、その就業地及び就業期間
- (8) 主要前職（前職中一番長期間就業していた職業）、その就業地及び就業期間
- (9) 最近の前職、その就業地及び就業期間

(二) 義務教育修了時の扶養者に関する事項

- (1) 父又はその他の別
- (2) 扶養者の当時の職業

㊦ 工員の所属している現在の世帯に関する事項

- (1) 氏 名
- (2) 男女の別及び満年齢
- (3) 世帯主との続柄
- (4) 職業（無業者は家事，通学等の生活事情）
- (5) 平均月収

財団法人・人口問題研究会・人口対策委員会の潜在失業対策に関する決議

財団法人，人口問題研究会の人口対策委員会では，とくにその第一特別委員会（人口と生活水準に関する特別委員会・委員長山中篤太郎）の審議事項として，昭和30年2月以来潜在失業問題とその対策をとりあげ，爾来ほぼ満2カ年に亘つて審議を重ねてきたが，昭和31年12月14日人口対策委員会総会はその決議成案を採択した。決議並びに附属参考資料を再掲すれば以下のとおりである。

潜在失業対策に関する決議

まえがき

- 第1部 潜在失業の現状分析
- 第2部 対策の緊急性
- 第3部 緊急対策

まえがき

かつて，われわれは，わが国の人口問題の中心が大きな雇用問題であることを明らかにした（本会中間報告「今後の人口と就業」昭和28年12月，参照）。異常な人口の圧迫から発生する雇用問題の重大化についてその時われわれの行つて見通しは，その後現実の事実として現われてきた。いな，むしろ現実の事態はわれわれが予想したところよりも一そう深刻なものがある。

この一兩年，豊作その他の経済条件の好転によつて，わが国の経済は，全体として，かなり拡大したことが認められるけれども，その内部の不均衡は一向に改善のきざしが無い。人口の圧迫は依然として最大の障害として作用しつづけている。生産年齢人口は毎年百万以上も増加しており，労働力人口は更にそれ以上の著しい増加をつづけている。労働力人口がこのように著増しているのは，女子や老人で労働市場へ出てくる者が最近ますますふえてきたからである。このような形の労働力人口の増加は，どうみても，合理的な雇用の増加とはいえない。毎年百万を大きく上回る増加就業者の過半数は，生産性も低く，所得もまたきわめて低い，いわゆる潜在失業の就業者の増加として行われているものと推定される。こうして人口の雇用に対する圧力はふえこそすれ，減つていくとは考えがたい。

このような状態に対する基本的対策の大綱についてはすでにこれを発表したので最早繰り返す必要はないであらう。（本会「人口収容力に関する決議」昭和30年1月参照）。

われわれは今それを潜在失業対策として更に具体化し，緊急にこれが対策措置を講ずべき段階に達したと考える。潜在失業対策は，差しせまつた当面緊急の対策として一日も早く着手されねばならないものであるが，それが同時にわが国経済の基本的構造的な矛盾と対決しようとする一大英断を必要とするものであることはいうまでもない。

潜在失業とは，表面からみれば就業であるが，正常な就業とみることのできない就業であり，わが国では既に二十数年前からその存在が指摘され続けてきている事実であつて，わが国経済の痼疾化しつつある矛盾である。それは就業ではあるが，著しく低い生産性とはなはだしく劣悪な所得水準の下に，しかも常時多量に存在し，かつ不斷に再生産されつつある現象である。その就業としての実態は，不完全就業というよりは，むしろ失業の一形態と考えられるべき「就業」であり，失業対策が当然に取りあげなければならないところの状態，すなわち潜

在失業と呼ばれるべき現象なのである。

わが国では、不況期にあつてさえ、完全な失業者として顕在化される者はきわめてすくない。いわんや人口増加の圧迫から強化される雇用の相対的不足はほとんど失業としてあらわれることなく、失業は、恰も武蔵野の逃げ水の如く、潜在失業として吸収されているのである。このように潜在化し、かくされている失業も、今までは当りまえのこととして見過ごされ、否、見過ごすことがむしろ便利だとして政策から「政治的」にさわられずにきたものであるが、最近の諸情勢は、後にのべるように、もはやこれをそのままにしておけないような限界点に到達した。

今日のわが国ははげしい歴史的転換期にある。国民経済は一段と産業の構造を高度化し、これによつてその生産力を画期的に上昇させなければ今後の国際競争のうちに生きながらえてゆくことができない。それに応じて国民生活もまたいままでのような非合理的で非能率的な生活態度を脱却して、もつと近代化された高度高能率の合理的な生活水準に移行しなければならない。そのためには、長期経済計画の上に立脚した人口の量および質の適正化が必要であることはいうまでもない。

しかし、今日のわが国の雇用問題の本体は単に労働力人口が異常に激増してくるという事実の中のみあるのではない。それはむしろわが国経済が膨大な低位産業部門をかかえていて、これら生産性の低い家族経営的な産業部門に国民の過半を生存させてきたという事実の中にある。生産年齢人口の激増ももともとこのような産業構造の中で温存されてきた大人口を母胎としてこそ現われてきたものである。したがつて、われわれが取り組まねばならない潜在失業問題の本質は、単に失業者がたやすく潜在化されるという個人的な事実よりも、むしろひろく潜在失業現象を可能にしている社会の場それ自体の中にある。しかもそのような場は生産年齢人口の圧力のために一そう拡大され、これまで以上にその就業人口を大量に潜在失業化しようとしているのである。

戦後10年、すばらしい成長をとげてきたわが国経済も、この問題を解決することなくしては、もはや今後の発展を期待することは不可能であろう。否、潜在失業は大きな社会不安の温床とさえなつてきた。われわれは、その深刻化すればするほど自ら社会に訴える声を弱くする潜在失業を進んで人口対策の焦点に取りあげねばならない時期に到達していると考える。

第1部 潜在失業の現状分析

1. 農業は戦前よりも進んだ技術水準において戦前以上に多くの労働力を就業させている。農業経営の多角化も若干進捗しているが、耕地面積は明らかに戦前よりも縮小している。終戦直後における農業の超過剰就業状態はすでにはぼ清算された。そして最近は緩慢ながら零細兼農家の農業離脱過程も進行しているが、しかしそれは、過剰な農家戸数の合理的な再編収縮運動というよりも、むしろ全農家を襲いつつある兼業化過程の末端に現われたその余波にすぎない。そして過小農的生産体制下の600万の農家と3,700万の農家人口の不動の存在それ自体が、わが国経済の特異体質の、いいかえれば潜在失業の就業をたやすく発生させる生産様式と労働形態の最大最強の基盤であるという事実には依然としてかわりがない。
2. 農業部門は依然として膨大な潜在失業をかかえこんでいるけれども、昭和5,6年頃のように都市の失業までも吸収してしまうような潜在失業の貯蔵所としての役割りをこれにおしつけることは、単にわが国人口の構造の変化の上からみただけでも不可能事となつた。それだけ潜在失業の問題は都市の産業部門において一そうその深刻さを増しつつある。零細な商業やサービス業部門での就業者数の激増や、日雇労働者の増加と定着化傾向などは、このことを最もはつきりと実証する事実である。そして、このような都市人口における潜在失業層の拡大は、潜在失業問題を、国民経済的にもまた社会的にも、いよいよ緊急なものにしている。いいかえれば基幹産業部門における近代的合理化と過剰人口の潜在失業化傾向とを別々の産業や都市と農村とにふりわけて始末しようとした今までのようなゆき方は、上の点だけからも、もはや不可能になつてきた。
3. 潜在失業症状の濃化は低位就業者の累年増加の傾向の中にもつとも明白に看取される。たとえば、労働力調査の結果によつて、全就業者を就業時間別に分けてみると、週35乃至48時間という最も正常な形の就業者は年毎に減つていて、逆に週20時間未満あるいは週60時間以上というような短時間就業者と長時間就業者は年々いぢるしく増大している。しかも、このような傾向は、最近就業者を余計にかかえこんだ部門、即ち産業

別には非農林部門，またその中でも業態別に分けると自営業部面において著しい。

4. 年平均 120~130 万にものぼる最近の増加就業者の過半は主として非農林部門における零細自営業や低賃金の零細企業部門に吸収されている。産業別には商業およびサービス業への就業が目立つて大きい。この種の就業形態こそ潜在失業の宿り易い典型的な地盤であることはいうまでもない。もちろん、製造工業部門でも就業者は相当に増加しているが、その就業先を経営規模別にみると、その大部分は中小企業や更に零細な家庭工場などでの増加である。
 5. 新規学校卒業者の就業状況をもても、その大部分は中小企業と家業へ吸収されており、中学校卒業者においては小工場の工員となるものが多いが目立っている。
 6. 日雇労働者も増加の傾向にある。かつ日雇労働者は、戦前は主として農村零細農層からの横すべりの移動であつたのに対して、今日ではおもに都市の諸産業からの落層人口によつて補給されている上に、一時のブールではなく、恒久的な働き場に変化し、停滞化した就業者群を作り出しつつある。
 7. 家内工業もまた、旧態依然たる非人道的といつてよいような労働条件の下で多数かつ公然と存在している。たとえば、山梨県の郡内地方における零細な紡織工場、いわゆるハタ屋での就業状態を述べてみると、朝は6時ないし7時から夜は8時、9時までの14時間労働を普通のこととし、場合によってはもつと長時間働かされているが、ここに雇われている住み込み女工の給与は月3,4千円程度で、それも年ばらい、前ばらいなどの半身売りの形態のものが多い。もちろん業主の子供もこれらの被傭者と同じように働かされているわけで、家族従業者のそのような労働形態が住み込みの被傭者にも同じような過重労働を強制しているわけである。
 8. 各産業における賃銀格差は極めて著しく、その上ほとんど改善のきざしもみられない。従業員が30人未満の小工場の工員賃金は、従業員1,000人以上の大工場のそれにくらべると半分ちかくに低いものであるが、更に従業員10人未満の零細工場になると半分以下にも下つてくる。近年好況の余波は次第に中小企業の方にまで浸透しはじめたといわれてはいるが、経営規模別の賃金格差は逆に最近むしろ拡大傾向を示している。
 9. 低所得就業者数は今日すでに膨大な数に達している。その計量は技術的にいろいろの問題点をふくんではいるが、総計約4千万人の全就業者中、600万ないし700万、即ち優に1割5分をこえる部分の者は、現在国から扶助を口けている被保護世帯の生活程度とあまり遠いのない生活を余儀なくされるような労働所得しか与えられていないものと推計される。しかもこれら低所得就業者の半数ちかく約300万は、農林または非農林業の自営業主としてないしは30歳から60歳までの男子被傭者として、いずれも独立世帯の責任者と考えられるもので占められている。
 10. この低所得就業者層は、今後十数年の間人口増加の圧迫が非常に強いので、よほどの対策が実施されないかぎり、更に肥大するとも収縮する公算はきわめて少い。
- 以上、現状分析の結果を更に要約すれば次のとおりである。
1. 潜在失業層はきわめて膨大な量に達し、かつ最近では都市においてもまた急速に肥大しつつある。
 2. 国民経済の成長に対応して潜在失業層もまた肥大しつつあり、少くとも現象的事実として両者は明らかに相互背反的運動形態をとっている。
 3. 潜在失業層はそれ自身においてもまた、最近の「厚生白書」で示されたとおり、貧困と疾病との相互拡大その他の悪循環的運動を余儀なくされている。

第2部 対策の緊急性

1. 国民経済構造上の欠陥が人口問題として痼疾化しているので、対策がむづかしいことはいうまでもないが、対策の緊急性についてもとかく忘れられがちである。しかし今日その対策を確立しなければ国民経済の今後における正常な前進は不可能であるし、放置すれば潜在失業問題をいよいよ深刻化し、累積される社会不安が爆発する危険も大きい。
2. 国民経済的採算の上からみて差し当つての障害を列記してみても次のような諸事実を指摘することができ、る。

- (1) 非生産的な零細農家が農業を離脱することもできずに多数滞留していることが米の生産費を不当に高いものにし、ひいては商品価格の国際競争力を弱くしている。しかも現在の多分に保護政策的な米価ではかつて米生産農家の約2割ないし2割5分はその生産費をつくなつていない。その上、このような非生産的な零細経営が都市の失業者の吸収体として果してきた社会機能は今日では著しく小さいものになつた。
 - (2) 低所得就業の増加は単に要保護世帯を増加させているばかりでなく、疾病の増加を通じて社会保険制度の危機をさえひき起している。現行の生活保護法による被保護世帯が保護をうけるようになったのは疾病を原因としているものが特に多いばかりでなく、一般人口のばあいにおいても所得階層と疾病率とは極めて密接な相関関係を示している。
 - (3) 現行の失対事業は、事業として全く生産性に乏しく、しかもその費用は今後ますます増大過程をとること必至である。
 - (4) 底のない低賃金は本来非労働力であるべき者をも労働市場へ駆り立て労働市場の圧迫をますます強化しているのみならず、更に家事労働力の不足が正常労働力の労働能率を引き下げるといふ悪循環をひき起し始める危険はきわめて濃い。
 - (5) 極端な賃金格差で隔離された無組織労働者層の存在は、成立しつつある労働組合運動への脅威を意味すると同時に、労働組合が生産性向上運動に全面的に協力しえない理由もまたここにある。
 - (6) 他方、極端な賃金格差があると、近代的産業部門でどのように合理的に労働力を収縮しうる場合があるとしても、それに対して大きな社会的抵抗がうまれるので、そのためかえつて臨時工制度の乱用や、水まし雇用の状況を余儀なくさせている。
 - (7) 今後中小企業の輸出産業化が要望されるに当つて、ソーシャル・ダンピングのそしりをうけることが市場の拡張に大きい阻害要因となつてくるのは疑いない。
 - (8) 基幹産業部門における、生産力の高度化はそれほど新規に雇用を吸収するとみられないので、雇用の増加は色々な形と産業部門での中小企業に期待せざるを得ないが、中小企業における潜在失業の就業の増加はすでに国民経済近代化のための資金の手当を著しく制限せざるをえないような状況になつてきている。
3. かりに国民経済的利害得失を考慮の外においても、潜在失業層の累増によつて深刻化されつつある社会悪や社会不安は、放置することのできない事実であるから、早急に緊急対策を講ずることが必要である。

今日の世情はかつての昭和初頭の恐慌当時ときわめて似たところがある。昭和恐慌後に推進された産業合理化政策は国民経済の高度化に大きな寄与をしたものであつたが、そのしわよせは農村や中小企業に押しつけられた。そして民主主義的改善の希望を失つた農民や都市の小市民大衆の窮乏化が軍国主義的独裁の抬頭を生む社会的温床となつたものであることはいふまでもない。現状もまた当時と似たところが多く、人口の圧迫はむしろ当時以上に大きい。

第3部 緊急対策

1. 潜在失業対策は全体としての人口対策を前提としていることはいふまでもない。切離され、孤立した潜在失業対策は無意味である。したがつていま潜在失業対策を考えるに当つては、まず、われわれがさきに決議した人口収容力に関する対策を改めて想起したい。われわれはさきに雇用の増大を中心とする計画的な産業の再編成と失業対策・社会保障の拡充完備という両面的、総合的な対策の必要を求めたのであるが、このような全面的対策を前提としてのみ、潜在失業への対策はとりあげられねばならない。くりかえしていえば、潜在失業問題の解決は、今日のおが国の場合、全国国民経済の徹底的再編成をまつことなしには期待しがたいのである。しかし、一挙にすべてを望むことはかえつて何もしないのと同じようなことにならう。そこで、今日の基幹産業部門における資本の高度化、生産性向上の努力に対応し、むしろそのような資本の高度化による雇用拡大効果もにわかに期待しがたいような限界点にいる国民大衆の生活問題の立場から、国民経済の再編という共通の問題に接近してゆくという態度を確立することが肝要である。そして少くとも国民経済の前進がかえつて潜在失業層を肥大させ、潜在失業問題を深刻化させてゆくような悪循環的運動を停止させるに足る強力な措置がとら

れねばならない。いいかえれば、国民経済の拡大努力がその均衡を犠牲にして独走するようなことのないような保障方策を早急に樹立する必要がある。このような立場において、潜在失業を目標とする緊急対策を作り出す必要はない。

2. そのためには次のような一連の諸対策が指摘されるが、それらはすべて潜在失業に対する緊急対策という共通の趣旨と熱意を以つて行われることが必要である。

(1) まず第一に悪循環を立ちきるための戦略的要点として、現に潜在失業を地盤にして成立している就業部分に直接その失業的性格をなくすための対策をとるべきであり、その道として過去半世紀西欧社会でとりあげられてきた古典的手段をとりあげるべきである。すなわち、労働基準法中に既に最低賃金制度が制度として定められていることを再確認し、その「最低賃金制度」を早速実施にうつすとともに、これと並んで同じく最低賃金制度を中心とする「家内労働法」を制定することが必要である。その最低賃金水準は少くとも個人として独立にその労働力の再生産を保障するに足るものであることが必要である。また両制度の実施に当つては、差し当つては、対策効果の最も著しい産業および地域をえらんで実施されることが妥当であるが、その際特にこの制度の原則的意義を社会的通念として浸透させる努力を不断にあわせ行うことが必要である。

(2) 上の対策趣旨を援護し、かつ最低賃金水準を次第に上昇させてゆくための一番大事な国民経済的保障として農業生産の近代化政策を強力に推進すること。この場合、国民経済的採算に合わないような従来の保護政策を再検討し、農業離脱過程にある階層に対してはこれを農家として保全するよりもむしろ別途の救済方策を講ずるよう政策を合理的に二元化することが必要である。適格な農村工業の振興についてもこの際一段と努力されることが望ましい。

(3) 以上の諸対策と並行し、とくにこれら諸対策によつて逆に潜在失業化されるであろう一部労働力に対するさし当つての手当としては (イ)生産的な公共事業の拡大によつて余剰労働力の生産化を図るとともに (ロ)社会保障制度を潜在失業に対する闘争の一環としてとりあげ、その趣旨にそつてこれを拡大強化し、零細事業の労働者のみならず、業主もふくめ全従業者にその効果の及ぶような道を開くことが必要である。

公共事業の拡大に当つては今日の非生産的な失業対策事業はできるだけこれに吸収してゆくことが望ましいが、その場合は労働力の地域的需給関係や所要労働者の質の問題の調整に十分考慮する必要がある。

また社会保障制度の拡充については現行生活保護法を最低賃金制度の内容と見合うように運営してゆくことが必要であるが、この場合、社会保障制度は単なる救済制度ではなく、国民所得の再配分と国民経済の能率的運営のためにも欠くことのできない制度であることを再確認し、特に潜在失業対策効果の大きいものから重点的な拡充措置をとることが必要である。

(4) 今後潜在失業の最もしわよせされてくる公算の大きい零細商業部門については、比較的競争と職業移動のはげしいところであるから、直接の制限方策をとるよりも全産業の最低所得水準の上昇策を推進する方が本筋だけれども、政策として許す限り自主的な調整が成長する道を開き、場合によつてはこれを組織することが望ましい。

(5) 中小工業については、賃金、租税、技術等、企業自体によるその体質改善の実践を促進する方策をとると共に、可能な限り組織化の道を制度化して保証し、同時に、大企業とその間の分野協定標準取引条件の確立等の措置を講じ、これによつて、中小企業を合理化し、合理化による生産力の増大、中小企業への合理化成果の還流の道を作り、中小企業の収益ならびに労働条件の適正化をはかるべきである。

(6) 産業の生産性の向上に必要な個人的適応力を増進するとともに、労働力の適正な産業配分をも考慮した産業教育の整備を図ること。そのため労働市場の圧迫緩和に大きな効果を果してきた戦後の教育制度についても更にその産業教育化を徹底するとともに、成人に対する産業的再教育制度についても考慮することが必要である。

(7) 国外雇用の道を開拓することが不可能でないことも忘れてはならぬ。一般労働力の不足が伝えられる地域あるいは、指導的熟練労働の不足が伝えられる地域が少くないことに省み、このような要求に適する労働力を期限つきで供給し得る公的組織を作り、少しでも合理的な雇用の場をふやすことに努めるべきである。

3. 長期国民経済計画に対する要望

- (1) 正攻法は雇用の正常な増加を第一とする。したがって雇用問題を計画の中心的主題として取り上げる。ただしこの場合、わが国の雇用問題は常軌の経済拡大政策だけでは解決しえない事情にあることを自覚し、潜在失業問題の解決をめざす形のものとしてこれを取り上げる必要のあること。
- (2) 産業政策の重点が輸出貿易振興策にかたより遷る傾きが多いから、国土および国内市場の開発拡大政策に対してもこれと対等の重点をおくとともに中小商工業についての体質ならびに環境にわたりその改善対策を長期的に確立すること。
- (3) 人口問題の解決を最終目標として人口構造の変動に即応して段階的な長期対策を立案すること、その第一段階として少くとも今後十年の労働市場の圧迫の異常に強化する時期を画し、それに対する第一着手として以上の緊急対策を強力に行うこと。

以上

潜在失業対策に関する決議附属参考資料

1. 人口増加の圧迫

戦後のわが国人口動態は、旧い多産多死の形から近代的な少産少死の形へ決定的に転換した。それが人口動蕩の近代化といわれるのは、これによつて出生と死亡の差、即ち自然増加が収縮され、人口の増加が次第に緩漫化されるためである。しかし、現在の過渡的段階にあつては、まだ死亡率低下の影響の方が強く作用しているので、人口は依然として戦前と同じくらい毎年100万前後もの増加をつづけている。昭和30年の自然増加は104万であつたし、昭和31年のそれは戦後はじめて100万台を割るが、それでも96万程度と推定されている。

その上、このように死亡率の低下を主要因とする人口増加は主として成人人口の増加として行われるので、同じ100万前後の人口増加といつても、それが労働市場に及ぼす圧迫は一段ときびしい。表1にみるように、増加人口の内、特に15～59才の生産年齢人口に属する部分の増加は、戦前の大正9～昭和10年のころは年平均約50万

表1. 既往および将来における人口、特に15～59才生産年齢人口増加の趨勢

(年平均・単位万人)

期	間	増 加 人 口	内、15～59才人口
大正 9	～ 昭和 10	89	51
昭 和 10	～ " 25	97	61
" 25	～ " 30	121	94
" 30	～ " 35	79	107
" 35	～ " 40	62	128
" 40	～ " 45	69	82
" 45	～ " 50	66	37
" 50	～ " 55	50	18

(備考) 戦前は沖縄を除いて計算されているが、差増の数字には大差ない。昭和30年以降は人口問題研究の推計人口による。

であつたのに対し、昭和25～30年の最近の5カ年間では年平均94万、即ち戦前の2倍ちかくにも達しており、更に昭和30～40年の今後の10年間には年平均100万をこえ、総人口の増加よりも却つて大きな数量に達する。つまり、われわれは今後10年余にわたつて、生産年齢人口の激増という形で、極めて異常な人口の圧迫に直面しているわけになる。

2. 資本の高度化と雇用構造の変動

生産年齢の激増という形で現われている異常な人口の圧迫が戦後わが国人口動態の劃期的な近代化の結果であ

ると同じように、戦後国民経済に要請される同じく調期的な近代化もまた国民経済と人口との不均衡を異常に深刻化する主要因の一つとなっている。国民経済の近代化、いかえれば産業構造の重化学工業化と資本の高度化は、それが異常に生産を増大するほど雇用を増加させないので、そのために労働市場に対する人口増加の圧迫は更に一段ときびしいものにならざるをえない。

一例を最近合理化投資によつて異常に生産を増大したN製鉄会社についてみると表2のようで、生産のいちじらしい増大にもかかわらず、直接生産部門（鍛接部門）の雇用は激減しており、今のところでは他の部門での雇用増によつて幸じて全雇用量を同一水準に維持しているような状況にある。

表 2. N製鉄会社の合理化投資による生産と雇用の変化

	旧	新
生産 (年・トン)	3,300	8,000
雇用 (人)	271	270
内. 鍛 接	109	38
精 装	130	171
運 輪	15	25
整 備	17	36

(備考) 国民経済研究協会・松尾均氏調査、農村人口問題研究会昭和31年12月定例研究会における研究報告資料による。

また、労働省の毎月勤労統計によつて製造業における最近の雇用指数を経営規模別にみても、表3にみるとおり、生産性向上成果の顕著な大経営における雇用の増加はその生産の増加にくらべては極めて小さい

表 3. 最近（昭和31年6～9月）の製造業における経営規模別雇用の増加

(前年同期=100.0)

	総 計	500人以上	100人以上 500人未満	30人以上 100人未満
製 造 業	105.1	104.4	106.1	104.7
第 一 次 金 属	103.7	102.6	107.4	104.2
機 械	108.5	105.5	108.7	100.8
電 気 機 械	111.8	110.0	115.9	111.5

(備考) 経済審議庁調、労働省毎月勤労統計による。

なお、この毎勤調査は調査対象に新設のものを含めていないので、上掲表中100人未満の小工場の雇用増は相当過少に現われていることも注意しておかねばならぬ。

他方、労働力調査によつて上記昭和31年6～9月期間における製造業の対前年同期の雇用増加をみると8%ちかくにも及んでいるから、この増加分のほぼ半分は上記毎勤調査の対象外にある従業員規模30人未満の零細工場や乃至は常用雇用以外の臨時日雇の増加として賅われていることが想像される。

また、毎年の新規学校卒業者の就職状況をもみても、家業に就くものを除いて、中小企業へ就職するものが過半を占め、とくに義務教育をおえただけの者についてみると例年就職者の約四分の三は工員となつており、且つその八割前後は従業員100人未満の中小零細工場に行っている。

基幹産業部門における資本の高度化と国民経済の近代化は、あきらかに全雇用量を増大しつつあるが、中小及び零細企業にその大半を押し込んだわが国特有の雇用構造の歪みをも同時に拡大再生産しつつあることに目を止めねばならない。

3. 潜在失業的就業増加の概貌

基幹産業部門における資本の高度化と、生産年齢人口の異常な増加とは、相競合して、国民的生業の場を生産性のひくい産業部門に、ないし労働条件の不安定な雇用部門に、いよいよ強く依存させる。試みに労働力調査の結果によつて週間就業時間別の就業者数の推移の跡をみると表4のようで、週35~48時間の正常な就業者数は次第に減少しているのに対し、増加する就業者の大部分は短時間ないし長時間就業者として就業の機会を与えられているものであることがわかる。それが潜在失業的就業の増加を物語るものであることは論議の余地もなからう。

表4. 週間就業時間数別にみた就業者数の推移(全産業、男女計)

年次	総数	時間 1~19	20~34	35~48	49~59	60以上
A) 実数 (単位 1,000)						
昭24年	35,090	3,030	4,840	11,480	8,400	7,350
昭27年	36,820	3,620	4,810	11,450	8,790	8,150
昭30年	40,560	4,720	5,340	11,430	9,010	9,960
B) 指数 (昭24年=100.0)						
昭24年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
昭27年	104.9	119.5	99.4	99.7	104.6	110.9
昭30年	115.6	155.8	110.3	99.6	107.3	135.5
C) 割合 (%)						
昭24年	100.0	8.6	13.8	32.7	23.9	21.0
昭27年	100.0	9.8	13.1	31.1	23.9	22.1
昭30年	100.0	11.7	13.2	28.2	22.3	24.6

(備考) 労働力調査、各年とも年間平均による。なお休業中のものはこの間に定義の変更があつたが、昭24年980(千)、昭27年470(千)、昭30年560(千)である。

なお、以上の就業数の分布は男女別、従業上の地位別ないし農林非農林別にみても、程度の差はあつても推移の傾向はほぼ同じである。概して、この間に就業者を余計かかえこんだ部門において分布の悪化傾向は一段とつよい。

尤も、毎月の定期労働力調査は家事や通学を主として仕事を従とするような者もすべて就業者として捉えているので短時間就業者をやや過大に示す傾向があるが、この欠陥を補足するために行われている臨時調査の結果によつて平常仕事を主とする者の内どれくらい短時間ないし長時間就業者があるかを昭和30年3月の調査結果によつてみると表5のようで、週35時間未満の短時間就業者ないし週70時間以上の極端な長時間就業者はそれぞれ350万ちかく、合計して700万ちかくにも及んでおり、短時間就業はとくに農林部門に、長時間就業はとくに非農林部門に多い。前者は経営規模の小ささのために仕事がなく、後者は低賃金のために超過労働を余儀なくされているものであることはこの調査と同時に行われた短時間ないし長時間就業の理由についてのアンケートの結果によつてもあきらかである。

農林・非農林の両部門を通じて、短時間就業も長時間就業も、家族経営と結びついた業主および家族従業者が多いことは当然であるが、非農林部門の被傭者の中にだけでも週70時間をこえる極端な長時間就業者が100万ちかくも存在することにも目を止めることが肝要であらう。

表 5. 平常仕事を主とする短時間及び長時間就業者の農林非農林別及び従業上の地位別分布
(昭和30年3月)

産業及び従業上の地位		週1~34時間就業者	週70時間以上就業者
A) 実数 (単位 1,000)			
総数		3,460 (100.0)	3,490 (100.0)
農林業	・ 総数	2,160 (62.4)	670 (19.2)
内	・ 業主	740	280
	・ 家族従業者	1,400	380
	・ 被傭者	20	20
非農林業	・ 総数	1,300 (37.6)	2,820 (80.8)
内	・ 業主	580	1,140
	・ 家族従業者	370	710
	・ 被傭者	350	970
B) 就業者総数に対する割合 (%)			
総数		9.3	9.4
農林業	・ 総数	14.3	4.4
内	・ 業主	13.9	5.3
	・ 家族従業者	15.0	4.1
	・ 被傭者	4.7	0.6
非農林業	・ 総数	5.9	12.8
内	・ 業主	12.5	24.5
	・ 家族従業者	13.5	25.9
	・ 被傭者	2.4	6.6

(備考) 昭和30年3月労働力臨時調査による。定期調査の抽出標本から更にその3分の1を抽出したものであるから標本誤差はやや大きい。

4. 農家兼業の増加と零細兼業農家の農業離脱過程の進行

潜在失業的就業の場として最も典型的な産業部門は、戦前においては、農業であつた、終戦直後にも農業は歴な余剰人口をかかえ込んだが、それはある意味で当時の国民所得の配分構造にそつた動きでもあつた。国民経済の再建とともに、このような農業部門への戦後的過剰就業はほぼ清算されるに到つたが、しかし戦前550万戸を前後していた農家戸数は現在600万戸をこえており、戦前1,400万の水準にあつた農林業本業者数は昭和30年3月の労働力臨時調査による平常状態における農林業者数でみても1,500万をやや上廻っている。農家の生活水準は平均して戦前を大きくこえるに到つてはいるが、農家所得における農外所得の割合は戦前よりもずっと大きく、兼業化の傾向は中層の農家層にまでも及んできている(表6参照)。また表7にもみられるとおり、下層のすでに農業を従とする零細兼業農家においては最近徐々に農業離脱過程がはつきりと現われてきている。

表 6. 兼業農家割合の推移

年次	農家総数	兼業農家総数	内、農を従とする兼業農家
昭和13年	100.0	54.0	23.8
" 21	100.0	46.9	17.2
" 25	100.0	50.0	21.6
" 29	100.0	61.1	24.3

(備考) 農林省調査、昭和25年までは悉階調査、昭和29年は2月の抽出調査の結果による。

表 7. 経営面積別農家数の推移

(昭和25~29年)

	昭和25年2月1日		昭和29年9月1日		25年に比し増減	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総数	6,176,419	100.0%	6,066,355	100.0%	-110,064	-1.3%
3反未満	1,471,872	23.8%	1,367,121	22.5%	-104,751	-7.1%
3反~5反	1,050,469	17.0%	1,047,075	17.3%	-3,394	-0.3%
3反~1町	1,972,925	32.1%	1,970,132	32.5%	-2,791	-0.1%
5町~1.5町	960,958	15.6%	963,801	15.9%	+2,843	+0.3%
1.5町~2町	378,578	6.1%	375,914	6.2%	-2,664	-0.7%
2町~3町	207,845	3.4%	208,407	3.4%	+562	+0.3%
3町~5町	76,928	1.1%	81,870	1.3%	+4,942	+6.4%
5町~10町	38,394	0.6%	39,692	0.7%	+1,298	+3.4%
10町~20町	9,656	0.2%	8,023	0.1%	-1,633	-16.9%
20町以上	392	0.0%	256	0.0%	-136	-34.7%
例外規定該当農家	8,402	0.1%	4,064	0.1%	-4,338	-51.6%

(備考) 農林省調査、昭和29年は30年2月の農業基本調査のため29年9月に行われた照査票調査の集計結果による。したがって実質上悉皆調査である。

戦後の農業は機械化の前進、農薬の普及等に顕著な技術的進歩をとげ、その生産力をいちじるしく増大させたが、この進歩は、上掲表7の示すように、あきらかに農家の階層分化の進行と平行して動いており、すでに農家といえないような零細兼業農家層を次第に沈澱累積しながら、その農業離脱過程を促進しつつある。とはいえ、この零細兼業農家の農業離脱過程も、過大な農家数の合理的な再編収縮運動というよりは、すでに過飽和状態にある農業部門からこぼれ落ちる脱落現象といった色彩がつよい、5反未満の零細農家は、上掲表にみるとおり、なお全600万農家の約4割にも及んでおり、それらがその生業の不安定性において之らの脱落農家とさして逕庭のないものであることはいうまでもない。農家兼業化の異常な進行を一般雇用状況好転の結果と考えるとしても、それがそのまま農家の農業経営における潜在失業的就業の一般的存在を反映する事実であることには要らない。

5. 潜在失業的就業の場としての中小及び零細経営

農村(あるいは農山漁村)は今日においても依然として大きな潜在失業の場として残っているが、最近にあつては都市の零細商業やその他の零細企業部門が過剰労働力の押しこまれる場として急速に肥大しつつあることにも特段の注意を払う必要がある。都市人口の生長が農村との血縁的つながりを薄くしたことも大きな理由があるが、全体としての人口の圧迫が格段に大きなものになったことが根本の原因であろう。そして農家と同じような家族経営、ないし家族経営的なこの種の零細企業が潜在失業的就業の宿りやすい生業形態であることはいうまでもない。

表 8. 産業三大群別就業者数の年平均増加数
(昭和27~30年の3カ年平均)

産業部門	増加実数	増加割合	分布割合
I. 農林漁業	260,000	1.6%	21
II. 鉱工業及び建設業	260,000	2.9%	20
III. 商業その他の産業	750,000	6.0%	59
総計	1,270,000	3.3%	100

(備考) 労働力調査、年間平均による。なおIII, その他の産業の年平均増加数750,000人中、730,000人即ちその97%余は商業とサービス業における増加である。

全国就業者数は、ここ数年、毎年120万ないし130万人も増加してきた。しかしこれら増加就業者の過半は、表8にみるように商業やその他サービスの職業部門での増加として行われており、生産性のひくい小商売や零細なサービス業が過剰労働力のしわよせされる場となつてきていることを

示している。

尤も最近の異常な好況は、表9にみるように、雇用状況にも若干の変貌をしめし、製造業部門にも大きな雇用増加をみるに到った。即ち農林業部門の就業者数は減少しはじめ、非農林業部門での増加のほぼ半分は之を製造業が吸収するような形をみせるに到った。

また、この増加を従業上の地位別にみても、業主や定俸従業者が減つて、被傭者がふえるという形をとつてい

表 9. 最近における産業別就業者数の変動 (4～8月平均・単位 1,000)

	全 産 業	農 林 業	非農林業	製 造 業	商 業	サービ業
昭和 30 年	46,620	18,710	23,910	6,990	6,850	4,100
” 31 年	43,470	18,380	25,080	7,570	7,000	4,480
増 減	+ 850	- 330	+ 1,170	+ 580	+ 150	+ 380

(備考) 労働力調査による。商業とは卸小売、金融保険及び不動産業をいう。

る。例えば上掲表9の製造業における増加58万は、業主及び家族従業者の減少15万を差し引いた数字であつて、被傭者のみの増加は73万にも達している。その点たしかに雇用構造の近代化を謳うに足る傾向といつてよいが、しかしこのような増加が実質的には主として中小企業部門で、乃至は大企業における臨時日雇の増加として行われているものであることは上段にも触れてきたとおりであり、それは、たしかに最近における雇用状況の若干の好転を物語るものであるとともに、むしろそれ以上に若干の好況下にもまざまざと表白されるわが国雇用構造の体質的な歪みの深さを実証するものである。

表10乃至12にみるように、全就業者の6割を零細な家族経営的企業に就業させ、製造工業部門においてさ

表 10. 産業三大群別にみた従業上の地位別就業者数割合 (昭和 25 年)

従 業 上 の 地 位	全 業	I 農林漁業	II 鉱工業	III その他
自 営 業 主	26.1	32.9	14.6	23.5
(内、被傭者をもつ業主)	(2.2)	(0.9)	(3.4)	(3.3)
家 族 従 業 者	34.4	61.2	7.2	10.8
小 計	60.5	94.1	21.8	34.3
被 傭 者	39.3	5.9	78.2	65.7
不 詳	0.2	—	—	—
総 計	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考) 「II 鉱工業」には建設業も含まれる。昭和 25 年センサス 10%抽出集計による。なお最近の労働力調査による数字も大同小異である。

表 11. 製造工業における経営規模別事業所数及び従業員数割合 (昭和 29 年)

経 営 規 模	事 業 所 数	従 業 員 数
(事 業 数 員)		
1 ～ 9 人	74.5	23.2
10 ～ 29 人	15.1	20.7
30 ～ 99 人	4.2	17.6
100 ～ 199 人	0.6	7.5
200 人以上	0.6	31.0
計	100.0	100.0

(備考) 総理府統計局、昭和29年の事業所調査による。

総就業者の過半数を従業員100人未満の中小経営に託しているわが国経済の特異体質の中でこそ毎年100万をこえるほどの新規労働力は兎もかくも一応の就業者として呑み込まれてきたのであり、過剰労働力は失業者として顕在化されることなく不完全な低位低所得の就業者として潜在化されてきたのである。

表 12. 経営規模別男子工員賃金

(昭和29年)

経営規模	賃金指数
1,000人以上	100.0
500人以上・1,000人未満	88.0
100人以上・500人未満	74.4
30人以上・100人未満	63.4
10人以上・30人未満	53.7

(備考) 労働省、昭和29年4月の職種別賃金実態調査による、なお、上記の数字は定期給与のみを示すものであるから、実際の格差はもつと大きい。なお、経営規模10人未満の場合を、失業保険申告による賃金統計から計算してみると指数はあきらかに50を割る。

6. 日雇労働者の増加とその社会的恒常化

都市における過剰労働力の沈澱と累積は日雇労働者の増加とその社会階級的恒常化傾向の中にも之を窺うことができる。一般日雇労働者の増加は表13にみるとおり、ここ数年来の増加率は全被傭者のそれより遙かに大きい。しかも、最近はずでに150万をこえる日雇労働者層の大半8割5分ちかくは非農林部面における日雇で、主として大都市的人口層に属するものといつてよい。

4)

表 13. 全国日雇労働者数の推移

(昭和27~30年 単位 1,000)

	被傭者総数	日雇労働者総数
昭和27年	14,210	1,010
” 30	15,970	1,400
増加率	12.4%	38.6%

(備考) 労働力調査、年間平均値による。

特に大都市における登録日雇労働者について戦前戦後の推移をみると表14及び表15のようで、戦前は主として農村零細農層からの横すべりの移動であつたのに対し、今日では主として都市の諸産業からの落層人口によつて補給されていることが髣髴されよう。

表 14. 東京都内登録日雇労働者の出生地別構成(戦前・戦後の比較)

年次	出生地					計
	東京	東京以外の都市	農漁村	外地	その他及び不明	
昭和7年	14.9	4.7	52.7	27.7	0.0	100.0
” 28	45.3	11.0	26.3	0.5	16.9	100.0

(備考) 昭和7年は社会局「失業者生活実態調査」、昭和28年は東京都「日雇労働者生活実態調査報告」による。

また、六大市における登録日雇労働者について、彼らが日雇になつてからの持続期間別の分布を年次を追つてくらべてみると表16のようで、ここ数年来次第に長期化してきており、日雇労働者として社会階級的に固定化しつつあることがわかる。

表 15. 東京都内登録日雇労働者の前所属産業別構成（戦前・戦後の比較）

年次	産業							計
	農林漁業	鉱業	製造業	土建業	商業金融	運輸通信	その他	
昭和7年	8.3	0.6	15.2	44.9	6.6	6.3	18.0	100.0
28	3.2	1.4	35.4	9.2	12.4	4.6	33.7	100.0

（備考）前表に同じ。

表 16. 6大市における登録日雇労働者の日雇になつてからの持続期間別分布の推移

年次	期間					計
	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上	
昭和25年	10.7	21.3	34.8	18.9	14.3	100.0
26	5.6	9.3	13.6	42.6	29.0	100.0
27	4.7	5.0	9.6	18.5	62.2	100.0
28	2.9	5.2	7.9	13.7	70.3	100.0
29	2.3	4.6	9.4	13.4	70.3	100.0
30	4.9	6.4	12.4	15.6	60.8	100.0

（備考）労働省、日雇労働者生活実態調査による。

なお、年齢別にみても、最近では大部分が30才以上、7割ちかくは40才以上の高年層に属し、失対事業は完全に恒常的な救済事業化するに到つた。最近の国勢調査で「登録日雇が職業安定所を自分のつとめさきとした」という挿話も決して一片の笑い話ではないような状態にある。しかもこれらの登録日雇労働者世帯の生活水準は、昭和29年度の東京都日雇労働者生活実態調査の報告が結論しているように、生存の最低限を維持するにも足りない程度で、当人の労働力を再生産するためにはそのしわは当然に家族、とりわけ子供へよせられるという現状にあり、労働力は当人においても乃至は世代的再生産過程においても明らかに荒廃化の過程を辿っている。

7. 家内工業の一般的残存

日雇労働者が特に大都市の現象であるのと対応して、中小都市から農村地域にも通じて今日なお大量に残存する家内工業的労働は、旧態依然たる非人道的な労働条件の下に公然と存続している。たとえば、山梨県の郡内地方における零細な紡織工場、いわゆるハタ屋での就業状態を述べてみると、朝は6時ないし7時から夜は8時、9時までの14時間労働を普通のこととし、景気のよい時にはもつと長時間働かされているが、ここに雇われている住み込み女工の給与は月3,4千円程度で、それも年ばらい、前ばらいなどの半身売りの形態のものが多い。もちろん業主の子供もこれら被傭者と同じように働いているというよりも、寧ろ家族従業者に強制されるそのような労働形態が住み込みの女工たちにも同じような過重労働をやむないこととして押しつけているというべきであろう。家族主義的零細企業形態と労働力の過剰との結合が発生させる潜在失業的就業はここに最も典型的な姿で現われているといつてよい。特にこの地方で女工たちが経営主夫妻を「おとうさん」、「おかあさん」あるいは「にいさん」、「おねえさん」とよんでいることは、そのような社会関係の根深さを示すなによりの例であろう。そしてこのような家内工業が今日も多数かつ公然と存在しているという事実こそ、今日の雇用問題の潜在失業的性格とその底のないような根深さを示唆して遺憾ないものである。

東京商工会議所が昭和31年4月に行つた東京都下中小企業972事業所の調査結果によると、実働時間8.1～8.9時間で15才の平均賃金4,000円、最低は皮革関係の3,000円であつたが、だとすると上記郡内地方にみる家内工業の実情は、そのまま直接に今日の中小企業の最低辺に接続し、今日のわが国社会の階級的ピラミッドの実態をその極限点において見せてくれるものといつてよいのではないかと考えられる。

9. 潜在失業的低所得就業者数の計測

潜在失業的就業と見做される低所就業者がどのくらいの数に達するかを計量することは、概念規定の上からも計測技術上からも極めてむづかしいことであるが、大要をつかむことを趣旨として若干の仮定にもとづきその輪廓を画いてみると以下のようである。

資料を昭和30年3月の労働力臨時調査にとり、平常仕事を主とする就業者の内、被傭者については男女年齢階級別に、また業主については農林・非農林並びに経営規模(従業者数)別に行われた所得調査の結果を利用する。

潜在失業の規準となる所得水準については、潜在失業が家族主義的な共同労働体制と表裏して存在している実情にかんがみ、当人の性や年齢の差異、乃至は家族における地位を考慮して次のように決定する。即ち、被傭者の場合にはその所得が各自の該当する男女年齢階級の平均所得の2分の1(但し最低月3,000円)にも足りぬ者を以つて潜在失業的低所得就業者とする。所得水準の格差を平均の半分以下(但し最低月3,000円)としたのは、被保護世帯の消費水準の一般勤労世帯に対する格差がほぼその辺にあり、その1人当り消費水準もほぼ3,000円程度のところにあると考えられるからである。業主の場合においてもほぼこれに準じ、その従業者1人当りの月所得が3,000円にもみえない程度(但し農林業主の場合は兼業農家の場合が大部分と考えられるので就業者1人当りの月所得が2,000円にもみえない程度)の所得しか稼げない者を以つてその該当者とする。

したがつて仮定された低所得の境界線は、20才未満の男子被傭者では月3,000円、【最高の50~60才の男子でも月1万1千円程度のものとなり、農林業主の場合でも従業者2~3人の経営規模で年所得6万円、4~5人のそれにあつても11万円程度の低いものである。

およそその程度の基準で計量された低所得就業者数を一括表示すると表17のような結果をえ、総数はほぼ650万という数字をうる。

表 17. 低所得就業者の推計

(昭和30年3月現在・単位万人)

a) 被傭者		男	女	計
全	産 業	150	50	200
b) 自営業主とその家族従業者		自 営 業 主	その家族従業者	計
農	林	100	170	270
非	農 林	90	90	180
	計	190	260	450

もし前記650万という数字に大過ないとすれば、之に平常状態においても職業をもたなかつた完全失業者を加えると、不完全就業労働力の総量は優に700万にも達するとみてよいであろう。前掲表5においてみてきた短時間及び長時間就業数も亦およそ700万をかぞえたことをここに重ねて付け加えておこう。それは昭和30年現在ほぼ4,000万の総労働力の16~18%にも達する。

また、前記低所得男子被傭者150万の内、100万にちかき数は30~64才層の、いわば世帯の扶養責任者たるべき年齢に屬するものであり、農林及び非農林の業主それぞれ100万前後と合せて、合計300万ちかくの者は一家の責任者たるべき地位にある者とみてよい。これまた総計約1,800万世帯の16~18%に達する。これらの数字の計量値としての当否について多くの疑点があることはいうまでもないが、しかし程度の差は如何にともあれ、基幹産業部門の近代的合理化を推進力として推進される国民経済の異常な成長と拡大が、同時にこのような内部的な不均衡を温存し、ともすれば寧ろ拡大再生産しながら進行しつつあるものであることをわすれては深く再思反省せねばなるまい。

9. 拡大経済下の内部的な不均衡

最近の好況は、上段にも触れてきたとおり、雇用構造の上にも若干の好転をみせはじめている。これを前段に

利用された労働力臨時調査についてみても、昭和31年3月の結果は、前年のそれに較べて、あきらかに所得分布の改善の跡を示している。その一端を特に被傭者については表18のようで、全般的な上層移動の跡は歴然としている。農林及び非農林業主についてみた場合も傾向は同じい。

しかし、被傭者の場合にみられるように、月所得8,000円未満の者は、実数では、昭和30年の527万人から昭和31年は545万人へと増加しており、所得構造の全般的改善にもかかわらず、過剰労働力の圧迫の如何に強いものであるかを示している。且つこれから最下層の就業者の大半は零細経営の被傭者であつて、それが典型的に潜在失業的な就業の増加を意味するものであることを示している。しかも、この異常な好況と年率10%を記録するような拡大経済下に持続する内部的不均衡の肥大こそ、われわれが本決議でわが国経済の基本構造にふれる潜在失業問題として緊急強力な対策を要望した当の問題にはかならないのである。

表 18. 平常仕事が主な就業者の所得階級別分布の推移

(昭和30~31年)

所得階級	被 傭 者			
	昭 和 30 年 3 月		昭 和 31 年 3 月	
	実 数	割 合	実 数	割 合
総 数	万人 1,503	100.0	万人 1,632	100.0
月 4 千 円 未 満	104	7.1	84	5.1
〃 4 ~ 8 千 円	423	28.7	461	28.3
〃 8 ~ 12	316	21.5	328	20.1
〃 12 ~ 16	277	18.8	271	16.6
〃 16 ~ 20	115	7.8	155	9.5
〃 20 ~ 24	107	7.3	127	7.8
〃 24 ~ 28	50	3.4	81	5.0
〃 28 ~ 32	34	2.3	48	2.9
〃 32 ~ 36	18		22	
〃 36 ~ 40	5	3.3	10	4.2
〃 40 千 円 以 上	25		37	
所 得 不 詳	30	—	—	—

(備考) 労働力臨時調査による。昭和30年の平均所得は12,700円、昭和31年のそれは13,000円である。なお百分比分布は所得不詳を差し引いた総数を100.0として計算されている。

(ラ ン ド リ ー 氏 逝 く)

(1874~1956)

フランス人口学界の長老ランドリー氏は、1956年8月28日、逝去した。享年82才であつて、天寿を究うしたといふべきであらう。

彼は、1893年、19才でEcole Normale Supérieureに入学、卒業後まもなく文学博士の学位を授けられ、同校の教授に就任した。そのうち、Ecole des Hautes Etudesの学長、さらに文部大臣に就任した。人口学講座の開設に努力したが、フランスの人口事情の改善は、人口思想の普及に待たなければならないと信じていたからである。

人口学に関する彼の業績は数多くあるが、“La Révolution Démographique” “La Démographie Française” および “Traité de Démographie” の三著は、彼が人口学界に遺した最も傑出した業績で、好個の文献として今後も、後進者の啓発に役立つであらう。

彼は、単なる学究ではなく、社会活動の分野は著しく広いが、フランスの人口政策の確立とその推進に寄与した献身的功績は特筆に値しよう。